

文化庁 令和3年度 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
市町村との連携を意識した日本語教育の総合的な体制づくりの展開

次 第

日時： 令和3年11月11日（木）
13：00～17：15
開催方法：オンライン

1. 開会
2. 日本語教育に関する施策説明（出入国在留管理庁・総務省・文化庁・文部科学省）
3. 日本語教育小委員会における審議状況報告（文化庁）
4. 基調講演
「外国人受入れ・共生を念頭においた日本語教育の展開のために」
池上 重弘 氏（静岡文化芸術大学 教授）
5. 実践報告
 - （1）「日本語教育の推進に関する法律」に基づく基本方針から体制づくりへ」
廣田 通規 氏（埼玉県県民生活部国際課 副課長）
 - （2）「市町村と連携した日本語教育モデル展開と自立を目指して」
和田 路也 氏（静岡県くらし・環境部 県民生活局多文化共生課 班長）
前田 美咲 氏（袋井市総務部国際課 主幹兼地域共生係長）
 - （3）「空白地域解消を目的とした日本語教育機関と連携する体制づくり」
早野 浩晃 氏（山梨県知事政策局国際戦略グループ 主任）
古屋 玲子 氏（総括コーディネーター・学校法人ユニタス日本語学校 教務）
山田 恵子 氏（笛吹市市民環境部市民活動支援課 主幹）
6. 実践報告を踏まえた参加者同士の意見交換
7. 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」追加コンテンツ紹介（凸版印刷株式会社）
8. 閉会

【配布資料】

- 資料1 出席者名簿
- 資料2 【出入国在留管理庁】資料
- 資料3 【総務省】「地域における多文化共生推進プラン」の改訂等について
- 資料4 【文化庁・施策説明】文化庁における日本語教育施策について
- 資料5 【文部科学省】外国人児童生徒等教育の現状と課題
- 資料6 【文化庁・審議報告】文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について
- 資料7 【基調講演】外国人受入れ・共生を念頭においた日本語教育の展開のために
- 資料8 【埼玉県】「日本語教育の推進に関する法律」に基づく基本方針から体制づくりへ
- 資料9 【静岡県・袋井市】市町村と連携した日本語教育モデル展開と自立をめざして
- 資料10 【山梨県・笛吹市】空白地域解消を目的とした日本語教育機関と連携する体制づくり

資 料

令和3年度 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

令和3年11月11日
出入国在留管理庁

我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人(過去最高)。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。
 今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1)国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - 共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の策定《施策1》
 - 「国民の声を聴く会」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案に資する意見の聴取《施策2》
- (2)啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施《施策7》
 - 多言語に対応した人権相談及び調査救済手続の広報の実施《施策8》

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

- (1)行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
 - 地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策9》
 - FRESC/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援の実施及び地方機関への情報提供《施策10》
- (2)日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）
 - 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成、生活の分野における学習内容を示す「生活Can do」の作成《施策21》
 - 「日本語教育の参照枠」の活用を促進するとともに、都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための体制づくりの推進《施策22》
 - 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」の「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の充実《施策23》
 - 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実・普及及び日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のためのICT教材の開発・普及《施策27》
 - 日本語教師資格、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討《施策28》
 - 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策32》

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- (1)地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 外国人支援者等の活動の現状・課題の把握、外国人支援者のネットワークの構築《施策34》
 - JICAとの連携による地方公共団体やNPO等の共生社会の構築に向けた取組の推進《施策39》
- (2)生活サービス環境の改善等
 - 警察における外国語対応が可能な職員の配置や各種手続に係る外国語による対応の促進《施策50》
 - 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」等の周知・普及の推進《施策56》
 - 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14言語の外国人向けパンフレット等の配布、犯罪への関与の防止等に係る周知活動の実施）《施策58》
- (3)外国人の子供に係る対策
 - 外国人児童生徒等の学校における日本語指導体制等の構築《施策66》
 - 学齢適システムと住民基本台帳システムの連携や外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握《施策69》
- (4)留学生の就職等の支援
 - 新型コロナウイルス感染症の長期化や新たな危機に備えた外国人留学生の母国でのオンライン学習支援《施策79》
 - 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の自治体や支援機関等への展開《施策82》
 - 大学とハローワークの連携強化による一貫した就職支援、全国の大学等へ好事例等の共有《施策95》
- (5)適正な労働環境等の確保
 - 外国人労働者のための視聴覚教材の多言語化（14言語化）《施策98》
 - 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修の実施及びモデルカリキュラム等の作成《施策104》
- (6)社会保険への加入促進等
 - 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施《施策110》

非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等

- (1)災害時等の非常時における情報発信・支援
 - 「Safety tips」等の周知、多言語辞書の改定による正確な情報の伝達環境の整備《施策114》
- (2)新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等
 - 高等教育機関・日本語教育機関への新型コロナウイルス感染症の感染防止・予防に資する情報等の提供《施策118》
 - 各省庁が把握しているインフルエンサー等に係る情報の集約・共有等、情報発信の充実・強化に向けた取組の推進《施策119》
 - 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底に係る労使団体への要請《施策120》
 - 留学生が多く在籍する日本語教育機関、専門学校等や外国人を雇用する職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施等と、陽性者発見時における幅広い接触者への迅速かつ機動的なPCR検査等の実施《施策121》
 - 在留外国人へのワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による相談対応体制の確保《施策122》
 - 「高度外国人材活躍推進ポータル」における新型コロナウイルス感染症に関する情報発信・イベントの実施《施策125》
 - 困窮留学生等を支援する関係機関とハローワークの連携による就職支援及び支援内容の周知《施策126》
 - 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策として、やさしい日本語・多言語での情報発信、保健衛生に関する有識者会議での検討内容を踏まえた措置の実施《施策128》

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- (1)特定技能外国人のマッチング支援策等
 - 国内のマッチングイベントや海外説明会等の開催による特定技能制度の活用促進《施策123（再掲）》
- (2)特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
 - 技能試験及び日本語試験の実施並びに受験の推進、分野所管省庁による新たな日本語試験の活用の検討《施策134》
 - 特定技能2号試験実施の検討推進、特定技能2号の対象分野追加及び業務区分の整理に係る検討《施策141》
- (3)悪質な仲介事業者等の排除
 - 開発途上国への技術協力等を通じて得た知見等の活用による日本国内の取組の側面支援《施策156》
- (4)海外における日本語教育基盤の充実等
 - 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《施策161》

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- (1)在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 在留手続等に係る手数料の電子納付等の利便性向上を図る施策の検討《施策163》
 - 外国人本人によるオンライン申請の利用の実現、オンライン化対象となる手続の拡大の検討《施策164》
 - 令和7年度中の交付開始に向けた在留カードとマイナンバーカードとの一体化の検討《施策166》
- (2)在留管理基盤の強化
 - 関係省庁及び地方公共団体等の連携による在留外国人の居住地情報の整備《施策170》
- (3)留学生の在籍管理の徹底
 - 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《施策179》
- (4)技能実習制度の更なる適正化
 - 出入国在留管理庁と技能実習機構が連携して行う調査の強化等による技能実習制度の適正化《施策97(再掲)》
 - 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止《施策184》
 - 技能実習生と日本人との同等報酬等の確認・働き方改革関連法の周知の徹底《施策186》
 - 解雇された技能実習生への監理団体による着実な転籍支援の実施、実習生の継続的な状況把握による適切な転籍支援《施策187》
 - 技能実習生のプライバシーや感染予防に配慮した住環境を確保する実習実施者に対する優遇措置《施策188》
- (5)不法滞在者等への対策強化
 - 外国人雇用状況届出情報等の収集・分析機能強化による効果的な摘発の実施《施策189》

※1：下線は総合的対応策（令和2年度改訂）からの変更、※2：施策番号が赤字のものは新規施策

外国人との共生社会の実現のための有識者会議の開催について

背景

外国人との共生社会の実現のための施策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等も踏まえ、我が国に適法に在留する外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、これまで以上に推進していく必要がある。

そこで、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の実施状況等を踏まえ、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題、方策等を国民や外国人に示すことにより、共生社会の実現に取り組んでいく必要がある。



有識者会議の開催

外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき日本語教育の充実、行政情報の多言語化等に係る方策についての中長期的な課題について調査し、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、関係閣僚会議の下に、外国人との共生社会の実現のための有識者会議を開催する。

外国人との共生社会の実現のための有識者会議の開催状況について

令和3年1月 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(第9回)において外国人との共生社会の実現のための有識者会議の開催を決定

(これまでの開催状況)

第1回(令和3年2月24日)

議題:外国人との共生社会の在り方及び取り組むべき中長期的な課題について

第2回(令和3年3月24日)

議題:(1)円滑なコミュニケーションのための日本語教育等の取組について
(2)外国人に対する情報発信・相談体制等の強化について

第3回(令和3年4月28日)

議題:ライフサイクルに応じた支援について

第4回(令和3年5月24日)

議題:共生社会の基盤整備に向けた取組について

第5回(令和3年6月24日)

議題:(1)外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年度改訂)について
(2)意見書(案)について

第6回(令和3年7月28日)

議題:意見書(案)について

 関係閣僚会議に意見を提出予定



「地域における多文化共生推進プラン」 の改訂等について

総務省自治行政局国際室

目次

1. 「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント・・・・・・・・・・ 2
2. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策・・・・・・・・・・ 10
3. 地方公共団体における多文化共生施策の推進・・・・・・・・・・ 16

1. 「地域における多文化共生推進プラン」 改訂のポイント

1. 経緯

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生^(注)の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※旧プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

※改訂に当たって、「多文化共生の推進に関する研究会」(座長:山脇 啓造 明治大学教授)を令和元年11月から令和2年8月までに9回開催。有識者や出入国在留管理庁等の関係省庁から聴取を行い、地方公共団体における多文化共生施策のあり方について検討

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

2. 改訂のポイント

①多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

- ・外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、**多様性と包摂性のある社会を実現**することにより、**ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築**
- ・**ICTを積極的に活用**し、行政・生活情報の多言語化を推進
- ・「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)に基づき、地域の状況に応じた**日本語教育を推進**
- ・**災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制を整備**

②外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

- ・外国人住民と連携・協働し、外国人としての視点や多様性を活かして、**地域の魅力発信、地域産品を活用した起業、地域資源を活用したインバウンド獲得等の取組を推進**
- ・高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する**留学生の地域における就職を促進**

③地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

- ・外国人住民が、主体的に地域社会に参画し、**自治会活動、防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組を促進**

④受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

- ・外国人住民に対する行政サービス提供体制の整備、国や企業と連携した労働環境の確保を推進することにより、**都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備**

総務省は、地方公共団体において、改訂したプランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進をすることを促進

「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

旧プラン(2006年)

[背景・趣旨]

- 日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。
- 都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

[施策]

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

日本語及び日本社会に関する学習支援

② 生活支援

居住

教育

労働環境

医療・保健・福祉

防災

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン(2020年)

[背景・趣旨]

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。
- 社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。
 - (1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
 - (2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
 - (3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
 - (4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

[施策]

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備

日本語教育の推進

生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保

適正な労働環境の確保

災害時の支援体制の整備

医療・保健サービスの提供

子ども・子育て及び福祉サービスの提供

住宅確保のための支援

感染症流行時における対応

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成

外国人住民の社会参画支援

④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体との連携・協働

地域における多文化共生を推進するための具体的な施策（項目一覧）

（1）コミュニケーション支援

- ①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ②日本語教育の推進【新規】
- ③生活オリエンテーションの実施

（2）生活支援

- ①教育機会の確保
- ②適正な労働環境の確保
- ③災害時の支援体制の整備
- ④医療・保健サービスの提供
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥住宅確保のための支援
- ⑦感染症流行時における対応

（3）意識啓発と社会参画支援

- ①多文化共生の意識啓発・醸成
- ②外国人住民の社会参画支援

（4）地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
- ②留学生の地域における就職促進

2. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

②日本語教育の推進

ア. 日本語教育の推進

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する。また、国の施策を勘案し、**地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努める。**

地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。必要に応じて、基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置く。

イ. 日本語教育の推進に係る体制の整備

地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。その際、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(文化庁)の活用も検討する。

2. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

（2）生活支援

①教育機会の確保

ア. 就学状況の把握

学齢簿の編製に当たり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握する。〔後略〕

イ. 就学に関する多言語による情報提供・就学案内

外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、小中学校の入学や学校生活及び就学援助制度、その他学校制度全般について、多言語での周知やわかりやすい説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内する。外国人の保護者に対し、住民基本台帳等の情報に基づき就学案内を送付する。〔後略〕

ウ. 就学校・受入れ学年等の決定 〔略〕

エ. 日本語の学習支援

〔前略〕日本語による学習の効果を高めるために、学校における「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援、加配教員の配置、日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に加えて、ボランティア団体等と連携した学習支援や母語による学習サポート等、放課後等や地域での補習を実施する。

オ. 地域ぐるみの取組の促進 〔略〕

カ. 不就学の子供への対応

キ. 進路指導・キャリア教育 〔略〕

ク. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進 〔略〕

ケ. 外国人学校を各種学校等として設置認可する際の要件審査の弾力的取扱い 〔略〕

コ. 幼児教育制度の周知・多文化対応 〔略〕

サ. 学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れを検討する。

また、地域の実情に応じて、夜間中学の設置を検討する。夜間中学を設置している地方公共団体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内する。

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況

（団体数、％）

回答	都道府県	指定都市	市 (指定都市除く)	区	町	村	計
策定している	47 (100%)	20 (100%)	565 (73%)	21 (91%)	226 (30%)	24 (13%)	903 (51%)
1.多文化共生に関する指針・計画を 単独で策定している	19 (40%)	9 (45%)	91 (12%)	8 (35%)	2 (0%)	0 (0%)	129 (7%)
2.国際化施策一般に関する指針・計 画の中で、多文化共生施策を含め ている	18 (38%)	8 (40%)	53 (7%)	2 (9%)	8 (1%)	0 (0%)	89 (5%)
3.総合計画の中で、多文化共生施策 を含めている	10 (21%)	3 (15%)	421 (55%)	11 (48%)	216 (29%)	24 (13%)	685 (38%)
策定していない	0 (0%)	0 (0%)	207 (27%)	2 (9%)	517 (70%)	159 (87%)	885 (49%)
4.策定していないが、今後策定の予 定がある	0 (0%)	0 (0%)	35 (5%)	2 (9%)	21 (3%)	4 (2%)	62 (3%)
5.策定しておらず、今後策定の予定も ない	0 (0%)	0 (0%)	172 (22%)	0 (0%)	496 (67%)	155 (85%)	823 (46%)
計	47 (100%)	20 (100%)	772 (100%)	23 (100%)	743 (100%)	183 (100%)	1788 (100%)

(注)令和3年4月総務省自治行政局国際室調査による。(令和3年4月1日現在)

(注)回答率100%

多文化共生の推進に係る指針・計画等の策定を予定していない理由

多文化共生の推進に係る指針・計画等の策定を予定していない理由（※複数回答）

回答	割合
担当部署の体制が確保されていないため	38.0%
特段の問題が生じておらず必要性を感じていないため	68.0%
策定の機運・要望がないため	57.1%
ノウハウが乏しいため	34.3%
関係機関等との連携がとれていないため	13.9%
その他	1.1%

(注)令和3年4月総務省自治行政局国際室調査による。(令和3年4月1日現在)

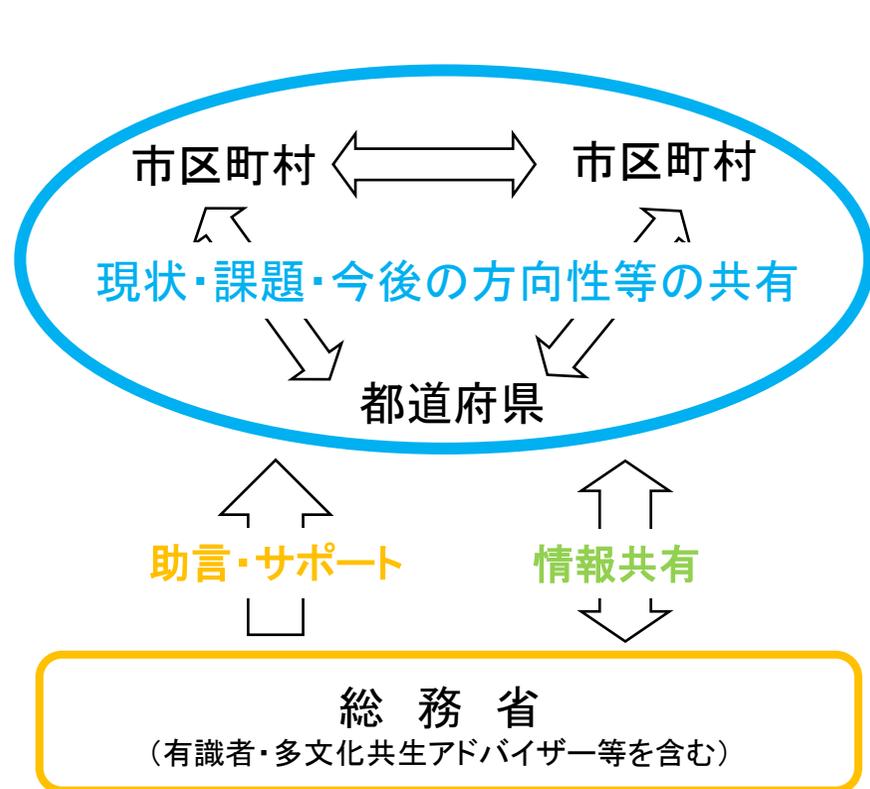
(注)回答率100%

2. 地域における多文化共生を推進する ための具体的な施策

「多文化共生地域会議」について

- 都道府県が域内市区町村等を対象とした「多文化共生地域会議」を開催し(地域ブロック単位や複数の都道府県合同での開催も可)、地域における多文化共生にかかる現状や課題、今後の方向性等を共有する。
- 会議では、有識者・多文化共生アドバイザーによる講演や先進事例の紹介等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。

都道府県単位(市区町村が参加・地域ブロック単位等での開催も可)で開催



<開催実績>

○令和2年度

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して地域ブロック単位で書面にて開催。

【開催団体】

全国6ブロック

【開催内容】

- ・各都道府県の多文化共生施策及び新型コロナウイルス感染症対応等の紹介
- ・「地域における多文化共生推進プラン」の改訂についての紹介
- ・関係省庁等による多文化共生施策の紹介 等

○令和3年度(令和3年10月～令和4年1月にかけて開催予定)

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して地域ブロック単位でオンラインにて開催。

【開催団体】

全国6ブロック

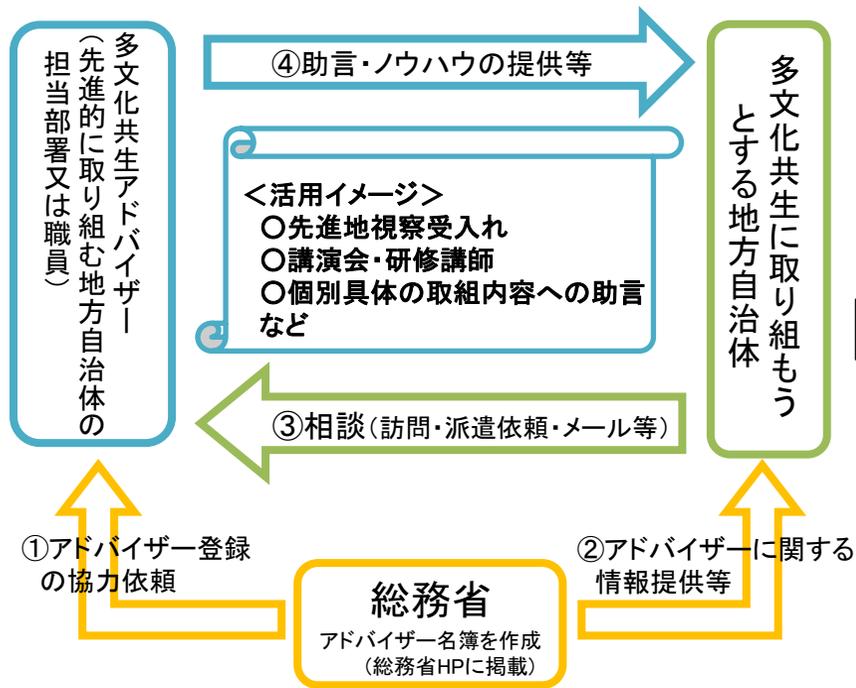
【開催内容】

- ・各都道府県の多文化共生施策及び新型コロナウイルス感染症対応等の紹介
- ・関係省庁等による多文化共生施策の紹介 等

多文化共生アドバイザー制度

- 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方自治体の担当部署又は職員を、「多文化共生アドバイザー」として登録。
- 多文化共生に取り組もうとする地方自治体が、「多文化共生アドバイザー」を通して先進的な取組事例に基づく助言やノウハウの提供等を受けることが可能となる。

活用の流れ(イメージ)



- 1 総務省は、多文化共生アドバイザーとなる地方自治体の担当部署又は職員を一覧としたアドバイザー名簿を作成し、アドバイザーに関する情報提供等を実施
⇒登録アドバイザー数: 78 (令和3年4月1日現在)
※全ての都道府県にアドバイザーの登録あり
(総務省ホームページに「多文化共生アドバイザー名簿」を公開)
- 2 アドバイザーの活用を希望する地方自治体は、アドバイザー名簿を参考に、直接アドバイザーに相談(アドバイザーの活用に当たり、必要に応じ、総務省へ相談)

期待されるアドバイザーの取組の例

- ・地域における情報の多言語化
市政情報の多言語化の実施 多言語案内表示板の設置
- ・医療・保健・福祉に関する支援
医療通訳派遣事業の実施
- ・防災に関する支援
災害時における多言語支援訓練の実施 防災ガイドの作成
- ・外国人住民の自立と社会参画
外国人市民会議の実施

- 市町村の多文化共生アドバイザーの活用に要する以下の経費が**特別交付税措置対象**
①多文化共生アドバイザーの受入れに係る旅費・謝金、②講演会や研修の開催等に係る車両・会場借上費、印刷製本費、消耗品費、
③多文化共生アドバイザーへの訪問に係る旅費、④その他、多文化共生アドバイザーの活用に要する経費

地域国際化推進アドバイザー制度について

自治体国際化協会作成資料

目的

多文化共生、国際交流・協力に係る専門知識・経験を有する方を、クリアが『地域国際化推進アドバイザー』として委嘱したうえで、希望する自治体等に派遣し、必要な情報、適切な助言・ノウハウの提供などを行うことにより、施策の推進、住民理解の促進等に寄与する。

制度概要

【派遣対象団体】自治体・地域国際化協会・市区町村国際交流協会

【アドバイザー・アドバイザーの業務】

以下に関する業務に係る知識・実務経験を有する者(※1)で、当該知識やノウハウの提供、助言等を行う(※2)。

- ① 多文化共生推進のための施策構築・実施 ② 国際協力・国際交流・国際理解教育 ③ 自治体等とNGO/NPO等との連携・協働

(※1) (一財)自治体国際化協会ホームページに名簿一覧を公開(登録者数計:70人)

(※2) 研修や講演会といった形式は問わない

【アドバイザーの委嘱期間】二年間

【経費負担】アドバイザーの謝礼金・旅費はクリアが負担

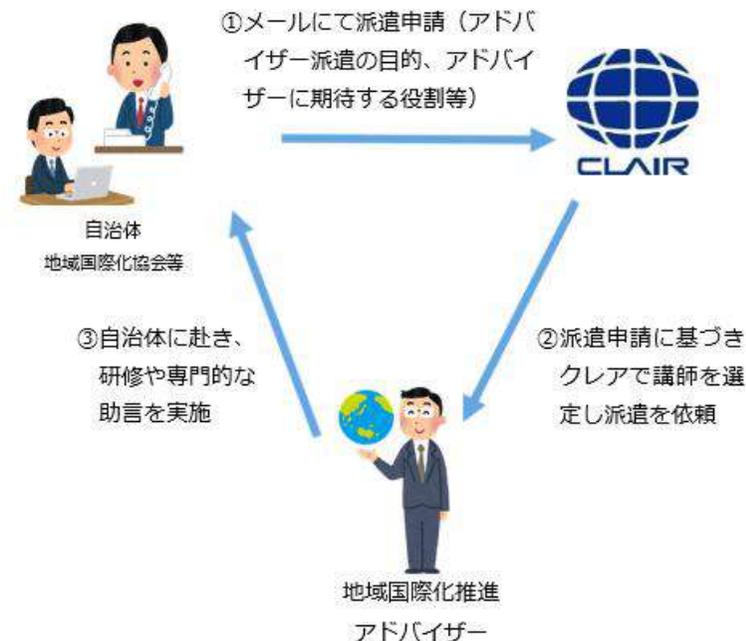
【制度の運用】

限られた予算の中で、より多くの団体に本制度を活用していただくべく、

一般の枠で一団体につき二年度に一回(オンライン派遣の場合は年1回)、および、「災害時の外国人支援」及び「やさしい日本語」に関する派遣の場合、1団体につき1年度1回(上限4時間)活用できることとして運用中。

19

新型コロナウイルスの感染予防のために、令和2年度からオンライン派遣も行っている。



多文化共生マネージャー(略称:「タブマネ」) について



- ◎ クレアは、地域における「日本人も外国人も共に暮らしやすいまちづくり」を目指した取組をデザイン・実践していくために必要な専門的知識を備えた人材を『多文化共生マネージャー』(略称:タブマネ)として認定するなど地域の多文化共生を推進する人材の育成や効果的な活用を支援しています。

【タブマネの主な役割】

- 1 地域の実情を踏まえた多文化共生推進に係る計画・指針づくり、施策の策定
- 2 多文化共生推進に係る施策展開に向けた関係機関との調整・コーディネートなど
- 3 地域住民に対する多文化共生意識の啓発

(参考) これまでにクリアが認定したタブマネ人数：598名(2021年9月末現在)

- ◎ 地域における多文化共生の推進に向けて、タブマネの活躍が期待されています。
- ・ 職員をタブマネとして認定させたい
 - ・ 多文化共生関連事業の企画・実施に向けて近隣に居るタブマネの協力を得たい
- といったご要望・ご質問等がありましたら、まずはお気軽に以下までご連絡ください！

【問い合わせ先】担当課：(一財)自治体国際化協会 多文化共生部 多文化共生課

☎(03) 5213 - 1725²⁰ E-mail: tabunka@clair.or.jp

地域における多文化共生の推進等に係る地方財政措置

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和3年6月15日改訂(関係閣僚会議決定))が改訂され、それらも踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要がある。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、外国人の受入れを伴う事業に係る追加的な財政負担が生じている。
- このため、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

＜地方単独事業分＞ ※①、②は令和元年度から措置、③、④、⑤は令和2年度から措置、⑥は令和3年度拡充措置

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活動経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け防災訓練や災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
⑤地域の国際化推進における国際的な人の往来に伴う新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 対象経費：入国後に必要となる新型コロナウイルス感染症の検査費用及び健康診断料、入国後一定期間の隔離措置を行うための宿泊費及び食費、待機場所への移動、待機中の移動等に要する経費 等	
⑥定住外国人子弟等*に対する就学支援策に要する経費 対象経費（拡充分）：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等 ※新たに、日本語教育が必要な日本国籍の者も対象に含むこととした	

＜国庫補助事業分＞ ※⑦は令和元年度から措置、⑧は令和3年度から措置

措置項目	地財措置
⑦一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：整備費 10/10、運営費 1/2 (R3当初予算：1.1億円)	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置
⑧外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文化庁所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1/2 (R3当初予算：5億円)	(市町村分) 特別交付税措置

3. 地方公共団体における 多文化共生施策の推進

佐賀県の取組

～県と市町が連携した日本語教室の普及拡大～

背景・課題

■外国人・日本人のコミュニケーションが円滑に図れる環境づくりを整備し、多文化共生の地域づくりを推進するため、全市町に日本語教室を設置することを目指した。



▲多文化共生に関する市町連絡協議会で日本語教室の先行設置市町の事例を紹介

取組内容

■日本語教室が未設置となっている市町向けに、文化庁の「地域日本語教育スタートアッププログラム」の説明会や日本語教室の設置に関心のある市町と共催で「やさしい日本語」講座を実施。

取組のポイント

■市町職員の多文化共生の意義や日本語教室の必要性への理解促進のために、市町職員に対して「やさしい日本語」研修の開催や外国人住民と触れ合う機会の提供、多文化共生に関する市町連絡協議会での先行設置市町の事例の共有等を行った。

成果

■日本語教室を設置する市町の進展(設置又は設置に向けて検討:15市町/20町村)

(公財) 浜松国際交流協会の取組 ～中山間地域におけるインターネット授業～

背景・課題

■ 中山間地域の浜松市天竜区は、外国人散在地域で、日本語の指導ボランティアの高齢化が進む中、指導役の確保が課題。



▲オンラインで発表する学習者
(画面に映っているのは指導役の大学生)

取組内容

■ とは 県内の常葉大学と連携し、同区で毎週行われている日本語教室において、月1回、同大学の日本語教員養成課程等の学生によるオンライン日本語教室を実施。教材は、(独)国際交流基金の「いろどり 生活の日本語」を使用。

取組のポイント

■ 本事業の連携先に、常葉大学で日本語の教授法(教案作成等)を指導する教員が含まれており、その指導を受けた大学生が指導役を務めた。

成果

■ 地理的に不便で日本語教師の不足が懸念される中山間地域でも、ICTを活用することで日本語教室の持続可能性を見出すことができた。
■ 大学生にとっては、大学の学習内容を実践する場となった。

総務省自治行政局国際室

電 話 (03) 5253-5527 (ダイヤルイン)

F A X (03) 5253-5529

E-mail kokusai@soumu.go.jp

HP(URL) <https://www.soumu.go.jp/kokusai/index.html>

令和3年度 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

文化庁における日本語教育施策について



Japanese Language Education

令和3年11月

文化庁国語課地域日本語教育推進室

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働，出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上，財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。**
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

（地方自治体の責務）

地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

行われる

（連携の強化）

国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦幼

国の責務等

- ・国の責務
- ・連携の強化

関係

- ・地方公共団体の責務
- ・法制上、財政上の措置等

- ・事業主の責務
- ・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。

・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・ 外国人等である**幼児，児童，生徒等**に対する日本語教育
- ・ **外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・ 外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・ **難民**に対する日本語教育
- ・ 地域における日本語教育
- ・ 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・ 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・ 日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・ 教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・ 日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・ **海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・ **在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・ 日本語教育の実態，効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・ 外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・ 地方公共団体は，国の施策を勘案し，地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・ **政府**は，関係行政機関相互の調整を行うため，**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・ **関係行政機関**は，**日本語教育推進関係者会議**を設け，関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・ 地方公共団体に，地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため，**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は，以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。

○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育

(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等)

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

(日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価の枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成、
「JF日本語教育スタンダード」の策定、指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

5 日本語

・「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（令和2年3月文化審議会国語分科会）
で提言された日本語教師の資格制度の枠組み、制度の実施に関連する事項の詳細

6 日本語

・資格創設にあたり日本語教師の業の範囲等を明確にするため、日本語教育の推進に関する法律附則第2条における「日本語教育機関」の範囲や評価制度

→文化庁において有識者会議を設置して検討を行い、令和3年8月に、「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～」としてとりまとめ

第3章

1 推進体制

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

第2章 日本語教育の推進に関する事項

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

5 日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめた。令和3年度最終報告を取りまとめるとともに、活用のための手引き等や「生活Can do」を作成予定。

*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

「日本語教育の参照枠」

全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

5つの言語活動

（言語活動別の熟達度を示す）

聞くこと

読むこと

話すこと
（やりとり）

話すこと
（発表）

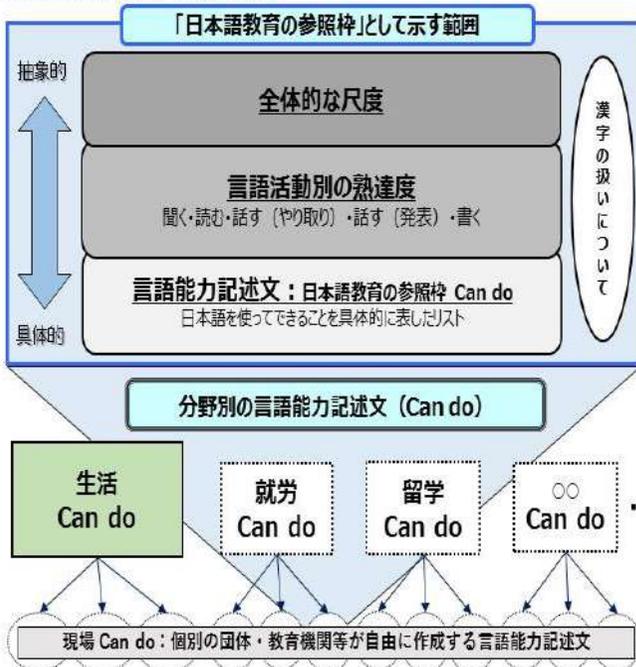
書くこと

期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的なかつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより試験の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与する。

1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	B2	A2
C1	B1	A1

漢字の扱いについて

聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。

いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。

自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。

仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。

ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。

具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ① 生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ② 学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③ 評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）の概要

令和3年6月15日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

※出入国在留管理庁ウェブサイト掲載情報を基に、文化庁において独自に作成したもの。

- 我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人（過去最高）。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。
- 今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
- (2) 啓発活動等の実施

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

- (1) 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
- (2) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- (1) 地域における多文化共生の取組の促進・支援
- (2) 生活サービス環境の改善等
- (3) 外国人の子供に係る対策
- (4) 留学生の就職等の支援
- (5) 適正な労働環境等の確保
- (6) 社会保険への加入促進等

非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等

- (1) 災害時等の非常時における情報発信・支援
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- (1) 特定技能外国人のマッチング支援策等
- (2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- (3) 悪質な仲介事業者等の排除
- (4) 海外における日本語教育基盤の充実等

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
- (2) 在留管理基盤の強化
- (3) 留学生の在籍管理の徹底
- (4) 技能実習制度の更なる適正化
- (5) 不法滞在者等への対策強化

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）の概要

令和3年6月15日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

※出入国在留管理庁ウェブサイト掲載情報を基に、文化庁において独自に作成したもの。

- 我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人（過去最高）。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。
- 今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり (2) 啓発活動等の実施

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

(1) 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

(2) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

ライフステージに応じた支援

(2) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

- ▶ 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成、生活の分野における学習内容を示す「生活Can do」の作成《施策21》
- ▶ 「日本語教育の参照枠」の活用を促進するとともに、都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための体制づくりの推進《施策22》
- ▶ 日本語学習サイト「つながるひろがるにほんごでの暮らし」の「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の充実《施策23》
- ▶ 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実・普及及び日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のためのICT教材の開発・普及《施策27》
- ▶ 日本語教師資格、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討《施策28》
- ▶ 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策32》

背景・課題

我が国の在留外国人は令和2年末で289万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響で、入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化しているものの、政府の外国人労働施策や留学施策により、今後も在留外国人や日本語学習者数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年度改訂）や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月公布・施行）」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を推進**。

1

日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2

日本語教育の質を担保するための評価、向上のための施策が必要。

事業内容

1 確保 展開 ・ 学習 機会の 全国 的 展開	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進 604百万円（500百万円） 令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 令和4年度は、全体の7割を達成（47/67）、「日本語教育の参照枠」を活用した日本語教育を推進。	②日本語教室空白地域解消の推進強化 192百万円（152百万円） ○ 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ○ インターネットを活用した日本語学習教材（つながるひろがる にほんごでのくらし）の開発・提供。 令和4年度は「日本語教育の参照枠」を踏まえて動画コンテンツを追加。	③日本語教育の先進的取組に対する支援等 27百万円（44百万円） NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。	⑤日本語教育のための基盤的取組の充実 7百万円（7百万円） ○ 日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）を運用。 ○ 日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催。
	2 向上等 日本語教育の質の	①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用 221百万円（200百万円） 文化審議会国語分科会が示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」の教育内容、モデルカリキュラムに基づく日本語教師養成・現職者研修のカリキュラム開発・実施・普及を行う。 令和4年度は、就労及び地域日本語教育の人材に対する研修機会を拡充。	②日本語教育に関する調査及び調査研究 34百万円（32百万円） 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。（実態調査、日本語教育の参照枠の検証、日本語教育機関の多言語ポータルサイトの調査 等）	③日本語教師の資格等に係る施策の充実（新規） 86百万円（－百万円） 公認日本語教師（仮称）の国家資格について次期通常国会への法案提出を踏まえ、資格取得に係る試験内容や試験実施機関、教育実習に必要なプログラム内容等の調査を実施。

アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育人材の質を高める取組の展開

アウトカム（成果目標）

- ・日本語学習者の増₃₇（日本語教育環境の整備）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・外国人との共生社会の実現

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和4年度要求・要望額 604百万円
 (前年度予算額 500百万円)



背景・課題

- ①新しい在留資格の創設等の国の施策によって、我が国の在留外国人数は増加傾向であり、日本語教育の重要性が高まっている。
- ②平成30年より外国人材の受入れ環境の充実のための「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年改訂）が推進されるとともに、令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」が閣議決定された。
- ③同法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施することが責務と初めて位置付けられ、関係機関との連携強化や必要な体制の整備に努めることとされており、その推進の重要性が高まっている。
- ④日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議において、日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みの方向性が示された。
- ⑤文化審議会国語分科会において、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法に関する共通の指標となる「日本語教育の参照枠」を令和3年度末にとりまとめる予定である。



出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年未現在）

事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助事業者：都道府県・政令指定都市、補助率1/2】

「令和3年度採択実績」件数：42件（継続34件、新規8件）

- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」、地域内の日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」、日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」の設置等の広域での総合的な体制づくり
- 日本語教育機関、企業等の関係機関と連携し、日本語教師を活用した先導的な日本語教育の実施
- 外国人が地域社会に参画して活躍する共生社会を実現していくため、「日本語教育の参照枠」を活用し、学習者の更なる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育
- 市町村が都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等への支援 ※市町村へは県事業の中で間接補助（令和3年度より特別交付税措置）

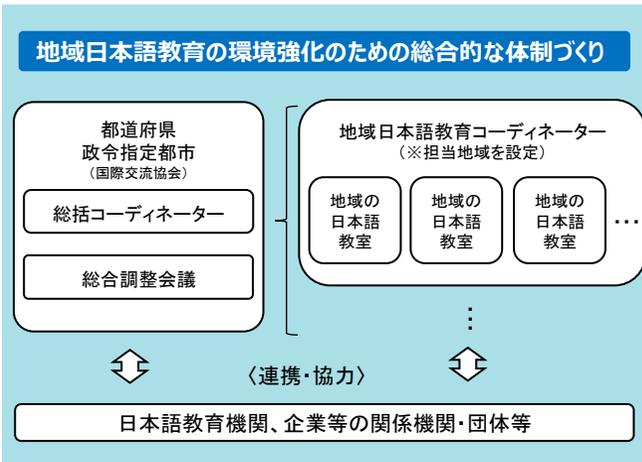
【件数・単価】40箇所→47箇所

1,150万円→1,200万円程度（市町村への支援 各県4件→5件）を想定

【事業期間】令和元年度～

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

- 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催



アウトプット（活動目標）

- ①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- ②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
 （令和3年度より日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定予定）

インパクト（国民・社会への影響）

- ①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- ②日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- ③日本語教室は、外国人にとって、日本語のみならず地域での生活を知るとともに学習できる場でもあり、地域社会との接点としてセーフティネットとして機能する

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

1. 地域における日本語教育の体制整備

⇒ 国・都道府県・市町村の役割分担

主体	役割分担の内容
国 (文化庁)	日本語教育の目標及び標準的な内容・方法及び体制整備の在り方を指針として示し、その具体化を担う人材養成を行うこと、日本語能力及び日本語指導力の評価方法等について指針を示すことなどの役割を担う
都道府県	域内の実情に応じた日本語教育の体制整備や、日本語教育の内容等の検討・調整を行うこと、域内の日本語教育事業を推進できる人材を養成することなどの役割を担う
市町村	都道府県が検討・調整した日本語教育の内容等を現場の実情に沿って具体化すること、地域における日本語教育の指導者を養成することなどの役割を担う

令和3年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体所在地

合計42団体

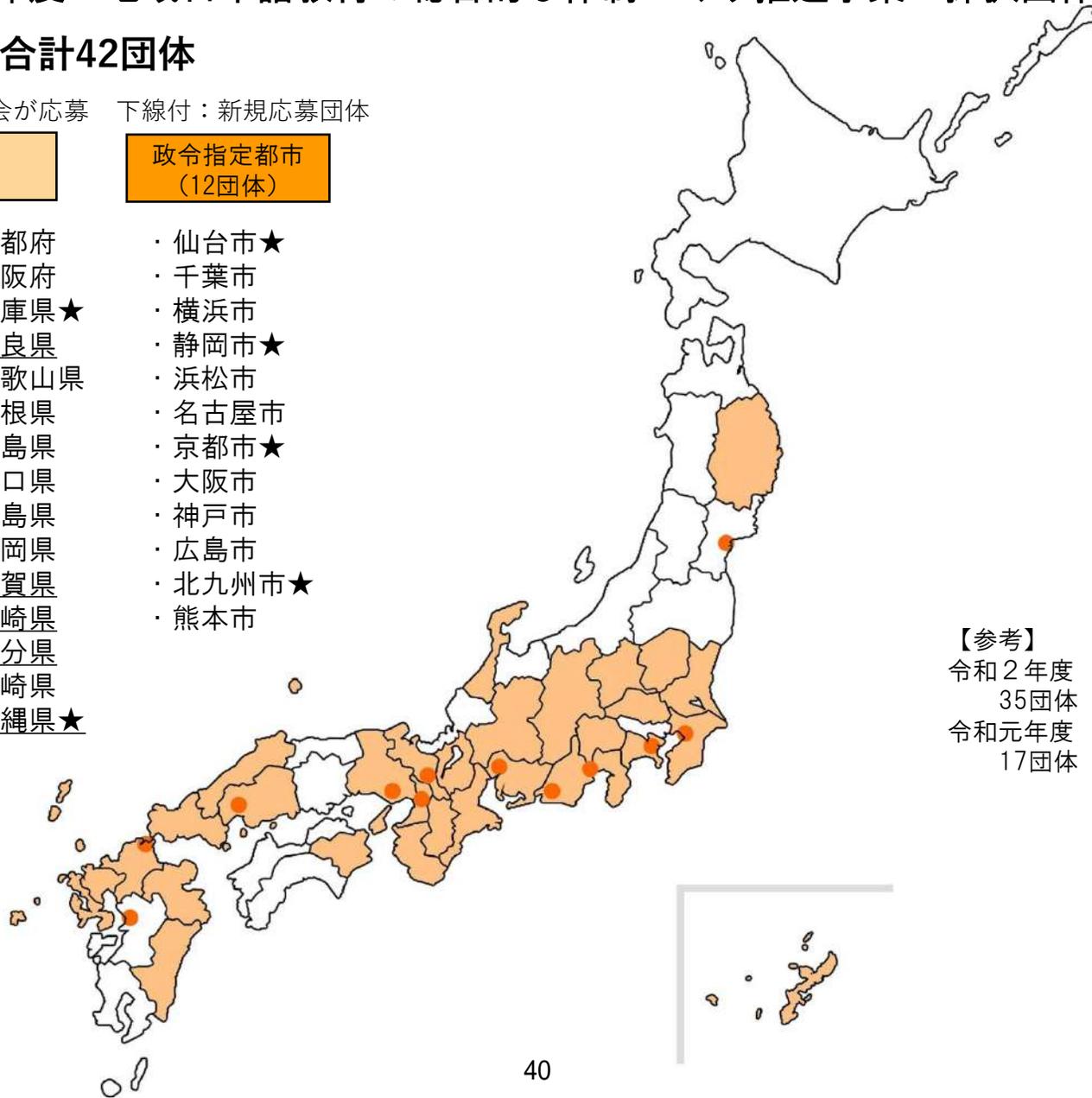
★：地域国際化協会が応募 下線付：新規応募団体

都道府県
(30団体)

政令指定都市
(12団体)

- ・ 岩手県
- ・ 茨城県
- ・ 栃木県
- ・ 群馬県
- ・ 埼玉県
- ・ 千葉県
- ・ 神奈川県
- ・ 石川県
- ・ 山梨県
- ・ 長野県
- ・ 岐阜県
- ・ 静岡県
- ・ 愛知県
- ・ 三重県
- ・ 滋賀県
- ・ 京都府
- ・ 大阪府
- ・ 兵庫県★
- ・ 奈良県
- ・ 和歌山県
- ・ 島根県
- ・ 広島県
- ・ 山口県
- ・ 徳島県
- ・ 福岡県
- ・ 佐賀県
- ・ 長崎県
- ・ 大分県
- ・ 宮崎県
- ・ 沖縄県★

- ・ 仙台市★
- ・ 千葉市
- ・ 横浜市
- ・ 静岡市★
- ・ 浜松市
- ・ 名古屋市
- ・ 京都市★
- ・ 大阪市
- ・ 神戸市
- ・ 広島市
- ・ 北九州市★
- ・ 熊本市



【参考】
 令和2年度 実施団体 35団体
 令和元年度 実施団体 17団体

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和4年度要求額
(前年度予算額)

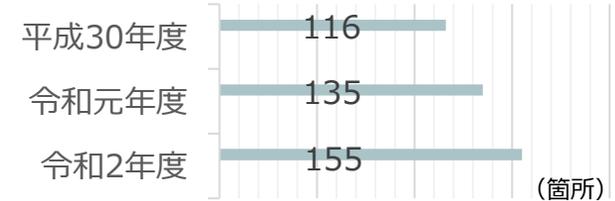
192百万円
152百万円)



背景・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は1,133である（令和2年11月現在）。このうち、地域住民に対する外国人比率の全国平均2.27%以上でありながら空白地域である市区町村は155となっており、このような空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供するための支援が必要である。

外国人比率が全国平均以上の空白地域数の推移：（出典）文化庁日本語教育実態調査（平成30年度～令和2年度）



事業内容

空白地域在住の外国人に対する日本語学習機会の提供を目的として、以下の取組を行う。

1. 地域日本語教育スタートアッププログラム

《令和3年度採択実績》件数：20件（継続12件（2年目5件、3年目7件）、新規8件）

・アドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。

件数：53件（継続13件、新規20⇒40件）

単価：約170万円/件（オンライン対応経費等を追加）

2. 空白地域解消推進セミナー（1開催）、研究協議会（空白地域が多い都道府県2開催）の開催

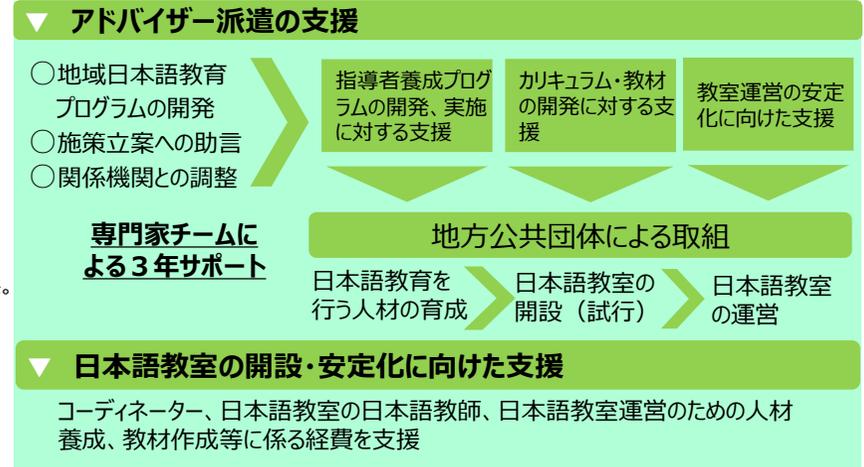
3. ICT教材の開発・提供【日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）】

・日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人が独学で日本語を習得できる学習教材（ICT教材）を開発・提供。（生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等。）

・14言語対応。（日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語）

・地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加して、日本語学習教材の充実を図る。

【地域日本語教育スタートアッププログラム事業概要】



アウトプット（活動目標）

- ・市区町村の日本語教室新規開設
- ・空白地域解消推進セミナー等の開催による実践事例の共有
- ・ICT教材の拡充による学習機会の広範的提供

アウトカム（成果目標）

- ・市区町村における日本語教室の新規開設及び日本語教室の開設困難地域については、ICT教材の活用により、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会が提供されること。
- ・日本語教室開設のノウハウが共有され、安定した日本語教室の開設が普及すること。

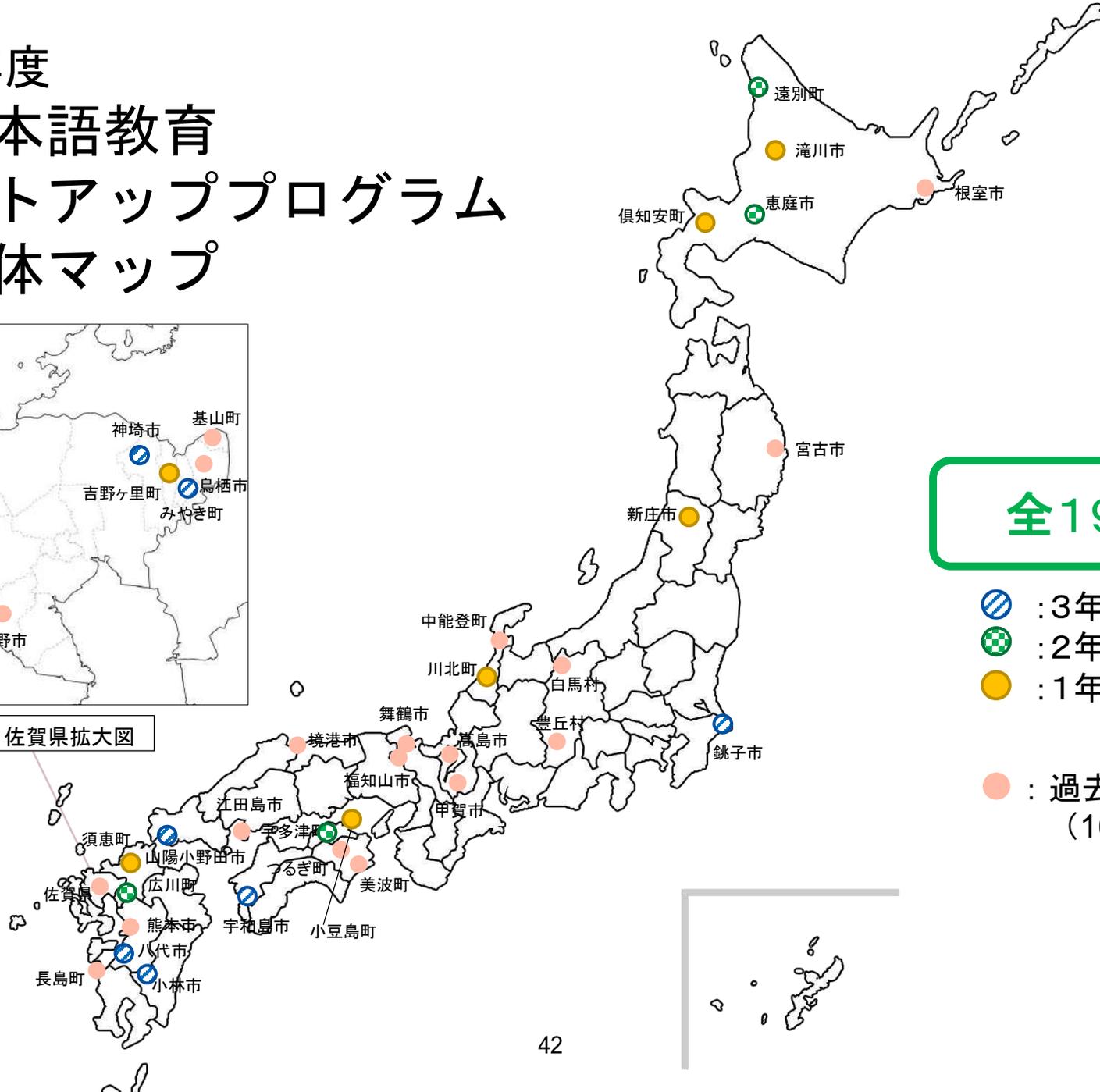
インパクト（国民・社会への影響）

- ・地域に日本語教室が開設或いはICT教材で、外国人住民が日本語を習得することにより、近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり、孤立することが少なくなる。
- ・外国人が地域住民として地域社会へ参画することが増え、外国人の受入れが円滑になる。
- ・外国人との共生が図られるとともに、ダイバーシティ効果により地域が活性化する。

令和3年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 実施団体マップ



佐賀県拡大図



全19団体

- : 3年目 (7団体)
- : 2年目 (5団体)
- : 1年目 (7団体)
- : 過去活用団体 (16団体)



「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト

つながるひろがる にほんごでの暮らし



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
(委託：凸版印刷株式会社)

内容

- ・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等
- ・活用方法等のセミナー開催

対応言語 全14言語を目標に追加予定

令和元年度：6言語開発

(日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)

令和2年度：4言語追加

(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール(カンボジア)語)

令和3年度：4言語追加

(韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語)

使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット
- ・ポスター
- ・広報用動画



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになったりすることを目標として、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し定着に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう。



日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業

令和4年度要求額
(前年度予算額)

221百万円
200百万円)



背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。

- ◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
- ◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）



事業内容

上記報告で示された「教育内容等」に基づき、①日本語教師の養成カリキュラム開発、②現職日本語教師の研修カリキュラム開発、③開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業」を全国各地で実施。令和4年度は、令和3年度策定予定の「日本語教育の参照枠」を踏まえたカリキュラム開発及び外国人就労者や地域日本語教育コーディネーター向けの研修事業の充実を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・日本語教師の養成・研修カリキュラムの開発
- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開

アウトカム（成果目標）

- ・優良な養成・研修カリキュラムの浸透
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍

インパクト（国民・社会への影響）

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与

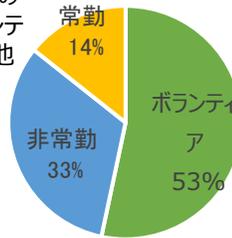
背景・課題

在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する人材が不十分であり、日本語教育機関で勤務する日本語教師が適切な指導を行える専門的な知識及び技能を有していることを保証する仕組みが必要。

このため、公認日本語教師の国家資格を創設するとともに、政省令の策定のための協力者会議の開催や、試験の実施に向けた調査研究、研修システムの開発といった、制度実施に必要な予算事業を確実に実行することにより日本語教育の水準の維持向上を図り、外国人等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができる環境を整備し、在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現を図る。

国内の日本語教育人材のうち、現在約5割をボランティアによる者が占め、その他非常勤による者が3割、常勤による者は1割強。

文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和元年11月1日現在）



○成長戦略FU(令和3年6月18日)抜粋 ii) 高度外国人材の受入促進(教育プログラム等の充実)

・日本語教育の推進に関する法律等に基づき、日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、2022年通常国会での法案提出も視野に、2021年度中に検討を進める。

事業内容

政令・省令検討のための調査研究協力者会議の開催 要求額：4百万円

- 日本語教師の資格化及び日本語教育機関の類型化に係る法律が令和4年度に成立予定であることを踏まえ、政令及び省令の検討に当たり、制度をより実状に沿ったものとするため、調査研究会議を設置し有識者の意見を聞く。
- 【検討課題：（資格）指定日本語教師養成機関の認定基準、試験実施機関及び登録機関の要件等、（機関の類型化）評価制度の基準の詳細、第三者認定機関の詳細等】
- ・事業期間：令和4年度

公認日本語教師試験等の運用のための調査研究 要求額：82百万円

- 国家資格の運用には、日本語教師の能力を判定するための試験の開発を行う必要がある。本事業では、適切な試験実施に向け試験内容の詳細や試験実施体制について、有識者会議の設置やヒアリング調査等を通じ検討を行う。

- | | |
|--|---|
| ① 下記②及び③に関する調査研究協力者会議の開催
・要求額：4百万円
・事業期間：令和4年度～令和6年度 | ③ 自己研鑽研修に関するシステム開発
➡公認日本語教師には、「知識及び技能向上のための研修」の受講による自己研鑽が義務づけられることになるが、各教師が研修を受講し、データを蓄積するための研修システムを構築。令和4年度はシステムの仕様定義のためのアンケート調査等を行うほか、既存の研修等の内容との整合性を調査するなど、既存の研修と本研修システムの紐づけを行うためのヒアリング調査等を実施する。
・要求額：22百万円
・事業期間：令和4年度～令和6年度 |
| ② 日本語教育能力試験の実施に向けたシステム開発
➡試験の受付や、受験者のデータ蓄積、回答分析等が可能な試験運用システムの開発を行う。令和4年度はシステムの仕様定義を行う予定。
・要求額：56百万円
・事業期間：令和4年度～令和6年度 | |

アウトプット（活動目標）

- ・政省令の策定やシステム開発等資格化に必要な環境の整備
- ・公認日本語教師を配置する日本語教育機関の増加

アウトカム（成果目標）

- ・日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応
- ・日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える在留外国人の減少

インパクト（国民・社会への影響）

在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現

背景・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、**日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がない**ため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年度末に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する**共通の指標として「日本語教育の参照枠」**(いわば物差し)を策定予定であることから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。



事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業 (新規) > 5 機関×1000万円 (予定)

「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文: Can doという。)やレベル尺度(A1~C2の6段階)等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関等に、同参照枠を活用した生活・留学・就労等の各分野のモデルとなる「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等」を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和3年6月改訂)

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月)

1. 【参照枠を活用した教育モデルの開発】

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- Can doに基づくカリキュラム開発・試行
- 教育機関内の教師研修の開発
- 評価法・教材等の開発



2. 【開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進】

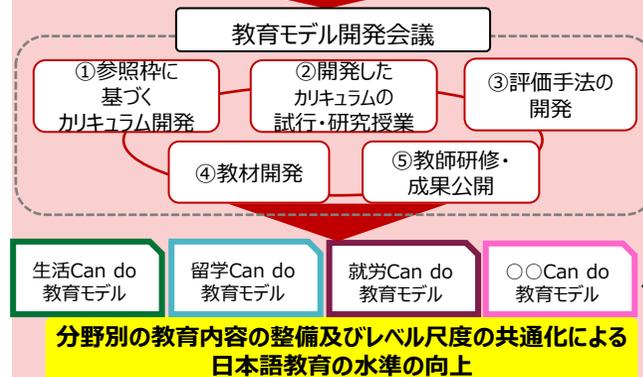
※1で開発した教育モデルを広く公開する

- ◆ 開発した教育・研修モデルの公開
- ◆ 授業研究のための公開授業



「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

- (1) 地方公共団体が実施する生活のための日本語教育機関
- (2) 留学生を対象とした日本語教育機関
- (3) 就労のための日本語教育実施機関 など



アウトプット (活動目標)

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ② 教育実践活動のモデルの構築
- ③ 教育内容に応じた評価手法の開発
- ④ 公開授業・教師研修の開発
- ⑤ 分野別日本語教育の連携モデルの開発

アウトカム (成果目標)

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ② 教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ③ 教育内容に応じた評価手法の改善
- ④ 公開授業・教師研修による教育の質の向上
- ⑤ 分野別日本語教育の連携

インパクト (国民・社会への影響)

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和3年11月

文部科学省総合教育政策局
国際教育課

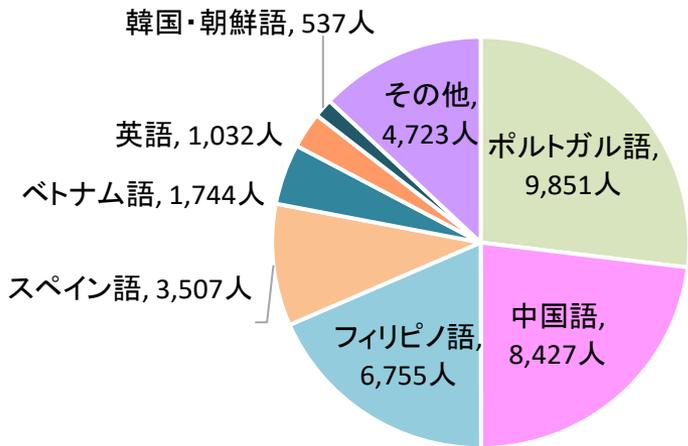


外国人児童生徒教育の現状

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れて**おり、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**10年間で1.5倍増(平成30年度に5万人超)**。
 - 他方、こうした児童生徒のうち**2割以上が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
 - また、令和元年度の調査では、**約2万人の外国人の子供が、就学していないか、就学状況が確認できていない状況**にあることが明らかに。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、**活力ある共生社会の実現**を図る。

多様化の進展(外国人児童生徒の母語)



※公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒数 36,576人

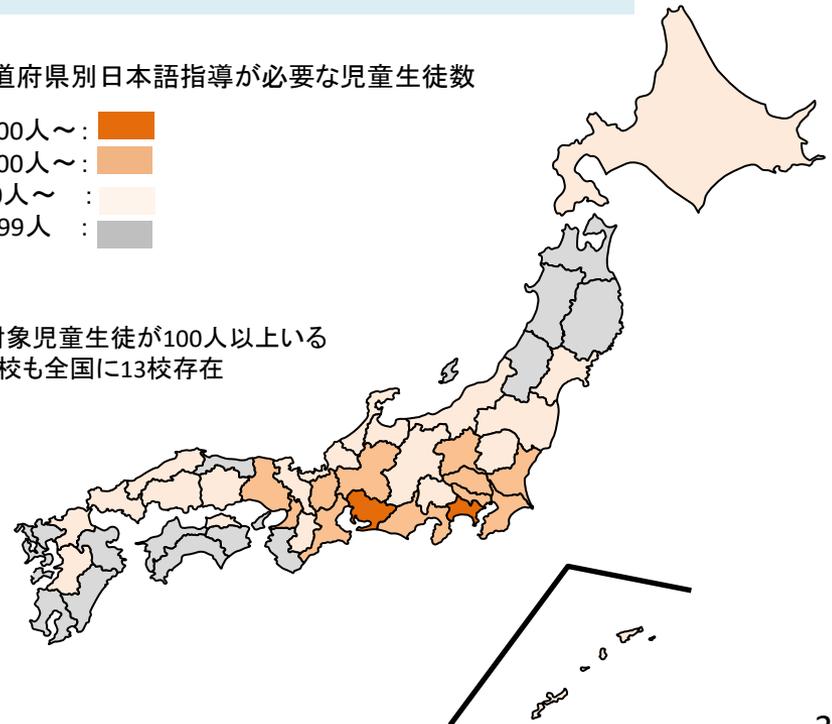
出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

集住・散在化(学校への在籍状況)

都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数

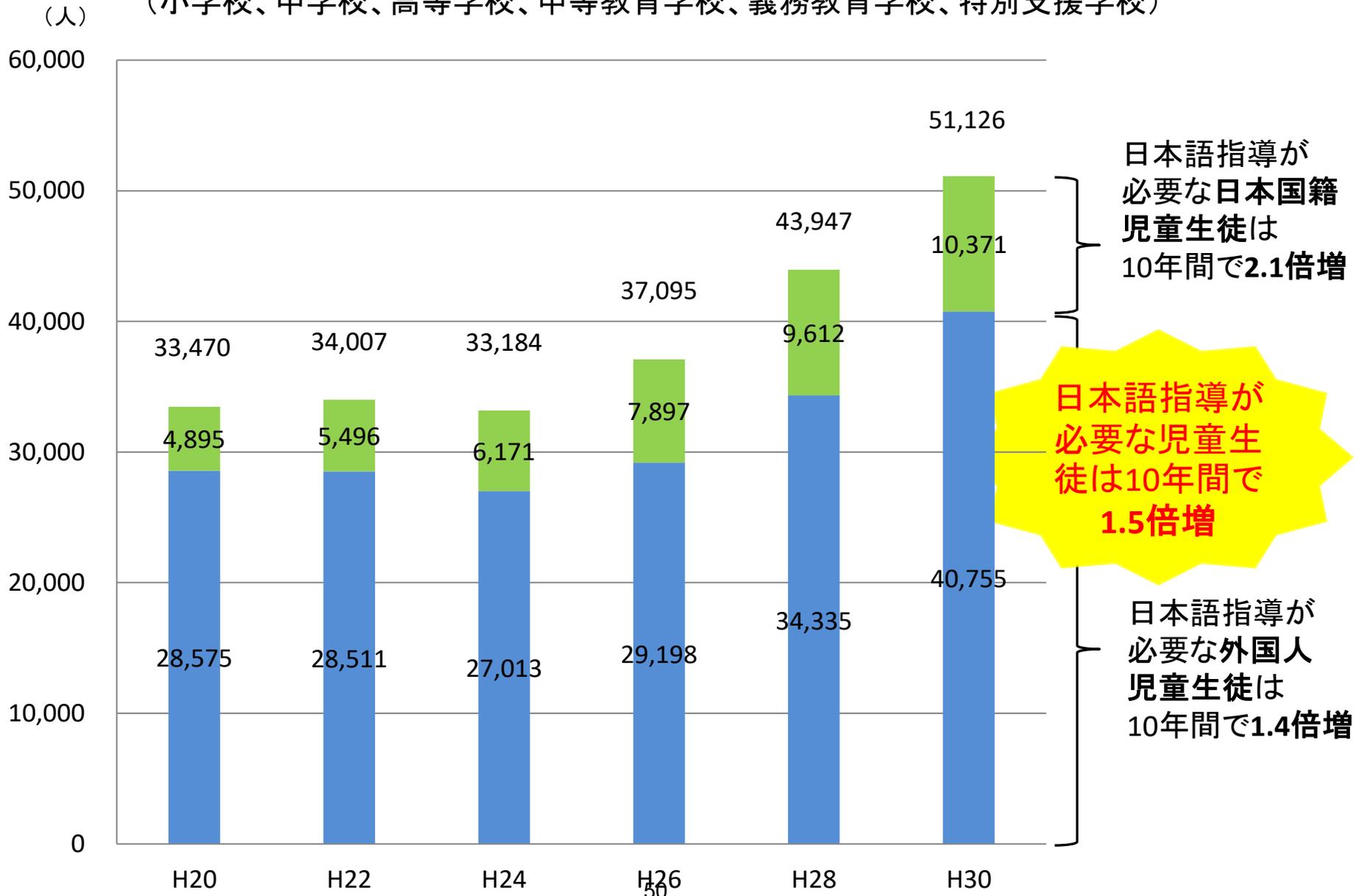


※対象児童生徒が100人以上いる学校も全国に13校存在



公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



外国人児童生徒等教育に関する施策の充実

外国人児童生徒等への教育の充実

令和4年度要求額 12億円
(前年度予算額 9億円)



施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるよう以下の取組を行う。

課題

入国・就学前

- 最大で2万人が不就学の可能性

義務教育段階

- 日本語指導が必要な児童生徒は5万人
- うち、2割が特別の指導を受けられていない

高等学校段階

- 年間で1割が中退
- 大学等進学率は4割

進学・就職へ

① 就学状況の把握、就学の促進

- ② 指導体制の確保・充実
③ 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善
⑤ 異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④ 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 0.7百万円 (0.7百万円)

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 21百万円 (23百万円)

- 「かすたねっと」による多言語文書、日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーの派遣 ・外国人の子供の就学状況等調査 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) 日本語指導にかかる施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される。

外国人の子供の就学促進事業 107百万円 (107百万円)

- <支援メニュー> 補助率3分の1
- ・就学状況等の把握、就学ガイダンス
- ・日本語指導、学習指導 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) 不就学を防止し、すべての外国人の子供の教育機会が確保される。

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 969百万円 (723百万円)

- <支援メニュー> 補助率3分の1
- ・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導者、母語支援員派遣 ・ICT活用 ・高校生に対する包括的な支援 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される。

多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究 36百万円 (36百万円)

- ・集住地域：多文化共生のための効果的な教育課程編成や指導方法開発 等
- ・散在地域：拠点校、遠隔支援校の設置による効果的な指導体制の構築 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) モデル化を通じて、多様な文化的背景を理解しながら学ぶ環境が創造される。

高等学校における日本語指導体制整備事業 22百万円 (19百万円)

- ・日本語指導等の指導資料の作成
- ⇒ (本事業により達成される成果) 高校段階における指導体制が整備されることにより、高校中退を防止し、進路選択の充実が図られる。

体制整備

指導内容構築

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和4年度要求額 1,076百万円
(前年度予算額 830百万円)



背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は5.1万人（10年間で1.5倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約2割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は約6割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約2万人
⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、**各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠。**



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (事業期間：H25～)

要求額 : 969百万円 (723百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助
補助率 : 1 / 3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

II. 外国人の子供の就学促進事業 (事業期間：H27～)

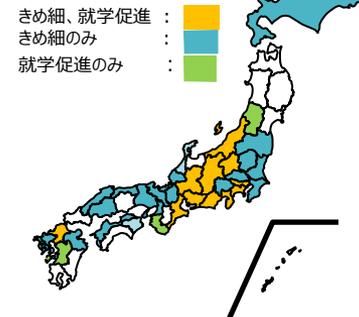
要求額 : 107百万円 (107百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1 / 3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

(参考) 令和3年度補助実績

【きめ細事業実施】	【就学事業実施】
26都道府県	1県
15指定都市	4指定都市
18中核市	2中核市
80市区町村	18市区町村



<関連する政府方針(抄)>

- ・2022年度までに必要とする全児童生徒が日本語指導を受けられるようにする。「対日直接投資促進戦略」(R3.6.2推進会議決定)
- ・外国人の子供に対する日本語指導等の支援体制の充実を図り、高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の2023年度からの円滑な導入を目指す。
- ・2025年度までに全ての外国人の子供の就学状況を一体的に管理・把握できるようにする。「成長戦略フォローアップ」(R3.6.2閣議決定)
- ・就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R3.6.15関係閣僚会議決定)
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の施策を着実に実施する。外国人の子供の就学支援等に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2021」(R3.6.18閣議決定)

➤ 外国人児童生徒等の増加・多様化などの状況変化に対応しつつ、地域の実情に応じた適切な指導・支援体制が構築されることで、日本語指導が必要な全ての児童生徒に対する全国的な教育機会の確保・教育水準確保につなげる。

概要

実施主体：都道府県、市区町村

日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等が、学校において特別の配慮に基づく指導を受けることができるようにするため、都道府県・市区町村が実施する体制整備等に要する経費を補助(補助率1/3)

1. 補助事業のメニュー(都道府県レベル、市区町村レベルの双方)

- 日本語指導に関する運営・情報共有のための会議の開催
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクールの開催
- 親子日本語教室の開催
- ICTを活用した日本語指導の実施
- 高校生に対する日本語指導や進路指導等、包括的な支援の実施 等

2. 補助対象経費

人件費、謝金、旅費、印刷製本費、借損料、通信運搬費、委託費 等

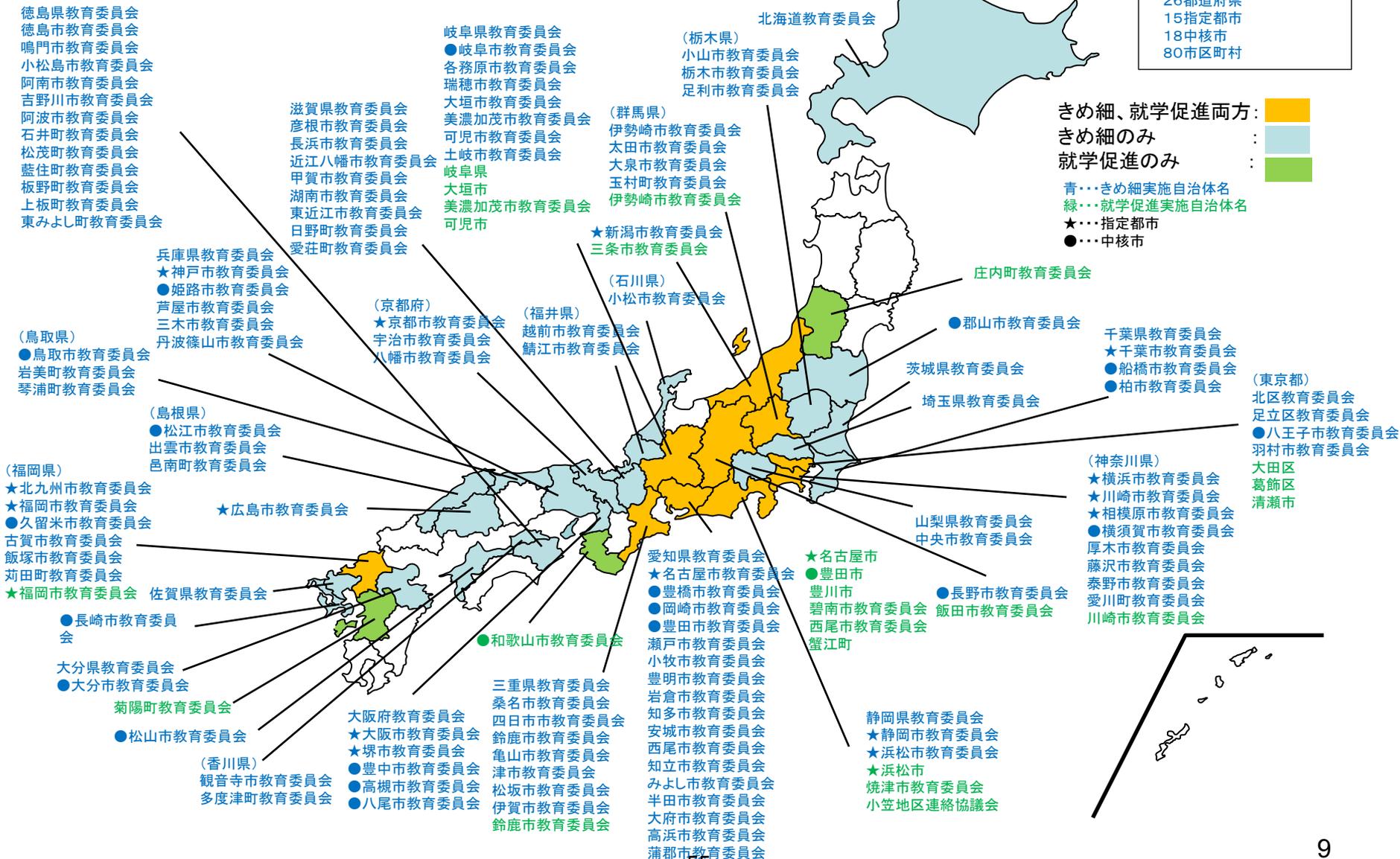
3. 事業実績

令和3年度には、26都道府県、15政令市、18中核市、80市区町村にて事業実施

4. 実施が予定されている事業(例)

- 集住地域を指定してコーディネータを配置。小中学校を巡回し、編入時の対応や各校での日本語指導・保護者対応への助言を行う。実践で得られた成果は県内各校で共有(岐阜県)
- 都道府県レベルで日本語指導アドバイザー・母語支援員を確保し、必要とする市町村に派遣。また、就職支援を行う就職実現コーディネータを外国人生徒が多数在籍する高校に配置。さらに、県外のNPO等を活用したオンラインによる日本語指導を企画するなど、散在地域の支援体制構築を推進(三重県)

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 及び定住外国人の子供の就学促進事業 <実施自治体一覧>



○外国人児童生徒受入れの手引き

(外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

○就学ガイドブック

(日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブック)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

○学校教育におけるJSLカリキュラム

(日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm (小学校)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm (中学校)

○外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～

(日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

○外国人児童生徒教育研修マニュアル

(教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm

○情報検索サイト「かすたねっと」

(教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト)

<https://casta-net.mext.go.jp/>

○外国人児童生徒等の教育に関する教職員・支援者向け研修動画コンテンツ

(学校での円滑な受入れや指導・支援について必要な知識を学ぶためのもの)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm

○外国人児童・保護者向け動画コンテンツ

(日本の小学校の学校生活の様子についてアニメーションで紹介)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの
このアイコンから
検索してください



教材検索

文書検索

用語検索

予定表作成

検索サイトについて

トップページのアドレス <https://casta-net.mext.go.jp>



管理運営について

「かすたねっと」は2020年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を(株)BTreeに委託しています。

公開情報の管理のため、(株)BTreeの担当者が情報を公開されている教育委員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

問い合わせ先

サイト運営に関すること

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 TEL 03-5253-4111 (内線 2035)

公開情報、サイトの動作、資料・教材の掲載に関すること

tagengo-gakko@googlegroups.comまでお寄せください。サイトの動作に問題がある場合、お使いのコンピュータのOS名、ブラウザの名前とバージョン、どこからインターネットに接続しているか、をあわせてお伝えください。

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関することは、それぞれの公開主体（教育委員会等）にお問い合わせください。

「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映
・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート
・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示
・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実
・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして掲載
・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

外国人児童生徒 受入れの手引

改訂版



2019年3月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

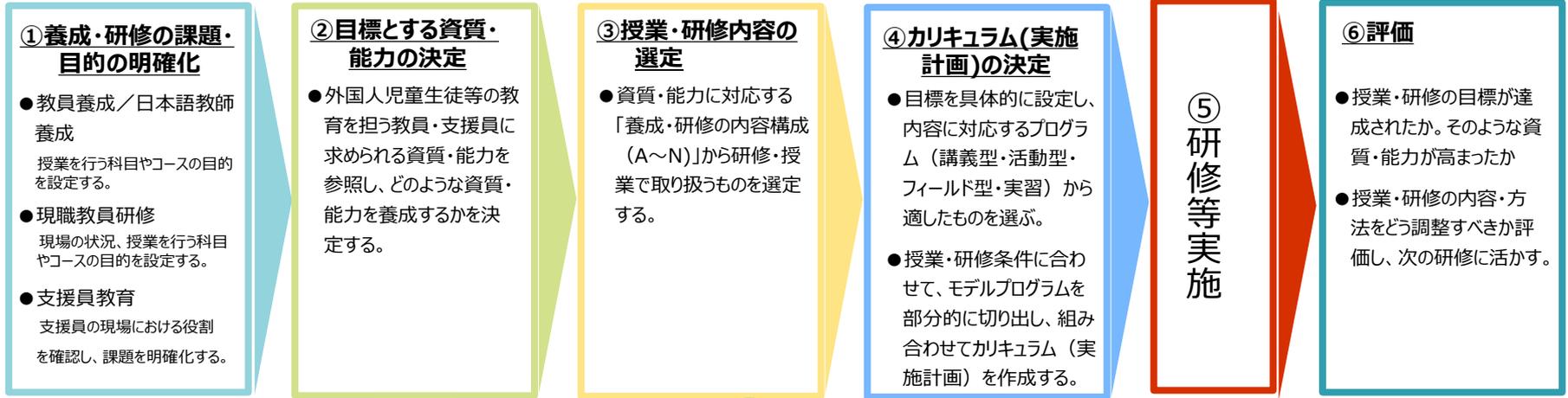
外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラム

概要

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に活用を周知。
(文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)



モデルプログラムの活用方法



資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力	養成・研修の内容構成	
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。	A 外国人児童生徒等教育の課題	H 子どもの日本語教育の理論と方法
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的な文脈に位置付けることができる。	B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策	I 日本語指導の計画と実施
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。	C 学校の受入れ体制	J 在籍学級での学習支援
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。	D 文化適応	K 社会参加とキャリア教育
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。	E 母語・母文化・アイデンティティ	L 保護者・地域とのネットワーク
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。	F 言語と認知の発達	M 現場における実践(実地教育・研修)
変える／変わる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。	G 日本語の特徴	N 成長する教師(教員・支援員)
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。		



外国人児童生徒等の教育に関する 教職員・支援者向け研修動画

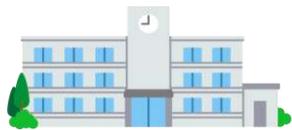


全国の学校教育関係職員を始め、外国人児童生徒等の教育に携わる支援者等を対象に、学校での円滑な受け入れや指導・支援について、必要な知識を学んでいただくための研修動画です。各動画とも20分～30分で学べる内容になっています。

研修動画の対象

- ・学校の教職員
- ・教育委員会職員
- ・日本語指導補助者
- ・母語支援員

その他、外国人児童生徒等の教育や支援等に携わる方の研修に活用いただけます。



5つの研修内容

- ① 外国人児童生徒等の受け入れ
- ② 外国人児童生徒等教育の考え方
- ③ 日本語指導の方法 1
- ④ 日本語指導の方法 2
- ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

研修動画の活用例

- 校内研修において動画視聴
→動画の内容についてグループ演習
→全体で発表・共有
- 教育委員会が実施する研修の事前学習教材として活用
- 自己研修として個人で動画を視聴

学校内外での研修、
個人での研修など

外国人児童生徒等の受け入れやその支援のための体制づくりをはじめ、日本語指導の具体的な指導方法など、幅広い内容を取り扱っています。

動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。
QRコードまたは以下URLから動画・講義資料掲載サイトにアクセスできます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



各動画の内容紹介



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT)



各動画
20分程度

① 外国人児童生徒等の受け入れ

外国人児童生徒等教育に関する制度や受け入れ状況に係る基本情報を知り、学校において、生活面や学習面（日本語・教科）の指導・支援を組織的に行うための体制作りについて理解します。

② 外国人児童生徒等教育の考え方

外国人児童生徒等の教育に必要な基本的な考え方を理解し、文化間移動と発達の観点から外国人児童生徒等の状況を把握して、ことばの教育の

あり方を考えます。

③ 日本語指導の方法 1

子供一人一人の多様な実態に応じて日本語のコース設計をすることの重要性を理解し、日本語の初期段階の指導として、サバイバル日本語、日本語基礎のプログラムの内容と指導方法を学びます。

④ 日本語指導の方法 2

日本語の中・後期段階の指導として、技能別日本語、教科等と日本語の統合学習（JSLカリキュラム）のプログラムの内容と指導方法を学びます。

⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

ライフコースの視点から、外国人児童生徒等の社会的経済的な自立に向けて基盤となる力や考え方を育てるためのキャリア教育の重要性を知り、かれらの社会参加を支えるために教育コミュニティを形成することが必要であることを理解します。

研修講師

▶ 東京学芸大学 齋藤ひろみ 教授

▶ 京都教育大学 浜田麻里 教授

▶ 横浜市教育委員会 土屋隆史 主任指導主事

▶ 京都市教育委員会 大菅佐妃子 副主任指導主事

▶ 豊橋市教育委員会 築樋博子 外国人児童生徒教育相談員

▶ 61 府市立大田小学校 今澤 悌 教諭

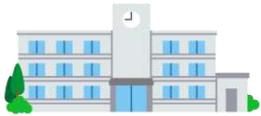
各動画
10分程度

外国人児童・保護者向け動画 「はじめまして！今日からともだち」 「おしえて！日本の小学校」

7言語に
対応

対象

これから日本の学校に通う
外国人児童やその保護者など



日本語
英語
中国語
ベトナム語
スペイン語
ポルトガル語
フィリピン

さらに

7言語を作成予定
韓国・朝鮮語
インドネシア語
タイ語
ミャンマー語
カンボジア語
ネパール語
モンゴル語

日本の小学校の学校生活の様子について、アニメーションで紹介いたします。

内容

「はじめまして！今日からともだち」は、外国から来た主人公が、はじめて小学校に登校した日のお話です

「おしえて！日本の小学校」では、小学校における学校生活の様子や習慣などについて紹介しています。

活用場面 就学案内で

- ・自治体窓口で外国人保護者に動画を案内し、家庭で子供と一緒に見てもらう
- ・外国人向け就学説明会で動画を上映し、学校の様子を知ってもらう

プレスクールで

- ・動画を上映し、外国人の子供やその保護者に、学校の様子を知ってもらう
- ・毎日の持ち物や掃除・給食当番など、学校のきまりについて学ぶ



動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。
QRコードまたは以下URLから動画・関係資料掲載サイトにアクセスできます。



【はじめての学校】



内容

主人公は小学校3年生。外国から来日し、日本の小学校に通学することになりました。「日本語がわかるかな？」「友達是可以るかな？」主人公が、はじめて小学校に通う日々のお話しです。

【おしえて！日本の小学校】



内容

日本の学校生活に関する紹介動画です。学校の行事をはじめ、学校生活の習慣やきまり、毎日の持ち物など、学校でどのように過ごすのか、わかりやすく紹介しています。

◎学校行事や持ち物などは学校・地域によって異なるため、詳細は各学校等で補足説明してください。

就学・進学機会の確保・その後の継続的な支援

外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)

調査基準日:原則として令和元年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数123,830人)

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,471人となる。(さらに④を加えると22,488人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当計	87,033	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
(構成比)		(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当計	36,797	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
(構成比)		(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183
(構成比)		(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

※ 上表の「計113,698人」と「⑥10,183人」を足しても「(1) I 123,830人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、**外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう**、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために**地方公共団体が講ずべき事項**を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、**学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する**
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

(2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付**
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別の就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組**
- 幼稚園等への就園機会の確保

(3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、**在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し**、居住実態を把握

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

(6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から**進路ガイダンス・進路相談等**を実施
- 公立高等学校入学者選抜**において、**外国人生徒特別定員枠の設定等の取組**を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

本資料は、令和元年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を元に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

Point 1

外国籍の方の転入があったら・・・

住民登録窓口での働きかけ・教育委員会との情報共有

住民登録手続きは、行政窓口で足を運んでもらえる貴重な機会！

～工夫例～

- ✓ 就学手続きの案内（多言語対応）を配布
- ✓ 住民登録システムと学齢簿システムの連携による情報共有
→ 学齢簿に準ずるものの整備
- ✓ 教育委員会への案内（確実に案内するため、通訳が引率する例も）

Point 2

新1年生に対して・・・

外国語での就学案内の送付

内容を読んで認識してもらうことがスタート！

～工夫例～

- ✓ 多文化共生担当部局と連携した翻訳文書の作成
- ✓ 郵送に限らず、幼稚園・保育所を通じた就学のお知らせも
- ✓ 送付して終わりではなく、入学希望の返信がない場合には電話や訪問による確認を実施

Point 3

不就学または就学状況が不明な子供に対して・・・

電話や家庭訪問による就学状況の確認・就学促進

就学の重要性を丁寧に説明、通訳や国際交流協会とも上手く連携！

～工夫例～

- ✓ 通訳の同行、国際交流協会への委託
- ✓ 子供の将来のための就学の重要性を丁寧に説明（外国人学校の選択肢を紹介する例も）
- ✓ 入学後のサポートについても説明し、不安を解消

上記の他にも事例を多数ご紹介しています。また、様々なお役立ちツールもご紹介しています。

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_03.pdf

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_04.pdf

最近の主な動き

中央教育審議会における検討

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月26日)において、「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれた。

有識者会議における検討

令和元年度に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子供の就学機会の確保等に関する提言を取りまとめた。

外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの設置

日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家31名で構成。外国人児童生徒等の教育に関する文部科学省の施策への助言を行うとともに、自治体に赴き、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

高校学校における日本語指導の在り方に関する検討会議における検討

令和3年度に「高校学校における日本語指導の在り方に関する検討会議」を設置し、高等学校における「特別の教育課程」制度化と日本語指導の充実方策等に関する提言を取りまとめた。

令和3年1月26日
中央教育審議会

第I部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
（自立・協働・創造）の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

- ① **日本語指導のための教師等の確保**
 - 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
 - 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
 - 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築
- ② **学校における日本語指導の体制構築**
 - 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
 - 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
 - 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知
- ③ **地域との関係機関との連携**
 - 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
 - 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ① **教師等に対する研修機会の充実**
 - 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
 - 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築
- ② **教員養成段階における学びの場の提供**
 - 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討
- ③ **日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発**
 - 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
 - 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信
- ④ **外国人児童生徒等に対する特別な配慮等**
 - 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
 - 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書（概要）

検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達とともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 (可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行)	実現に向けて取り組む課題 (順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討)
1. 指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> • 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等）の一層の活用促進 • 散在地域の指導体制構築に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及 	<ul style="list-style-type: none"> • 「日本語教師」を、学校での日本語指導に積極的に活用（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討） • 「GIGAスクール構想」の検討と共に、ICT教材の活用、遠隔授業の実施等を推進
2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> • 教員研修のための「モデルプログラム」を全国展開 • 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる研修用動画を作成 • 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等 	<ul style="list-style-type: none"> • 大学等における履修証明等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討 • 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討 • JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討
3. 就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供 • 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進 • 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査 • 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> • 地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成 • 住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）
4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供し、各地域の実情に応じた取組を促進 • 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> • 高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討 • 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討
5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> • 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施 • 外国人幼児のための就園ガイド等を作成 	<ul style="list-style-type: none"> • 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、母語・母文化を尊重した取組の推進 • プレスクール等の取組の更なる推進方策を検討

外国人児童生徒等教育アドバイザーボード設置

1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の充実に資する研修の企画立案に対する助言
- (3) 地方公共団体が実施する日本語指導等の指導者養成研修における指導
- (4) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (5) その他

3. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

4. 外国人児童生徒等教育アドバイザー（五十音順・敬称略）

市川 昭彦	大泉町立北小学校教諭	武 一美	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ副理事長
市瀬 智紀	宮城教育大学教員養成学系教授	築樋 博子	豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
今澤 悌	甲府市立大國小学校教諭	角田 仁	東京都立町田高等学校定時制課程主任教諭
内海 由美子	山形大学教授	土屋 隆史	横浜市教育委員会主任指導主事
海老原 周子	(NPO)カリアパートナー・(一社)kuriya代表	中川 祐治	大正大学准教授
大菅 佐妃子	京都市教育委員会副主任指導主事	西村 綾子	福岡市立松島小学校校長
川口 直巳	愛知教育大学准教授	花島 健司	港区立筭小学校主任教諭
小島 祥美	東京外国語大学准教授	浜田 麻里	京都教育大学教授
近田 由紀子	目白大学専任講師	原 瑞穂	上越教育大学大学院准教授
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教職大学院教授	林 宣之	福生市立福生第一小学校校長
櫻井 敬子	浜松市立芳川北小学校校長	松尾 知明	法政大学教授
櫻井 千穂	大阪大学大学院言語文化研究科講師	村松 好子	兵庫県立東はりま特別支援学校校長
佐藤 郡衛	明治大学特任教授	森茂 岳雄	中央大学教授
渋谷 恵	明治学院大学教授	吉田 かをる	三重県教育委員会研修企画・支援課課長
菅長 理恵	東京外国語大学大学院教授	山崎 一人	大阪市教育委員会プレクラスコーディネーター
高橋 清樹	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長		

文部科学省 外国人児童生徒等教育アドバイザー

- 増加する外国人児童生徒等に対する指導・支援、多文化共生の取組等について、教育委員会・大学等へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施。
- アドバイザーは、日本語指導の経験が豊富な教員、日本語教育や多文化共生の研究者など31名を委嘱（令和3年度）。

派遣費用は
文科省が負担

このようなご希望やお悩み・・・

教育委員会で…

- ◆外国人児童生徒等の教育について研修をやりたい！そのために、経験豊富な講師を招きたい。

大学で…

- ◆教員志望の学生に、外国人児童生徒等の教育について学ばせたい。どんなカリキュラムがいいのか…。

教育委員会で…

- ◆外国人散在地域のため、対応が遅れている。外国人児童生徒等の対応施策について、専門的な見地からアドバイスが欲しい。

地域で…

- ◆子どものいる外国人家庭がとても多い。NPOと連携して、支援の取組ができないか…。

外国人児童生徒等教育アドバイザーがお手伝いします！

◎外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の流れ

①申請

- 自治体・大学（短大含む）から文部科学省に対し、アドバイザー派遣申請を提出

②アドバイザー決定

- 派遣申請の内容に基づき、派遣するアドバイザーを文部科学省が決定
- 助言を受ける内容等の詳細は、アドバイザーと派遣先自治体等が直接相談

③派遣実施

- アドバイザーが自治体等を訪問し、研修講師や指導助言などを実施（オンラインでも対応可能です）
- 派遣を受けた自治体等は、文部科学省に実施報告を提出

詳細については、文部科学省HPをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）概要

現状と検討の背景

- ・ 高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加しており、平成30年度で4千人を超える状況（10年前の2.7倍）
- ・ 義務教育段階においては、「特別の教育課程」を編成して日本語の特別の指導を実施しているが、高等学校段階では同様の制度が導入されていない
- ・ 令和3年1月の中教審答申において、高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語指導の制度的な在り方等の検討を進めることが提言

制度化の必要性等

- ・ 日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校では、日本語に関する学校設定教科・科目を設置して指導が行われている
 - ・ しかし、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力は様々であり、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな日本語の指導が必要
- ⇒ 高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、**生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある**

制度化の在り方

- ・ 義務教育段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必履修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべき

教育課程上の位置付け	「特別の教育課程」による日本語の指導を高等学校の教育課程に加える、又はその一部に替えることができることとする ※学校設定教科・科目の設置との併用は可能	指導計画の作成	日本語の能力等に応じた指導の目標・指導内容等を明記した「個別の指導計画」を作成 ※中学校で「特別の教育課程」による指導を受けていた生徒が、高等学校でも特別の指導を受ける場合は、指導計画が中学校から引き継がれる仕組みが必要
日本語指導の対象とする生徒	日本語の能力に応じた特別の指導を行う必要がある生徒 ※日本語指導の知見のある者が参加し、多面的な観点から判断	単位認定、学習評価	日本語の能力等を多面的な観点について把握して学習の評価を実施し、その結果に基づいて単位を修得したことを認定
指導の内容	学校生活や各教科等の学習に、日本語で取り組むことができることを目的とする指導	全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違い	全ての課程において、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を行うことを可能とする
指導の実施形態	・在籍学校における指導 ・他校における指導	指導に当たる教員等	高等学校教諭免許状を有する教師が担当し、日本語指導の専門知識を有する外部人材も積極的に活用すべき
指導時間・単位数	小・中学校等における日本語の指導の授業時数の標準（10単位時間～280単位時間）を目安として検討		

充実方策

- ・ 高等学校は、教育委員会・NPO等と連携し、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要。日本語指導に加えて、キャリア教育や多文化共生等の取組も推進すべき
- ・ 教育委員会は、関係機関と連携した専門人材派遣や中学校と高等学校の連携体制構築、教師の専門性の向上に取り組むことが必要
- ・ 国は、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供するとともに、補助事業やアドバイザー派遣事業を活用し、高等学校等の指導体制構築を支援する

令和 3 年度「都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修」

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 における審議内容について



Japanese Language Education

文化庁国語課

日本語教育専門職 松井 孝浩

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(平成19年7月設置)では、平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



これまでの検討状況

平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」,

平成26年5月から、
 論点7「日本語教育のボランティアについて」
 論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」
 検討し、平成28年2月29日に
 「地域における日本語教育の推進に向けて(報告)」,

平成28年5月から、
 論点5「日本語教育の資格について」
 論点6「日本語教員の養成・研修について」審議を行い、
 平成30年3月2日に
 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」
 を取りまとめ。平成31年3月4日に改定版を作成。

令和2年3月10日
 「日本語教師の資格の在り方について(報告)」
 を取りまとめた。

今期の審議

論点3「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」引き続き、検討。
 論点4「カリキュラム案等の活用について」改定に向けた検討を開始。

「日本語教育の参照枠」とは？

CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

CEFRとは？

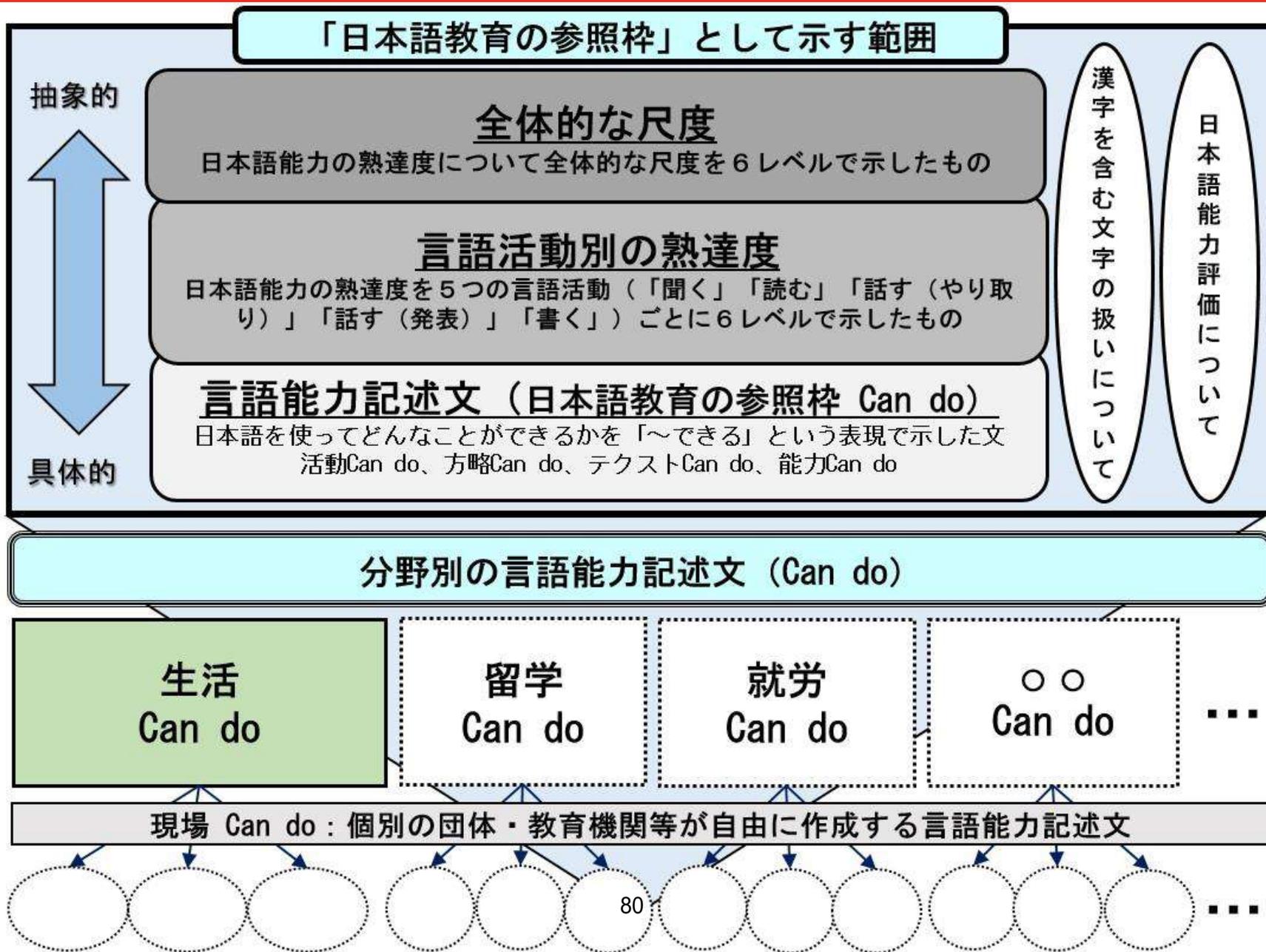
ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

全体的な尺度(抜粋)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

「日本語教育の参照枠」の構成



1 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

2 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

3 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

「日本語教育の参照枠」における日本語の熟達度

言語活動：話すこと（やり取り）
カテゴリー：会話

C 2

C 2：やり取り
社会や個人生活全般にわたって、言語上の制限もなく、ゆとりを持って、適切に、自由に会話ができる。

C 1

C 1：やり取り
感情表現、間接的な示唆、冗談などを交ぜて、社交上の目的に沿って、柔軟に、効果的に言葉を使うことができる。

B 2

B 2：やり取り
騒音の多い環境でも、大抵の話題について長い会話に参加できる。

B 1

B 1：やり取り
時には言いたいことが言えない場合もあるが、会話や議論を続けることができる。

A 2

A 2.2：やり取り
時々繰り返しや言い換えを求められることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語での話は大抵理解できる。

A 1

A 1：やり取り
紹介や基本的な挨拶、いとまごいの表現を使うことができる。

A 2.1：やり取り
招待や提案、謝罪をすることができ、またそれらに応じることができる。

漢字を含む文字の扱いについて

基礎漢字の目安とレベル・分野別漢字学習のイメージ

レベル尺度	分野																				
熟達した言語使用者	生活 様々な生活場面において 必要となる漢字を選定					留学 進学・学術研究等の場面において 必要となる漢字を選定					就労 様々な就労場面において 必要となる漢字を選定					海外等 その他の 分野					
自立した言語使用者																					
基礎段階の言語使用者	個々の学習者にとって必要な漢字を選定 (例. 本人や家族の氏名、住所や地名、所属など)																				
	基礎漢字	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	百	千	万	円	半					
		月	火	水	木	金	土	日	時	分	年	週	今	何	間	毎					
		行	食	見	会	話	来	書	出	入	買	休	思	聞	言	飲	使	教	作		
		読	持	動	切																
		人	学	生	私	子	先	友	名	母	父	女	男	手	口	体	目	足			
		大	中	前	上	新	強	好	高	明	下	後	長	小	外	楽					
		本	国	家	校	所	社	場	方	店	屋	山	道	駅	東	西	南	北			
		病	気	物	事	電	語	車	料	理	部	字	合	自	番	地	京	意	仕		
		朝	業	度																	

※「日本語教育の参照枠」では、特に「基礎段階の言語使用者」について、分野を問わず、国内外全ての学習者に共通する基礎漢字122を目安として示した。このレベルでは、読みやすさや書き方ではなく、意味の理解を優先することとした。また、漢字学習の際には、基礎漢字に加えて個々の学習者が各レベルの言語活動を達成する上で必要となる漢字を選定し、設定することが必要である。

「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念

- ① 生涯にわたる自律的な学習の促進
- ② 学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
- ③ 評価基準と評価手法の透明性の確保

- ・ 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- ・ 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- ・ 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

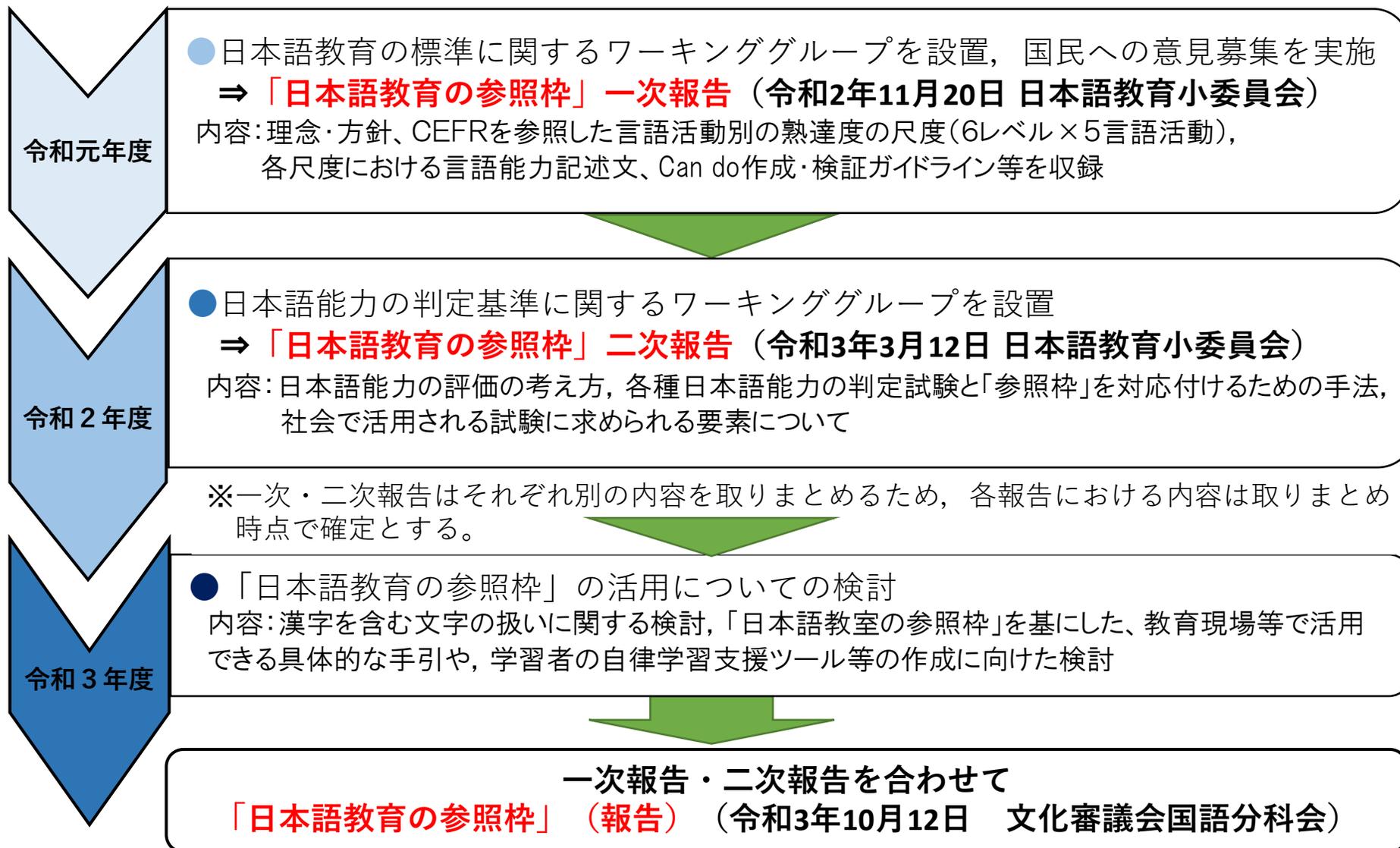
期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより 国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で 共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより 試験の質の向上が図られる。



国内外における日本語教育の質の向上を通して、
共生社会の実現に寄与する。

「日本語教育の参照枠」の策定に向けたスケジュール



※令和3年度に「日本語教育の参照枠」活用のための手引等の作成を予定
※令和4年度以降にCEFR2020補遺版等について検討を行う予定

令和3年度 都道府県・市区町村等
日本語教育担当者研修【基調講演】

外国人受入れ・共生を念頭においた
日本語教育の展開のために

2021年11月11日(木) @オンライン

静岡文化芸術大学 教授

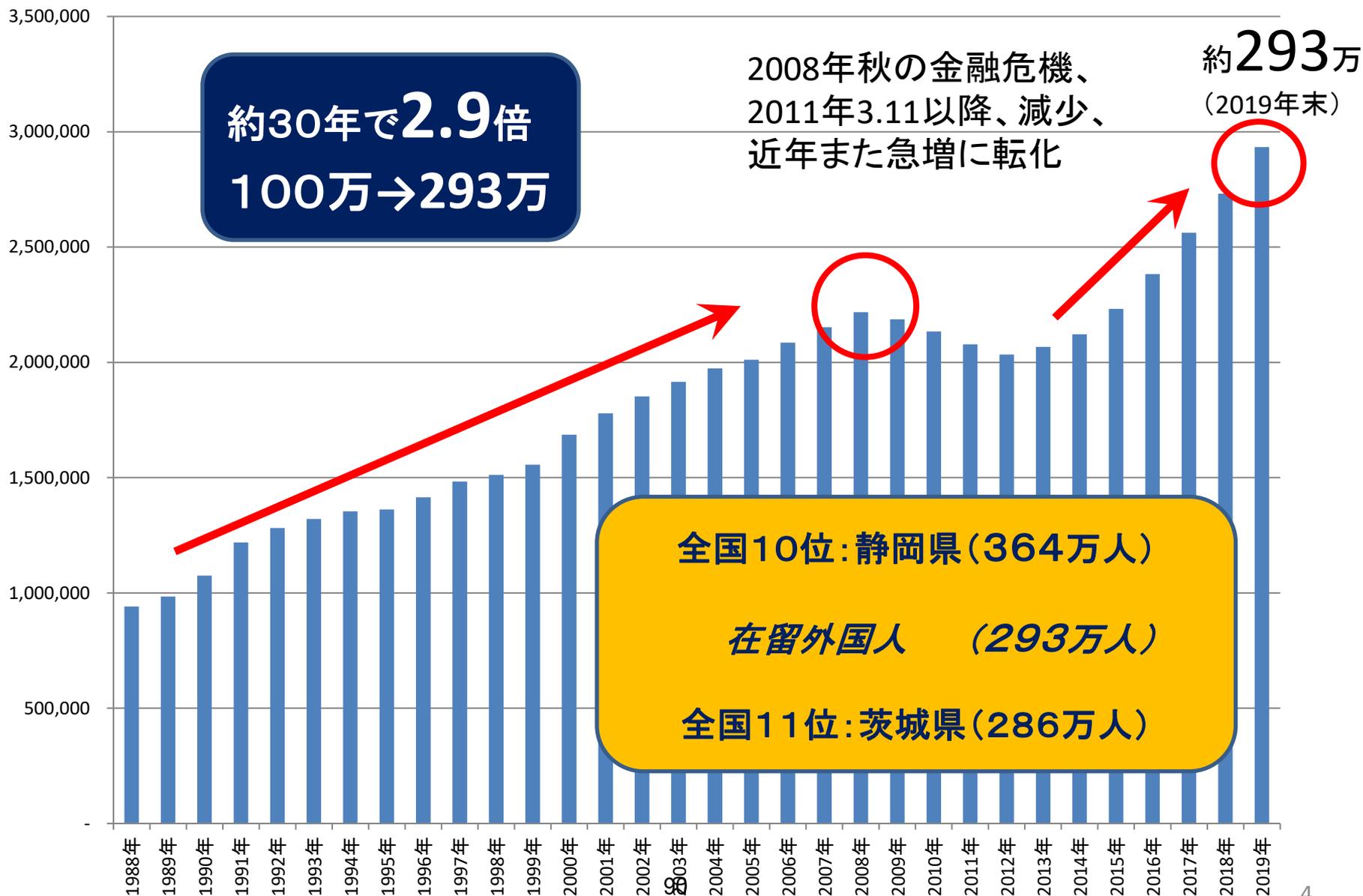
池上 重弘

基調講演の目的

- 国レベルで外国人受入れに関する大枠が変化するなか、在留外国人の変化や政策をめぐる最近の動きを把握する
- 日本語教育に関する法律が制定され、全国で体制づくりが進むなか、これからの日本語教育に対する期待を述べる

1. 在留外国人の量的・質的变化

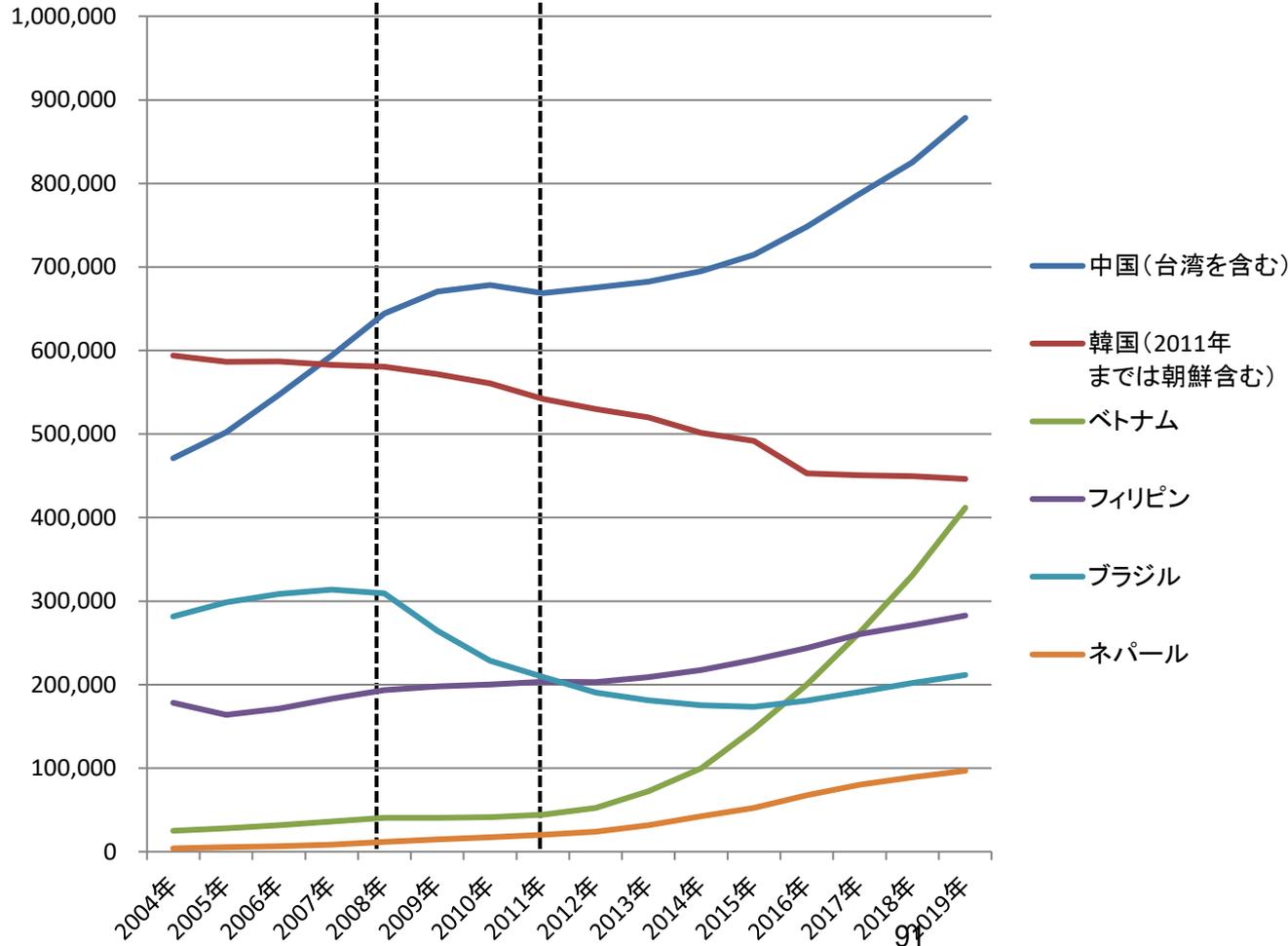
在留外国人数の推移(2019年までの各年末現在)



国籍別在留外国人数の推移(2019年までの各年末現在)

2008年秋
リーマンショック

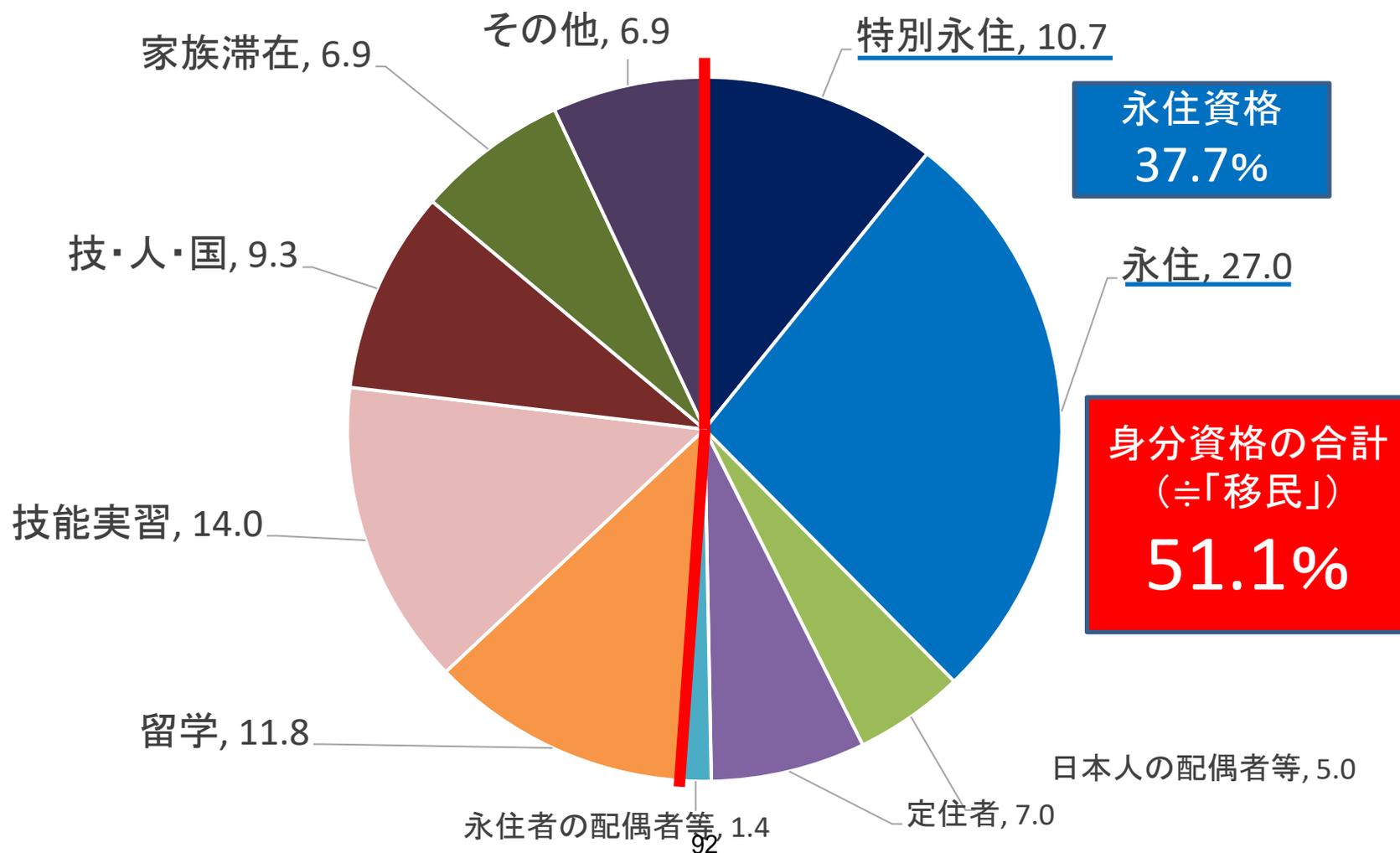
2011年3月
東日本大震災



- 中国が最多
- 韓国・朝鮮は
ぜんげん
漸減傾向
- ブラジルは2008
以降、急減
ぜんぞう
- フィリピンは漸増
- ここ数年は
ベトナムと
ネパールが急増

在留外国人の
アジア化が進行

在留資格の割合 (2019年末、293万人)



コロナ禍の2020年末は？

- 総数 約289万人、2019年末より4.6万人の微減

- 国籍別

– (1) 中国	778,112人 (27.0%)	[−4.4%]
– (2) ベトナム	448,053人 (15.5%)	[+8.8%]
– (3) 韓国	426,908人 (14.8%)	[−4.4%]
– (4) フィリピン	279,660人 (9.7%)	[−1.1%]
– (5) ブラジル	208,538人 (7.2%)	[−1.5%]

- 在留資格別

– (1) 永住者	807,517人 (28.0%)	[+ 1.8%]
– (2) 技能実習	378,200人 (13.1%)	[− 8.0%]
– (3) 特別永住	304,430人 (10.5%)	[− 2.6%]
– (4) 技・人・国	283,380人 (9.8%)	[+ 4.2%]
– (5) 留学	280,901人 (9.7%)	[−18.8%]

2. 国レベルの政策展開

リーマン・ショック以前の外国人政策をめぐる動き

■ 地方自治体 ■

【外国人集住都市会議】(29市で構成)

2001年 浜松宣言 2004年 豊田宣言
2006年 よっかいち宣言
2008年 みのかも宣言
2010年 おおた宣言

【多文化共生推進協議会】(7県1市)

2004年 当初5県1市

■ 経済界 ■

【日本経団連】

2004年 外国人受け入れ問題
に関する提言
2007年 外国人材受入問題に
関する第二次提言

在留管理、労働環境
子どもの教育、社会保障

■ 中央省庁 ■

【内閣官房が事務局】

① 犯罪対策閣僚会議の下に「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」
(2005年6月発足、関係省庁の課長等で構成。2007年7月に検討結果公表)

② 外国人労働者問題関係省庁連絡会議(2006年4月開始)
「『生活者としての外国人』問題に関する総合的対応」(2006年12月提出)

【副大臣会議(厚生労働副大臣が主査)】

「外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム」(2006年3月発足)

【自由民主党外国人労働者等特別委員会】

「外国人労働者に関する方針について」(2006年7月)

【総務省】

「地域における多文化共生推進プラン」(2006年3月策定)

2008年のリーマンショック後の国の動き

2009年
1月

- 【1】定住外国人支援に関する**当面の対策**
- リーマン・ショック後の当面の施策をとりまとめ

2009年
4月

- 【2】定住外国人支援に関する**対策の推進**
- 2009年度に進める施策を体系的にとりまとめ

2010年
8月

- 【3】日系定住外国人施策に関する**基本指針**
- これまでの国の取り組みを総括、新しい指針を提示

2011年
3月

- 【4】日系定住外国人施策に関する**行動計画**
- 具体的に何をするかを明示

2014年
3月

- 【5】日系定住外国人施策の**推進について**
- 震災、定住化を見据えた新たな施策も盛り込む

2010年「基本指針」の基本的な考え方

- 日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすることが必要である。
- このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体とも連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進。
- NPOなどの支援団体との連携も重要。

今日の日本語教育体制整備につながる原点

ここ数年の動き

- 2018年12月
 - 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」成立(法務省)
 - 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設等
 - 出入国在留管理庁の設置、国の施策の総合調整を担う
 - 同庁の在留管理支援部の在留支援課は外国人支援や共生社会づくりを担う
 - 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」決定
(外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議、2021年6月までに3回改訂)
- 2019年4月
 - 「特定技能1号」の受入れ開始
- 2019年6月
 - 「日本語教育の推進に関する法律」公布・施行
- 2020年6月
 - 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定
- 2020年9月
 - 「地域における多文化共生推進プラン」改訂(総務省)
- 2021年2月
 - 「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」(出入国在留管理庁)

3. 新在留資格「特定技能」

特定技能1号と2号の比較

(2018年12月に法案成立、2019年4月1日施行)

	特定技能1号	特定技能2号
国籍	特定なし	特定なし
業務	一定の技能が必要な業務	熟練技能が必要な業務
具体的な仕事	単純労働	現場監督など
家族帯同	不可	可能
条件	日本語と一定の技能試験 (ただし技能実習3年以上の経験で試験免除)	高難度の技能試験
滞在期間	通算5年	更新可能
合計滞在年数	技能実習5年 + 特定技能1号5年 = 10年	更新の後、永住も視野
対象業種	14業種(19年4月は介護、宿泊、外食)	建設、造船・船用工業(予定)
5年目までの累計	最大34万5千人 (介護6万、建設4万、外食業5.3万等)	2年後に本格導入予定 他業種の受け入れ時期は未定

5年目(2023年度末)までに34.5万人を受け入れ予定

特定技能で受け入れる 14の特定産業分野

第一次産業 (農林水産業)	第二次産業 (鉱工業、建設業)	第三次産業 (サービス業)
農業	素形材産業	介護
漁業	産業機械製造業	ビルクリーニング
	電気・電子情報関連産業	自動車整備
	建設	外食業
	造船・船用工業	宿泊
	航空	
	飲食料品製造業	

特定技能2号は、**建設、造船・船用工業**の2分野のみ受け入れ可能
(ただし施行の2年後(2021年度)に本格導入予定)

2021年3月末現在の特定技能1号外国人数

【第1表】主な国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年3月末現在)

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材分野	機械製造業分野	電気・電子・情報関連分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品業分野	外食業分野
総数	22,567	1,705	281	1,669	1,937	994	2,116	592	247	16	83	3,359	314	8,104	1,150
ベトナム	14,147	870	163	1,001	1,110	657	1,616	136	83	1	32	1,593	85	6,121	679
中国	2,050	125	3	203	218	77	170	72	1	2	4	376	29	652	118
インドネシア	1,921	280	23	197	314	38	75	41	4	0	12	391	200	329	17
フィリピン	1,731	184	18	98	204	94	123	319	136	1	3	339	0	188	24
ミャンマー	959	103	36	29	20	57	32	2	15	0	8	72	0	518	67
タイ	572	6	2	125	59	59	43	19	0	0	0	117	0	131	11
カンボジア	569	12	11	3	2	3	32	3	1	0	0	404	0	97	1
ネパール	182	68	16	0	0	0	11	0	1	2	9	15	0	6	54
その他	436	57	9	13	10	9	14	0	6	10	15	52	0	62	179

注) 本表の数値は速報値である。

特定技能への参入パターン

	国内	国外
試験受験	【1】 留学生等*が日本国内で試験を受けて特定技能に切り替え	【2】 全く新規に母国で日本語と技能の試験を受けて来日
技能実習から移行	【3】 技能実習終了後、特定技能に切り替え	【4】 技能実習経験者が無試験で特定技能資格を得て再入国

約85%

* : 留学生、家族滞在等の在留資格の者が特定技能への切り替えを希望
技能実習生が現在の分野以外での就労を希望

外国人受け入れの「3つのドア」

フロントドア

専門的・技術的分野 36万
特定活動(ワーホリ、EPA等) 4.5万
特定技能 34.5万(予定)



サイドドア

技能実習 40万
資格外活動(留学生バイト) 37万
身分資格(日系人労働者) 55万

バックドア

“不法就労”

4. 日本語教育に対する期待

定住外国人(身分資格)の課題

- これまで
 - 子供の学びのための日本語
 - 大人の生活のための日本語
- 新たに
 - 大人の学びのための日本語

2016年「教育機会確保法」制定・施行、翌年基本方針



夜間中学(全国の都道府県・政令指定都市で設置)や
職業訓練校での学びについていける日本語のニーズ

技能実習生や特定技能の外国人の 気持ちに寄り添ってみる

- 映像で知っているだけの外国で、
- その国の公用語も片言のまま、
- きつい現場で3年から10年、単身で働く
- 故郷を思い焦がれて職場と部屋を往復
- その国の友だちもなく、
- 困ったときにどうすればよいか分からず、
- キャリアの展望を描けないまま、
- 言われたただけの仕事をこなす毎日。。。。

「労働者として」だけでなく、 「生活者」としての視点を！

労働者として

- 労働力不足を穴埋め
- 一定期間働いてくれる
- 若い労働者



地域住民として

- 安心して気持ちよく働ける労働環境の整備
- 困った時に相談できる場所の整備
- 「ここで暮らしていいんだ」と心から思える地域との関係づくり

日本語教室への期待

- 外国人にとって「サードプレイス」(第三の場)
 - 職場でも家でもない第三の場
 - 地域の日本人と出会う場
- 日本での生活適応の拠点
 - 講師との信頼関係
 - 外国人が安心できる場
- 災害時対応の拠点
 - 東日本大震災時に日本語教室がつながりのハブ

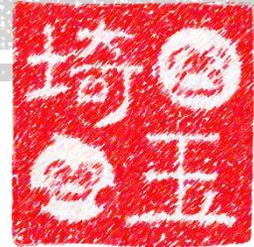
“総合的な体制づくり”への期待

- 日本語教育の「質の確保」
 - 一定水準の日本語教育
 - 「誰一人取り残さない」日本語教育機会の提供
- 市区町村を越えた広域連携の促進
 - 多様な学習ニーズ
 - 基礎自治体で全てのニーズへの対応は困難
- 多様な支援者の構造化
 - 有資格者、ボランティア...の役割分担の明確化
 - ボランティアの高齢化を見据えた人材発掘
 - 持続可能な支援体制づくり

埼玉県 実践報告

「日本語教育の推進に関する法律」 に基づく基本方針から体制づくりへ

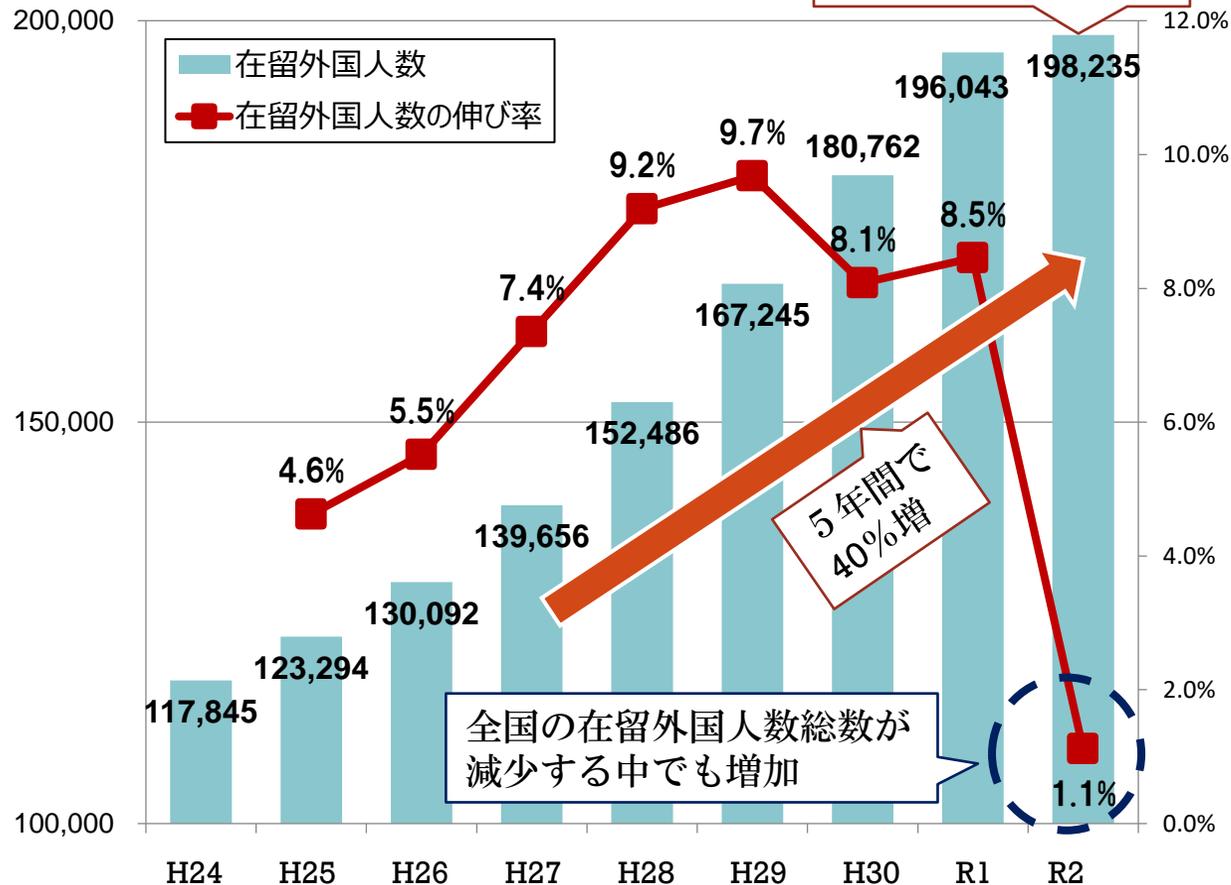
埼玉県 県民生活部 国際課 副課長 廣田 通規



埼玉県における外国人の状況

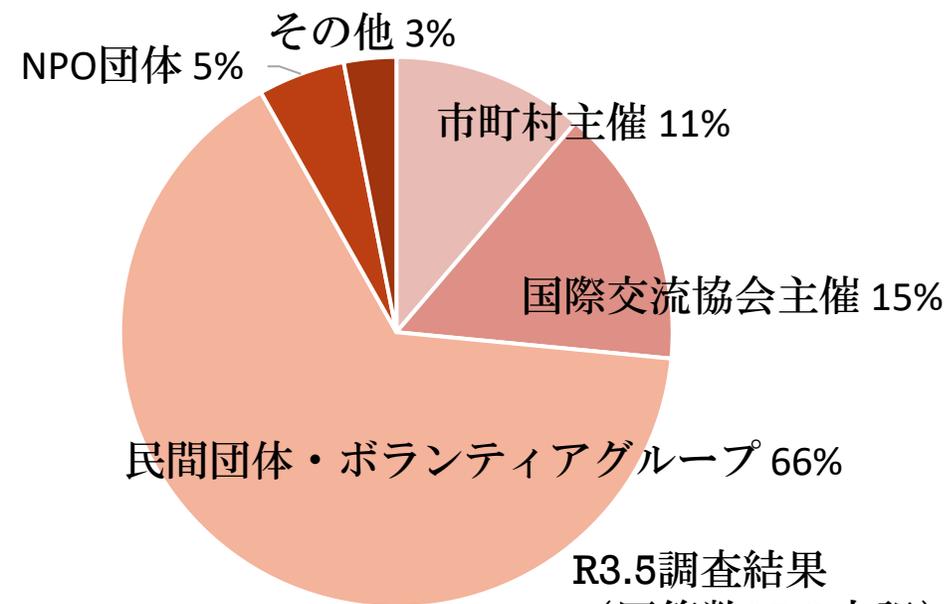
(1) 在留外国人数の推移

＜県内在留外国人数の推移＞



＜日本語教室の主催団体について＞

県内日本語教室数：135団体（R3.5）



急増する外国人住民の日本語教育を民間団体・ボランティアが支えている状況にある。

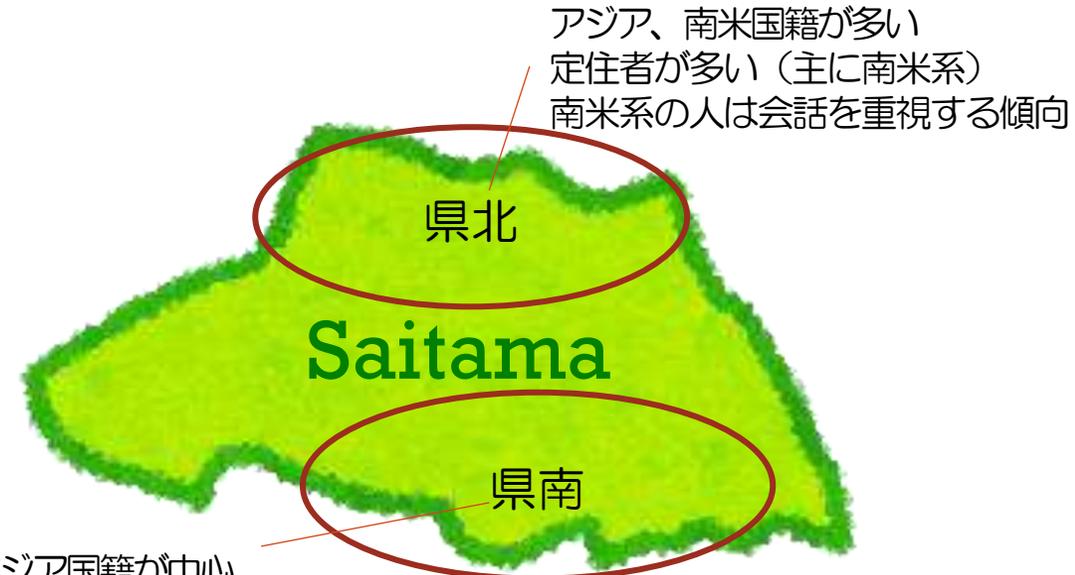
埼玉県における外国人の状況

(2) 外国人の雇用状況及び地域性

＜外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移＞



＜埼玉県の外国人住民の地域性＞



＜事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数＞

		事業所数	構成比	外国人労働者数	構成比
全事業所規模計		13,164	100.0	81,721	100
事業所労働者数	30人未満	7,311	55.5	26,093	31.9
	30～99人	2,096	15.9	15,233	18.6
	100～499人	1,142	8.7	18,888	23.1
	500人以上	402	3.1	13,619	16.7
	不明	2,213	16.8	7,888	9.7

外国人雇用企業は小規模事業所が多く、雇用先での日本語教育には限界がある。
地域の実情や外国人住民の多様性に関わらず日本語教育を受けられる仕組みの構築が必要。



基本方針策定について

(1) 基本方針策定のプロセス

令和元年6月28日 日本語教育の推進に関する法律 公布・施行

第1条(目的) 日本語教育の推進による外国人住民の日常生活及び社会生活の円滑化、共生社会の実現
第10条(国基本方針) 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めなければならない。

第11条 地方公共団体の基本的な方針

地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための**基本的な方針を定めるよう努めるものとする。**

令和2年6月23日閣議決定 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- ・日本語教育の推進の基本的な方向(国及び地方公共団体の責務等)
- ・日本語教育の推進の内容に関する事項(児童・生徒、被用者への日本語教育、地域日本語教育等)

令和3年7月「埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針」の策定



基本方針策定について

(2) 検討体制・有識者の属性

外国人等の日本語学習機会の確保や内容の充実を目指し、取り組むべき施策を総合的に推進するため、「埼玉県日本語教育推進会議」を開催した。

<埼玉県日本語教育推進会議委員>

学識経験を有する者	2名
外国人住民	2名
日本語教育の推進に係わる活動を行っている者	
NGO団体代表	2名
外国人を多く雇用する企業の社長	1名
日本語講師	1名
行政機関職員	1名

委員の任期：令和2年7月1日～令和3年3月31日

審議事項：

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針に関すること
その他日本語教育推進に関し必要な事項

<第1回>

【開催日】令和2年7月28日(火)

【議題】現状報告、策定方針骨子案等

<第2回>

【開催日】令和2年11月24日(火)

【議題】基本方針最終案提示

<埼玉県日本語教育推進会議での主な意見>

- 教育現場での外国人等の子供への日本語教育に加え、外国人の母語・母文化の重要性の理解が必要
- 保護者が日本語を理解できないために子供の状況をフォローできない場合も多いので、学校と保護者の連携が必要
- 留学生にとっては、地域の国際交流団体が重要な居場所であり、地域との関わりが増えることで言葉の上達につながる
- 外国人を雇用する事業所と地域の日本語教室が連携することが望ましい
- ボランティアが中心となって担う日本語教室の安定的な運営のため、若い世代の参加が必要
- 日本語教室で学ぶ外国人のニーズに合わせ、進路指導などが行える人材が必要
- 外国人だけが頑張る・学ぶという意識から、外国人が地域にいるメリットを日本人にも伝えることが重要



基本方針策定について

(3) 策定スケジュール

国による「日本語教育の推進に関する法律」の公布・施行及び「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の策定を踏まえ、策定を実施した。

埼玉県

令和元年5～6月

外国人住民の日本語学習に関する調査

↓ 調査報告、素案作成

令和2年7月

第1回県日本語教育推進会議（現状報告、策定方針骨子案等）

↓ 最終案作成

令和2年9月

第2回県日本語教育推進会議（基本方針最終案提示）

↓ 素案作成

令和3年3～4月

県民コメント、市町村照会

令和3年7月

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定

国

令和元年6月

日本語教育の推進に関する法律の公布・施行

令和2年6月

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定





基本方針について

(1) 全体の流れ

<目次>

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
- 2 県の責務
- 3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 県内における日本語教育の機会の拡充
 - (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
 - (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
 - (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育
 - (4) 地域における日本語教育
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 地域における日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (1) 日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (2) 日本語教育に携わる外国人材の掘り起こし
- 4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供
 - (1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等
 - (2) 日本語教育に関する情報の提供等

第3章 日本語教育の推進体制

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

日本語教育推進の目的、県の責務、及び市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携について示す

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

外国人児童、外国人留学生、外国人労働者等を対象とした日本語教育機会の提供や地域日本語教育の充実による日本語教育機会の拡充、県民の外国人住民への理解と関心の増進、地域日本語教育に携わる人材の発掘・育成、日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供といった、日本語教育の推進に係る具体的な内容について示す

第3章 日本語教育の推進体制

県の日本語教育の推進体制について示す





基本方針について

(2) 第1章 日本語教育推進の基本的な方針

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
- 2 県の責務
- 3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 県内における日本語教育の機会の拡充
 - (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
 - (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
 - (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育
 - (4) 地域における日本語教育
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 地域における日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (1) 日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (2) 日本語教育に携わる外国人材の掘り起こし
- 4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供
 - (1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等
 - (2) 日本語教育に関する情報の提供等

第3章 日本語教育の推進体制

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

- 外国人等が日常及び社会生活を県民と共に暮らすことができる環境整備に資するとともに、地域の理解と関心を深める
- 日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現

2 県の責務

- 市町村等との役割を踏まえ、地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策の策定・実施

3 市町村・国際交流協会・事業主・NGOなど地域の日本語教育に携わる関係者との連携

- 市町村、国際交流協会、外国人等を雇用する事業主、NGOなどと連携した施策の策定・実施





基本方針について

(3) 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
- 2 県の責務
- 3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 県内における日本語教育の機会の拡充
 - (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
 - (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
 - (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育
 - (4) 地域における日本語教育
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 地域における日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (1) 日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (2) 日本語教育に携わる外国人材の掘り起こし
- 4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供
 - (1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等
 - (2) 日本語教育に関する情報の提供等

第3章 日本語教育の推進体制

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 県内における日本語教育の機会の拡充

(1)外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

- 日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施

(2)外国人留学生等に対する日本語教育

- 留学を終えた後の県内への定着・活躍につながる支援

(3)外国人等である労働者等に対する日本語教育

- 専門的な日本語や意思疎通に必要な日本語の学習機会の提供支援

(4)地域における日本語教育

- 地域差を解消し、希望する人が学べるような仕組みの整備・質の担保

2 県民の理解と関心の増進

- やさしい日本語の活用など外国人等の受け入れの理解を促進するための普及啓発
- 国際交流イベント等での普及啓発を通じた日本語教育人材の掘り起こし



基本方針について

(4) 第2章～ 第3章 日本語教育の推進体制

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
- 2 県の責務
- 3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 県内における日本語教育の機会の拡充
 - (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
 - (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
 - (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育
 - (4) 地域における日本語教育
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 地域における日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (1) 日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (2) 日本語教育に携わる外国人材の掘り起こし
- 4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供
 - (1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等
 - (2) 日本語教育に関する情報の提供等

第3章 日本語教育の推進体制

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

3 地域における日本語教育人材の発掘・育成

- 地域日本語教育コーディネーターなど日本語教育の推進を支援する人材の育成
- 日本語教育人材の養成及び能力向上のための研修の実施

4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供

- 外国人等住民の日本語学習者や日本語教室の実態把握
- 日本語教室の開催状況など日本語教育に関する情報の提供

第3章 日本語教育の推進体制

- 学識経験者、市町村、NGO等の意見を聴きながら、関係部局が連携し日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進



基本方針の展開について

(1) 日本語教育の事業展開①

「埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針」の素案をふまえ、文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」による体制づくりを令和2年度より展開している。

<事業概要>

日本語教室支援協議会の開催

情報交換及び事業実施へのアドバイスを提供



地域日本語教育コーディネーター候補者の育成

- ・地域日本語教育を広域で調整する人材の確保
- ・空白地域解消、日本語教室の相談対応を目的に、地域日本語に係るアドバイザーを派遣

日本語学習支援者向け講座の開催

- ・新規日本語教育人材の獲得
- ・既存の日本語学習支援者を中心として、日本語教育人材のスキルアップを目的とした研修を実施

<日本語教室支援協議会>

【開催頻度】年2回程度

【議題】

- ・具体的な事業実施内容の検討、実施報告
- ・「埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針」具現化への検討

【構成メンバー（R2・R3）】

NGO団体メンバー	4名
日本語講師	1名
行政機関職員	5名
社会保険労務士	1名



基本方針の展開について

(2) 日本語教育の事業展開②

日本語教室支援協議会の助言をもとに、地域日本語コーディネーター候補者の育成や、日本語学習支援者向け講座の開催を実施する。

<事業概要>

日本語教室支援協議会の開催

情報交換及び事業実施へのアドバイスを提供

地域日本語教育コーディネーター候補者の育成

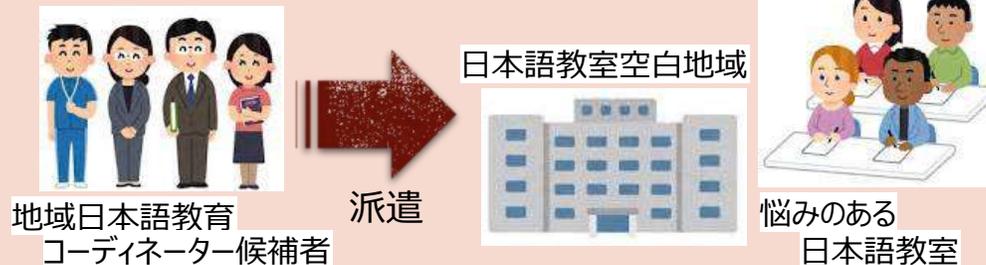
- ・ 地域日本語教育を広域で調整する人材の確保
- ・ 空白地域解消、日本語教室の相談対応を目的に、地域日本語に係るアドバイザーを派遣

日本語学習支援者向け講座の開催

- ・ 新規日本語教育人材の獲得
- ・ 既存の日本語学習支援者を中心として、日本語教育人材のスキルアップを目的とした研修を実施

<地域日本語教育コーディネーター候補者の育成>

地域日本語教育コーディネーターとして活躍できる人材の育成のため、候補者を「地域日本語相談・立ち上げアドバイザー」として派遣し、助言業務を通して育成



<日本語学習支援者向け講座の開催>

2種類の講座を開催し、のべ600人程度を育成

【人材発掘のための初心者向け講座】

日本語教室での日本語学習支援初心者及び興味のある人を対象に、入門講座や経験者体験談を提供

【経験者向けスキルアップ講座】

普段から日本語教室に参加している方々を対象に、役立つ情報を提供

日本語教育の推進の今後について

今後の課題



コバトン&さいたまっち

今後も在留外国人の増加が見込まれるなか、外国人住民が地域で安心して過ごせるよう、十分に日本語教育の機会が確保され、地域住民との共生が図られることが望まれる。

<課題>

日本語教育支援 人材の確保

- 日本語教室ボランティア等、日本語教育支援人材は高齢化の傾向がある。
- 今後も日本語教育の充実が図られるため、人材の発掘・育成を図る必要がある。
- 埼玉県では、各日本語教育人材に対する支援を充実していく。

日本語教室 空白地域の解消

- 外国人住民が増加し続ける一方で、日本語教室の設立は一朝一夕ではできない。
- 既存の日本語教室を運営する者の知見や行政の手助けが必要となる。
- 埼玉県では、地域日本語教育コーディネーターを中心に解消を推進していく。

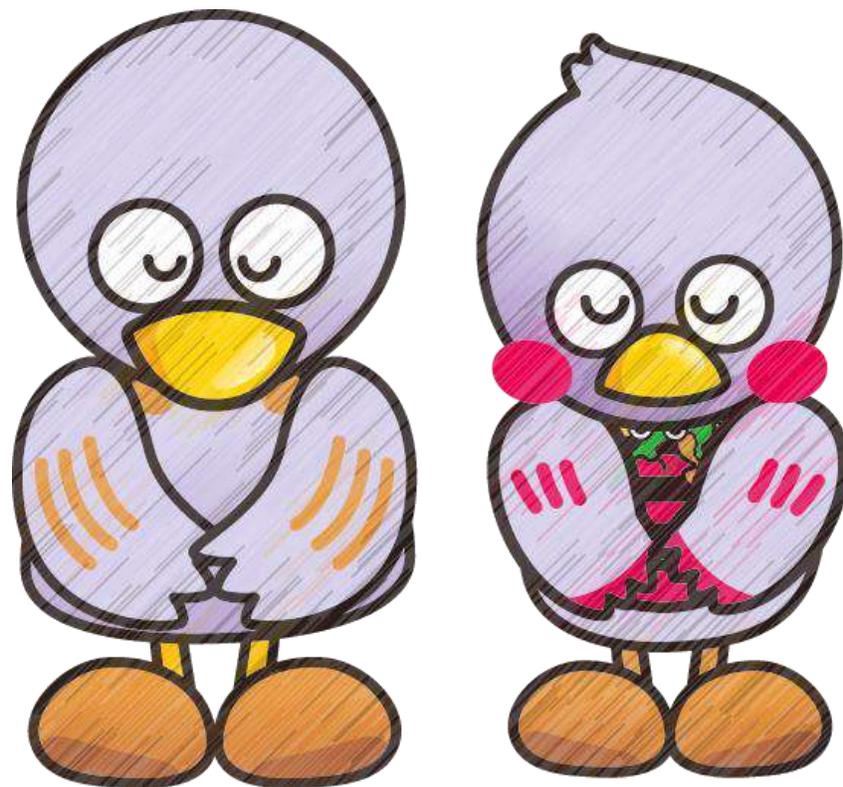
日本人住民の 多文化共生 意識の醸成

- 外国人住民の増加や多国籍化により、多言語対応で支援するには外国語話者・翻訳における担い手の確保等に限界が来ている。
- 埼玉県では、外国人への日本語教育の充実とともに日本人住民へ「やさしい日本語」を普及することで、誰もが多文化共生を担える地域となることを目指す。



コバトン&さいたまっち

ご清聴ありがとうございました



コバトン&さいたまっち



【静岡県・袋井市】

市町村と連携した 日本語教育モデル展開と 自立をめざして



静岡県くらし・環境部 県民生活局
多文化共生課 班長 和田 路也

袋井市総務部
国際課 主幹兼地域共生係長 前田 美咲

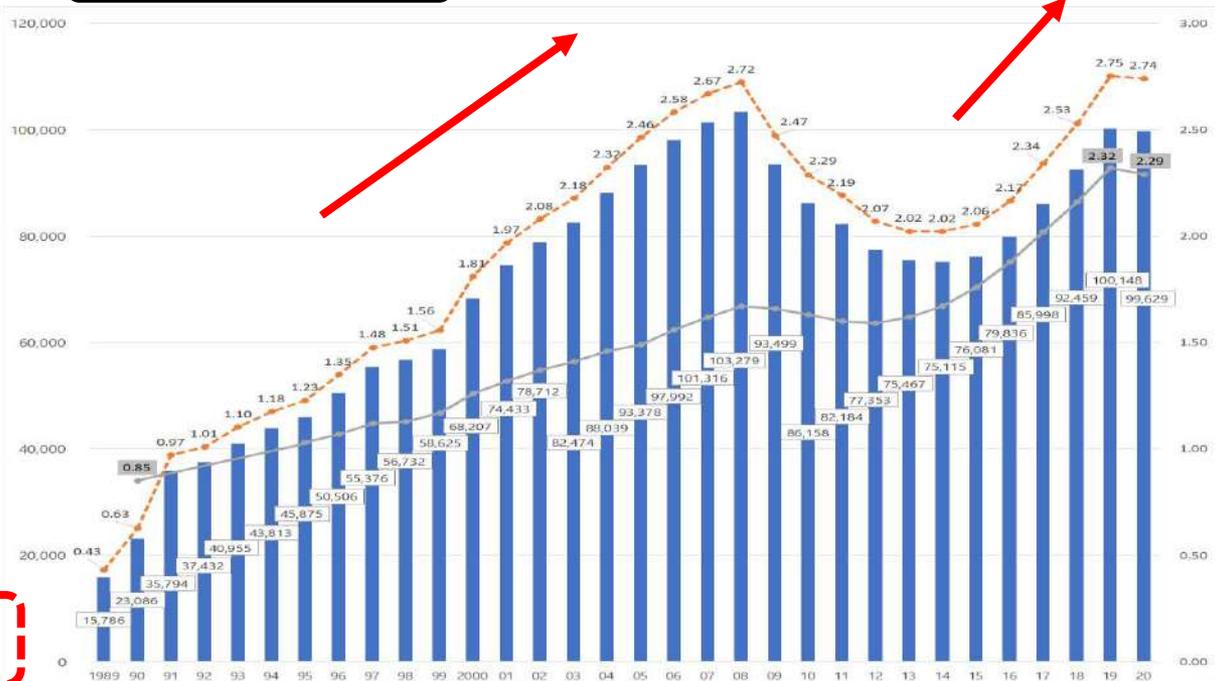
<前提> 静岡県について

1 静岡県の外国人県民の現況

外国人人口上位8都府県の状況

都府県名	在留外国人数	人口に占める割合
1 東京都	560,180	4.0%
2 愛知県	273,784	3.6%
3 大阪府	253,814	2.9%
4 神奈川県	232,321	2.5%
5 埼玉県	198,235	2.7%
6 千葉県	169,833	2.7%
7 兵庫県	114,806	2.1%
8 静岡県	99,629	2.7%

在留外国人数の推移



* 在留外国人数「法務省在留外国人統計」は2020年12月末現在
 * 人口に占める割合に使用した人口は「総務省人口推計」10月1日現在

法務省「在留外国人統計」各年12月末、静岡県「推計人口」各年1月1日現在

(年)

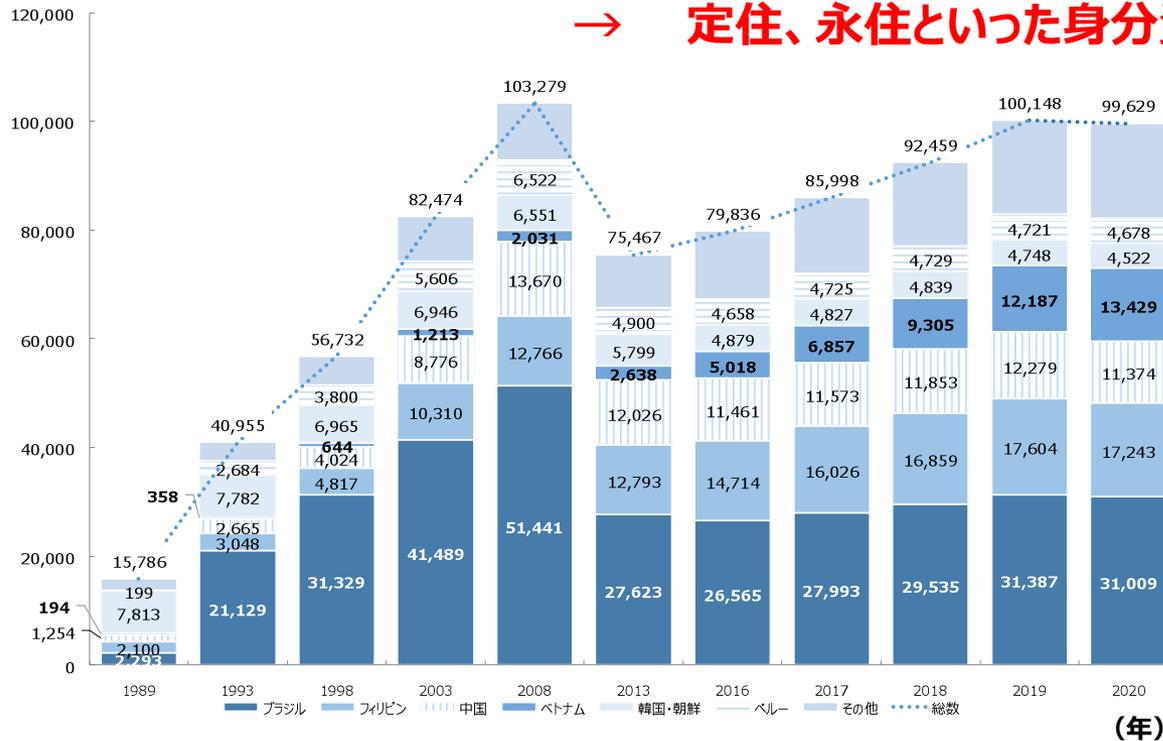
<前提> 静岡県について

国籍別割合2016年から2020年の変化

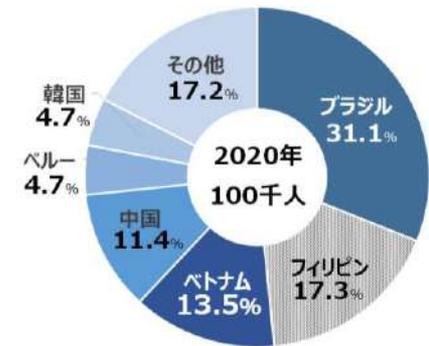
国籍別在留外国人数

・ブラジル人、フィリピン人が多い

→ 定住、永住といった身分資格



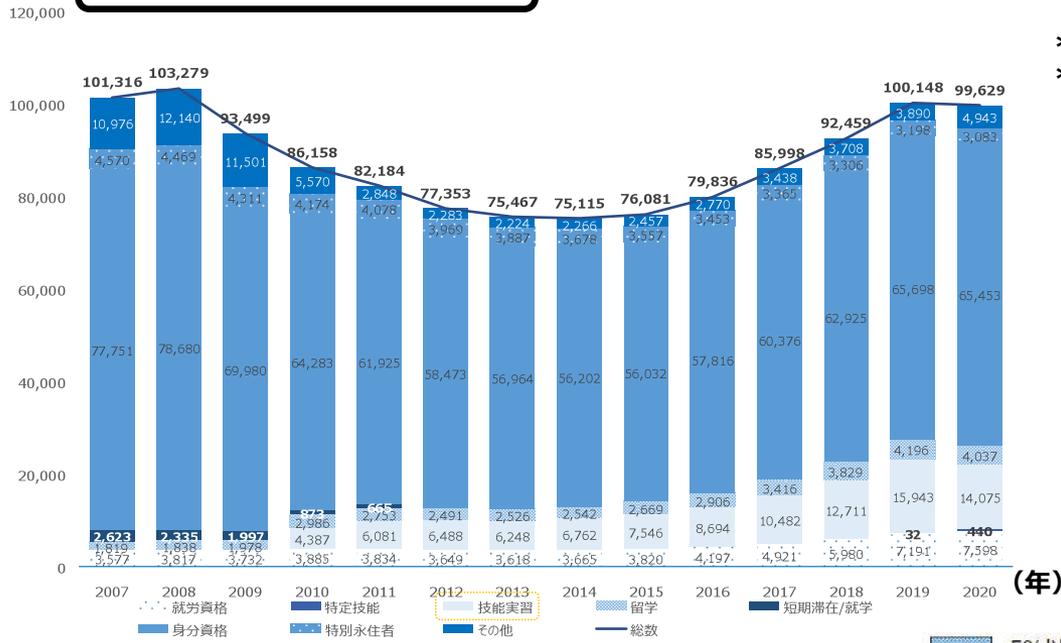
* 2008年までの「中国」は台湾を含んだ数、 2015年以降の「韓国・朝鮮」は韓国のみの数
法務省「在留外国人統計」各年12月末



法務省「在留外国人統計」各年12月末

<前提> 静岡県について

在留資格別在留外国人数



* 身分資格 永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者
* その他 文化活動・研修・家族滞在・特定活動

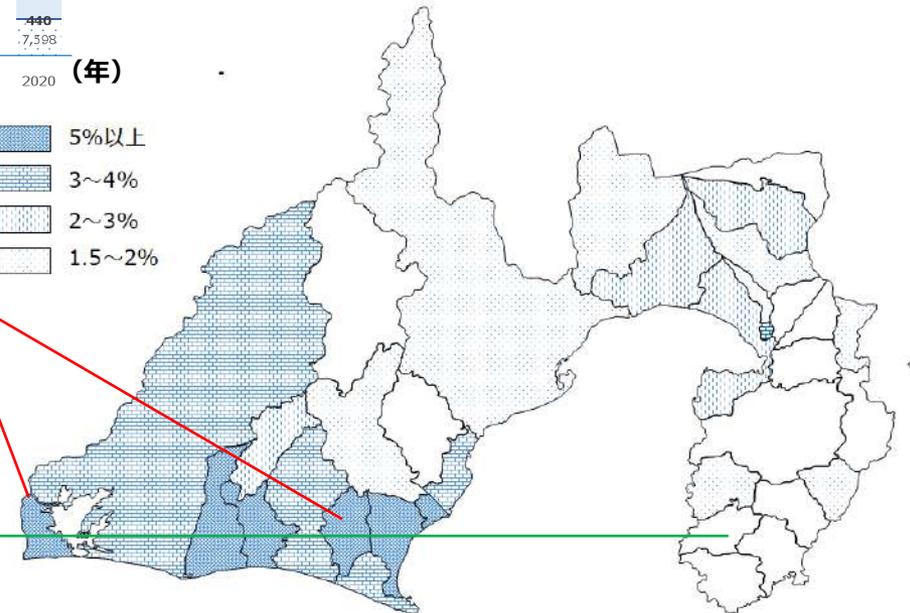
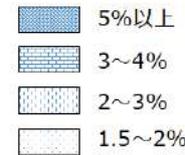
法務省「在留外国人統計」各年12月末

西高東低

市町別在留外国人数比率

- 静岡県全体：2.76% (99,629人)
- ① 菊川市：7.90% (3,738人)
 - ② 湖西市：6.22% (3,591人)
 - ③ 吉田町：6.08% (1,746人)
 - ④ 袋井市：5.55% (4,825人)
 - ⑪ 浜松市：3.34% (26,352人)
 - ⑳ 松崎町：0.47% (28人)

法務省「在留外国人統計」2020年12月末



富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

1 方針策定の背景

ふじのくに多文化共生推進基本計画（平成30年度～令和3年度）

（基本目標）

「静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現」

外国人県民が自らの能力を十分に発揮し活躍するためには・・・



地域社会において日本語によるコミュニケーションを図れるようになることが望ましい

日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）

- ・国の責務等（国の責務、地方公共団体の責務、事業主の責務）
- ・基本方針について（国が基本方針を策定、地方公共団体は基本方針を参酌し、基本的な方針を定めるように務める）

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 （令和2年6月23日閣議決定）

国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。



2 静岡県地域日本語教育推進方針

基本方針

1. 県内どこに住んでいても、希望する全ての外国人県民が、生活に必要な最低限の日本語を身につけることができる日本語教育の場づくりを推進します。
2. 地域住民が日本語教育の場に関わることにより、多文化共生社会の形成を推進します。
3. 地域の日本語教育に関わる県、市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、企業、県民がそれぞれの責務・役割を果たすとともに、お互いが連携、協力していきます。

期間：令和2年度～令和6年度（5年間）

日本語能力が十分でない外国人県民が、生活に必要な日本語能力を身につけ、地域社会に参画できるようになるため



静岡県における地域日本語教育を総合的、効果的に推進する体制を構築



3 静岡県での「地域日本語教育」の意義

多文化共生社会を実現するための日本語学習を支援する場



日本人住民と外国人学習者が、
対等な立場で、日本語を使って交流をする



言語学習

- ・文字
- ・文法



相互理解を深める

- ・地域、日常生活に密着したテーマについて話す



外国人	コミュニケーションに必要な日本語の習得、日本文化・習慣への理解
日本人	分かりやすい表現（やさしい日本語）の活用、外国の文化・習慣への理解

多文化共生の拠点としての日本語教室

(方針P2)



4 施策展開 — 静岡県地域日本語教育体制構築事業 <全体概要>

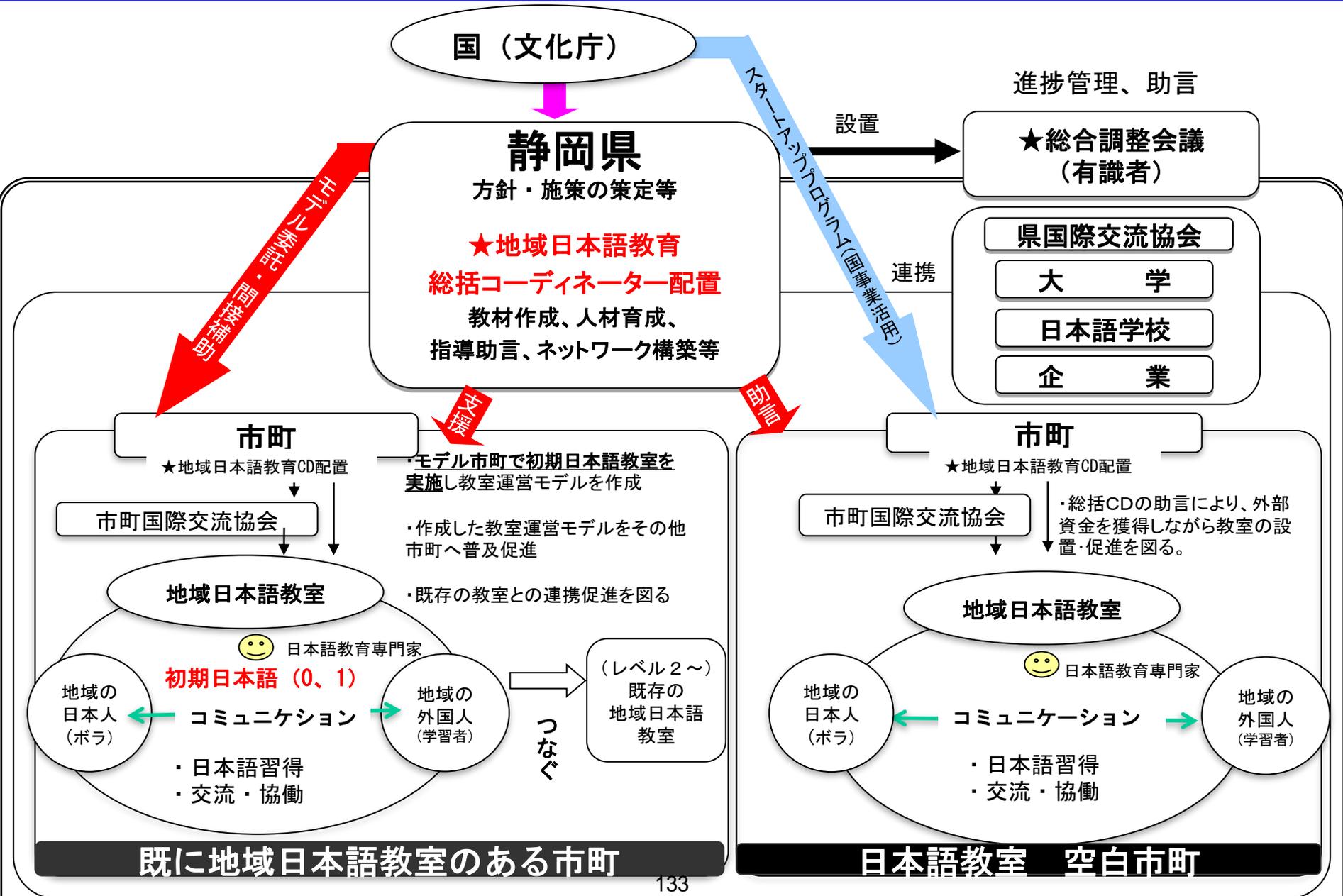
○静岡県地域日本語教育推進方針に基づき実施する事業

項目	事業内容
静岡県における地域日本語教育を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・総合調整会議の設置 ・総括コーディネーターの配置 (事業の企画・運営、日本語教育関係者への助言等実施)
多文化共生社会の実現に寄与する日本語教育の場づくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル市町における地域日本語教室の運営 → 袋井市 (事例紹介) 地域住民との実際の対話 (本物のコミュニケーション活動) を通じた 「対話交流型の初期日本語教室」 ※ 市町が実施する地域日本語教育推進事業に対する補助金 (R3～新規)
日本語教育人材の養成、紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導者養成講座、テスター養成講座の開催 (モデル市町で開催、近隣市町にも参加を呼びかけ)
地域における日本語教育の場で活用する教材の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語学習教材・指導者用マニュアル作成 (愛知県のものを活用) ・教材作成委員会の意見・モデル市町での活用を踏まえ作成した、地域の文化・習慣にも配慮した教材等を、共通フォーマットとして全県に普及
地域の日本語教育に関わる市町、日本語教室、企業等のネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域日本語教育に関わる主体のリスト作成、HPでの日本語教育に関する情報提供、人材情報バンクの構築など ・セミナー等の開催による関係機関の連携促進、日本語教育に関する情報提供

○対象期間 令和2年度から令和6年度 (5年間)



5 静岡県地域日本語教育推進体制 イメージ図



2021年度 袋井市はじめての日本語教室

袋井市の概要



○人口 88,144人
(うち、外国人人口4,627人)

○面積 108.33km²

○高齢化率 24.5%

令和3年4月1日現在

日本一の品質を誇る 果実の王様
「クラウンメロン」の産地



内 容

- 1 袋井市の外国人住民の状況と開催までの取組
- 2 はじめての日本語教室の概要
- 3 教室の特徴と目指す方向
- 4 実績・成果と課題

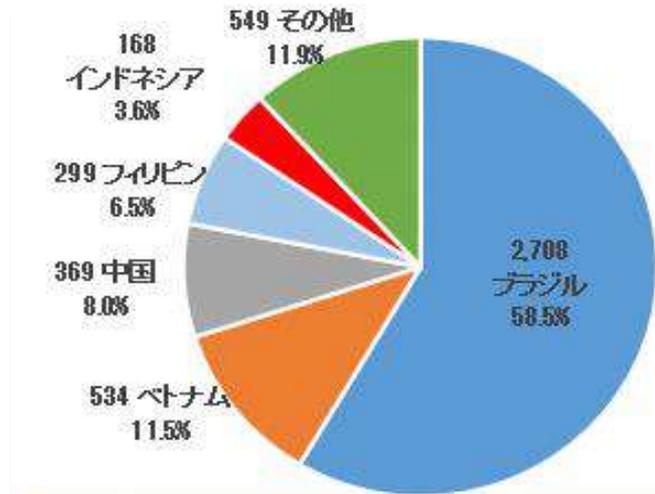


1 袋井市の外国人住民の状況と開催までの取組

(1) 外国人住民の人口、割合の推移

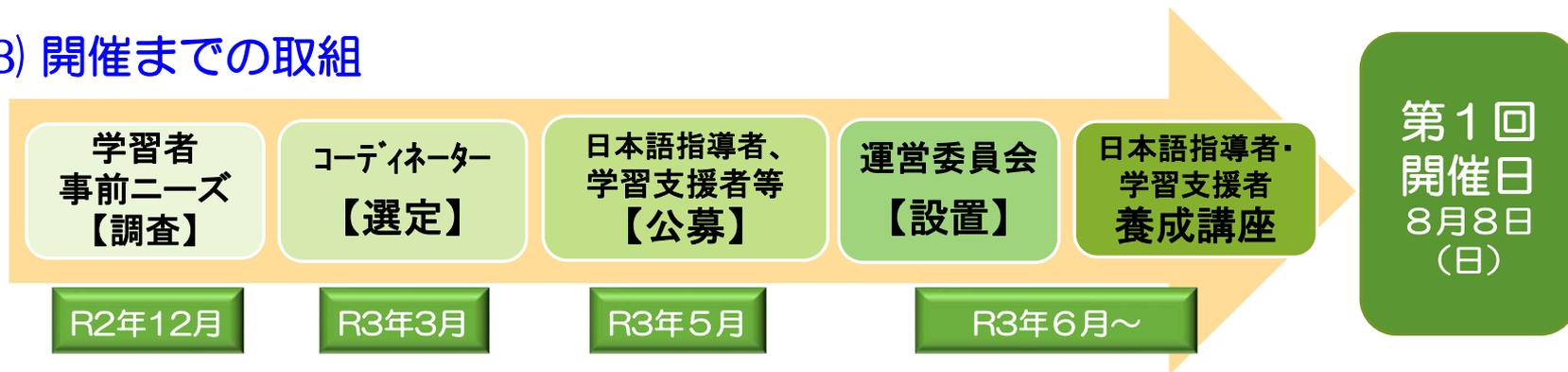


(2) 国籍別の人口



① 5年前から1.5倍の増加率、② 上位5か国で全体の約9割、③ 永住者・定住者が2/3を占める

(3) 開催までの取組



2 袋井市はじめての日本語教室の概要

(1) 開催概要（予算額1,200千円）

開催時期	8月8日～12月5日 (日曜日、午前9時30分～11時30分)
回数	全12回
定員	25人
学習対象者 (外国人)	①16歳以上 ②日本語があいさつ程度 ③全12回に参加の意思がある
申込方法	参加する本人が直接市に連絡
会場	教育会館（定員180人）

(2) 教室の内容

教材	静岡県作成「はじめまして！日本語」
内容	日常生活に即したテーマを毎回設定 (食べもの、家族、私の1日、宝物など)
日本語判定	とよた日本語能力判定を活用(2回)

はじまるよ！
はじめての日本語教室
袋井市では、暮居の生活をテーマに、日本人サポーターとの交流を通して、楽しく日本語を覚える「はじめての日本語教室」を開催します。

開催日時
8月 ①8日 ②15日 ③22日
9月 ④5日 ⑤12日 ⑥19日 ⑦26日
10月 ⑧3日 ⑨17日 ⑩24日 ⑪31日
11月 ⑫7日 (休業日4日) 【全12回】
すべて日曜日、午前9時30分～11時30分

場所 教育会館 4階 大会議室 (住所：新袋1-2-1、市役所南側)

対象者
①16歳以上で、全12回に参加する意思のある方
②日本語が話せない、または挨拶程度の日本語レベルの方

定員 20人 (先着順)

内容
○無料テーマを設定して1日、単語、文や句、音でいえることなど、日本人が楽しく理解します。
○「教員でもらって日本語を覚える」ではなく「楽しく交流して日本人の本物のコミュニケーションを学ぶ」を目的とした授業を行います。

募集期間 6月15日(火)～7月2日(金)

申込方法
●参加したい本人が、直接、市役所に電話をしてください
- 毎課で対応します(毎週によってはお時間外いただく場合があります)
- 日本語のレベル等を伺います
(レベルによっては、他の日本語教室にご案内する場合があります)

申込先 袋井市役所 国際課 地域共生係 電話番号 0538-44-3158
○申込には、氏名、住所、電話番号、e-mailなどが必要です

●コーディネーター(中央)と日本語指導者の皆さん



「対話・交流型日本語教室」=本物のコミュニケーションによる伝え合いを実践



3 教室の特徴と目指す方向

●教室開催の様子



(1) 特徴

① オール袋井による運営体制の整備

日本語学校講師、高校生、地域役員、事業所従業員等参加

② コーディネーター・指導者による運営委員会の設置

県や市の考え方、進め方等を共有するため随時開催

③ 静岡県と袋井市による養成講座の開催

静岡県開催（指導者向け（7回）、テスター向け（1回））

袋井市開催（学習支援者向け（6回）、参加者全員対象直前講習会（1回））

(2) 目指す方向（運営のポイント）

- ① 学習者とともに、支援者も楽しくなる、参加し続けたいくなる

仕組みづくり

- ② さまざまな経験をもっている方や世代間による

（学習者×日本人、学習者×学習者、日本人×日本人）

交流の場づくり

- ③ 市内日本語教育の連携とさらなる活性化

連携・さらなる活性化

日本語能力、
学習意欲の向上

日本人の異文化理解、
外国人受入れの広がり



4 実績・成果と課題

(1) 実績・成果

① 実績（運営体制）

●11月11日までに8回開催

コーディネーター	1人
指導者	4人
学習支援者	60人
テスター	27人 (学習支援者含)
母語支援者	7人
(ポルトガル語、英語、 ベトナム語、中国語)	
学習者	40人
(ブラジル31人、ベトナム3人、インド2人、中国・アルゼンチン・フィリピン・ペルー各1人)	

② 成果

学習者

日本語をもっと身につけたいという意識が高まっている

支援者

「教える」のではなく、対話で日本語を引き出す工夫が広がっている

↓
**本物の
コミュニケーション
による「伝え合い」を
実現**

●日本語能力判定（初回出席）



●参加者同士が「伝え合う」対話活動



●グループ活動



(2) 課題

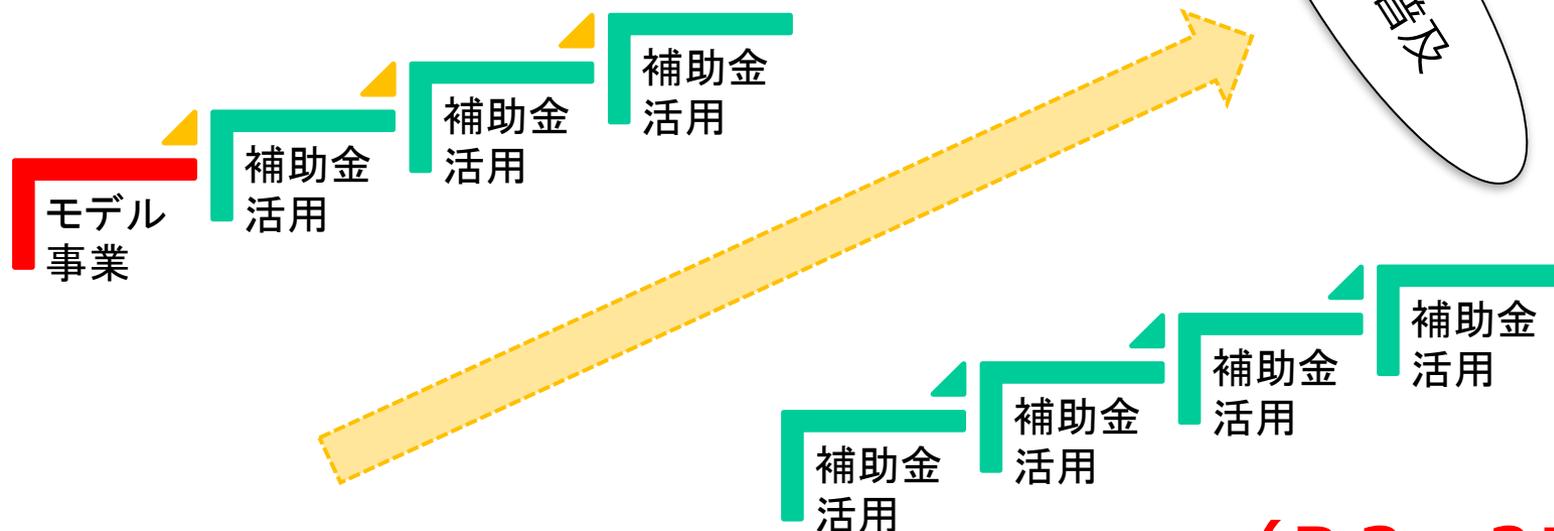
- ①学習者、サポーターのモチベーションの維持
- ②継続・発展に向けた運営体制等の工夫、改善

6 県内への展開 イメージ図

パターン1

県のモデル事業（委託）を受託して、教室を新設してスタートし、次年度以降、補助金を活用して継続

(2市町/年)



(R3 : 2市~)

既存の教室を活用し、対話交流型の教室のスタイルとし、補助金を活用して継続していく

パターン2

7 地域における静岡型初期日本語教室設置・運営事業費補助金

事業内容	県が定める事業要件に沿った静岡型初期日本語教室を設置・運営するための事業費（※）に助成する。 （※教室の設置・運営に要する学習支援者の養成に係る経費、外部組織も参画する運営会議等に係る経費など、教室の円滑な設置・運営に資する事業費も対象）
補助対象者	市町（指定都市は除く）
補助対象経費	賃金、諸謝金、旅費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費
補助金の額	補助対象経費の1/2以内（事業費は、150万円を限度とする。）
実施期間	交付決定の日から当該年度の2月中旬頃（年度によって異なる）まで
<事業要件>	
推進体制等	初期日本語教室の設置・運営は、行政が責任を持って行うこと。 （学習者、学習支援者の募集、教室運営関係者の依頼等） 助成対象とする教室には、次の役割をもった人を配置すること。 ・ 地域日本語教育コーディネーター （1名以上） ・ 日本語指導者 （有資格者又は外国人への日本語指導の経験を有する者 2～3名） ・ 学習支援者 （地域住民を含むこと。人数は、学習者の1/2以上であること。） ※ 地域の国際交流協会等へ委託する事は可能だが、事業の全部を委託する事は認めない。
教室の形態	「静岡県地域日本語教育推進方針」に沿った運営形態であること。
総時間数	年間30時間以上（1回120分程度×15回）を目標とし、1回120分程度×最低10回以上の教室であること。
対象とする学習者	原則として最低限のコミュニケーションも日本語で行うことが困難（※）な、補助対象市町の域内に居住又は通勤の外国人県民（16歳以上） （※とよた日本語学習支援システムの日本語能力判定基準の「レベル0、1」を基本）
その他	静岡県が作成した 静岡県対話交流型初期日本語教材「はじめまして！日本語」 を使用すること。 また、教材の使用に当たっては、静岡県対話交流型初期日本語教材「はじめまして！日本語」指導者用マニュアルを活用すること。



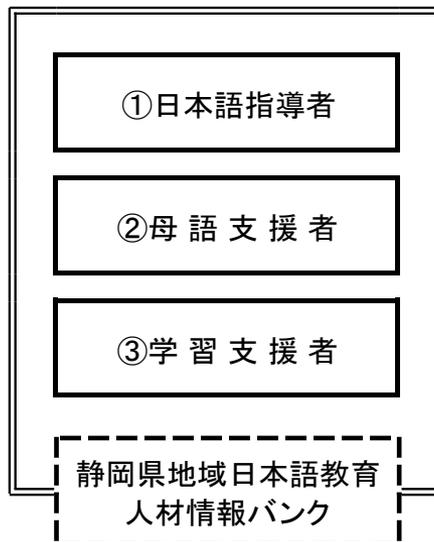
8 静岡県地域日本語教育人材情報バンク

日本語教師
大学生(養成過程)
日本語パートナーズ関係者

外国語話者
(日本語と母語が堪能な定住者、留学経験者、海外勤務経験者など)

・多文化共生に興味関心のある方

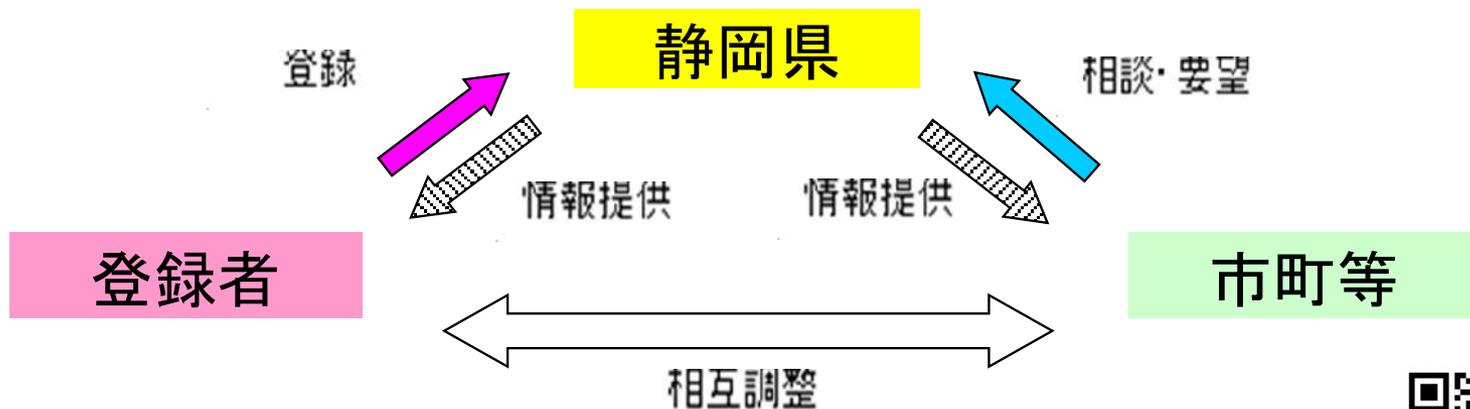
などなど



・対話交流型の初期日本語教室に取組みたいが、日本語指導者等の協力者の把握が困難

・日本語指導者等が不足

・更に教室を増やしたい



<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-160/img/chiikinihongo-bank.html>



9 今後の課題

1 人材養成

特に、補助事業を活用して対話交流型の日本語教室に取り組む市町に対し、どうフォローするか。（日本語指導者、学習支援者）

2 人材養成する人材の養成

1 を充実させるためには、そのための人材の養成が必要。

3 財政的にも継続した支援が必要

市町だけでの継続は難しいことから、国の補助制度の継続を期待。

国の補助が得られない場合は、県の補助制度の見直しが必要となるが、県としては、人材養成等の体制構築の役割を担うことを想定している。



「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」

空白地域解消を目的とした 日本語教育機関と連携する体制づくり

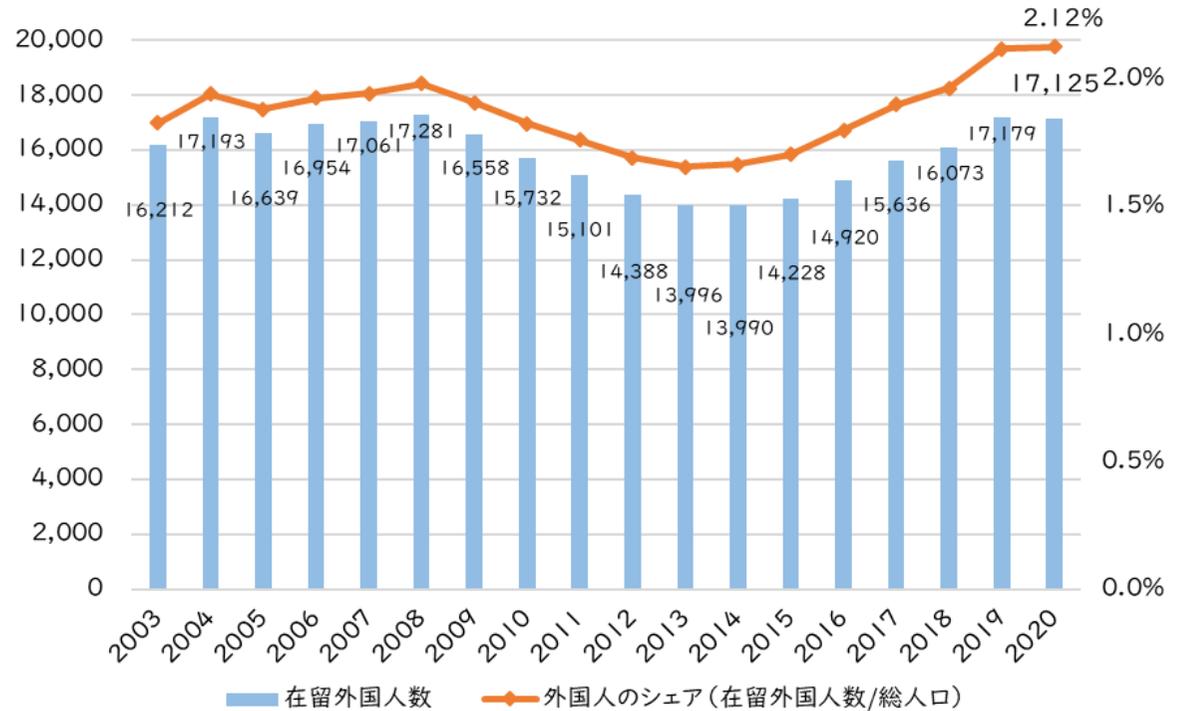
山梨県知事政策局国際戦略グループ 主任 早野 浩晃
総括・地域日本語教育コーディネーター 古屋 玲子
笛吹市市民環境部市民活動支援課 主幹 山田 恵子

山梨県総人口
807,783人

外国人人口
17,125人

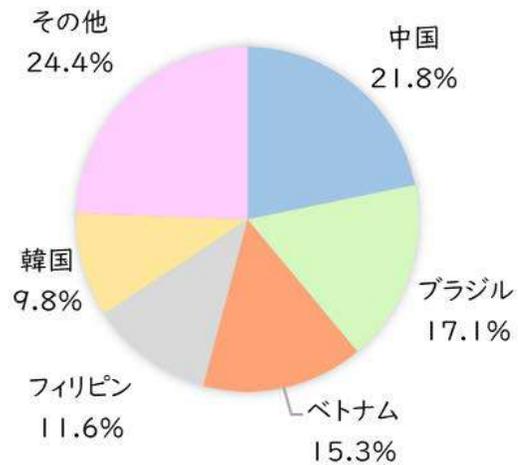
2020年12月時点

◆山梨県の在留外国人人数・外国人の割合の推移 (単位：人、%)



(人)

◆国籍別



◆市町村別

市町村	外国人人数	シェア
甲府市	5,589	33.0%
中央市	1,989	11.2%
甲斐市	1,196	7.2%
南アルプス市	1,167	6.7%
笛吹市	1,123	6.7%
昭和町	792	4.5%
北杜市	682	3.8%
都留市	619	3.4%
富士吉田市	614	3.6%
富士河口湖町	529	3.3%
その他市町村44	2,825	16.6%

◆在留資格別

資格	外国人人数	シェア
身分に基づく在留資格	10,353	60.5%
うち永住者	6,463	37.7%
うち定住者	1,948	11.4%
うち日本人の配偶者	1,244	7.3%
うち永住者の配偶者	259	1.5%
うち特別永住者	439	2.6%
特定技能	96	0.6%
技能実習	2,036	11.9%
専門的・技術的分野の在留資格	2,251	13.1%
うち技術・人文知識・国際業務	1,287	7.5%
留学・家族滞在等	2,003	11.7%
うち留学	1,005	5.9%
特定活動	386	2.3%

県内市町村日本語教室設置状況(2019年時点)

	市町村名	設置状況		市町村名	設置状況		市町村名	設置状況
1	甲府市	○	10	韮崎市		19	富士川町	○
2	中央市	○	11	富士河口湖町		20	身延町	
3	甲斐市	○	12	忍野村		21	南部町	
4	笛吹市		13	市川三郷町		22	鳴沢村	
5	南アルプス市	○	14	上野原市		23	西桂町	
6	昭和町	○	15	大月市		24	道志村	
7	都留市		16	甲州市		25	小菅村	
8	富士吉田市	○	17	山中湖村		26	丹波山村	
9	北杜市		18	山梨市		27	早川町	

民間団体所在地 (市町村別)

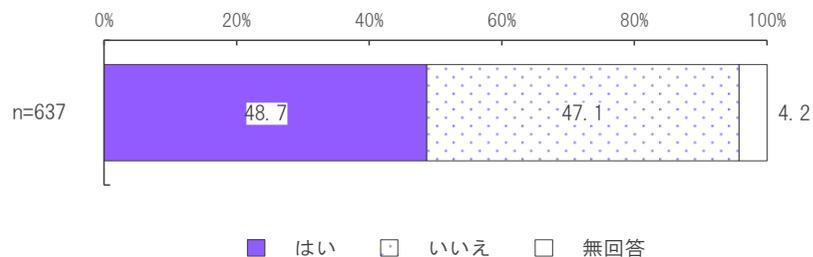
市町村名	団体数
甲府市	5
中央市	1
甲斐市	1
都留市	1
富士吉田市	1
富士河口湖町	1

主な課題

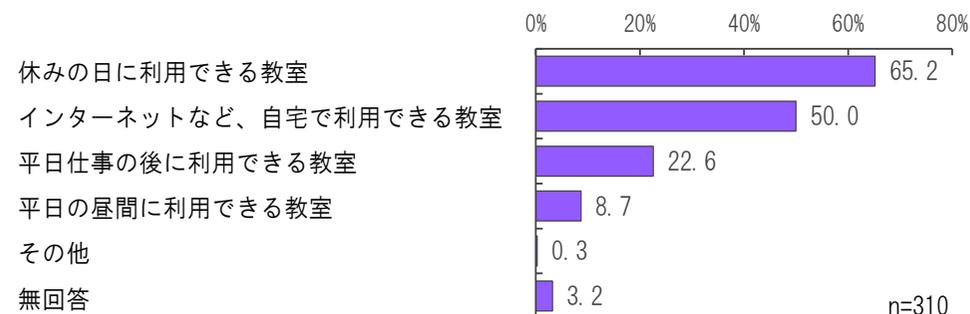
- ✓ 外国人が集住している地域に日本語教室が多く、外国人住民が少ない地域には設置されていない傾向で、**日本語教室の空白地域がある**。特に基礎自治体である市町村の日本語教室設置数は、県内27市町村中7市町に留まっていた。
- ✓ 一部の市町村からは、必要性を認識しているが、**予算や人員、日本語教育に係るノウハウがない**ことから、設置が困難であるとの声があがっていた。
- ✓ 市町村及び民間団体における日本語教室は一部を除いて、**日本語教育を専門的に学んだことのないボランティアの方が講師を務めている**。

「令和元年度山梨県在留外国人アンケート調査」実施結果（一部抜粋）

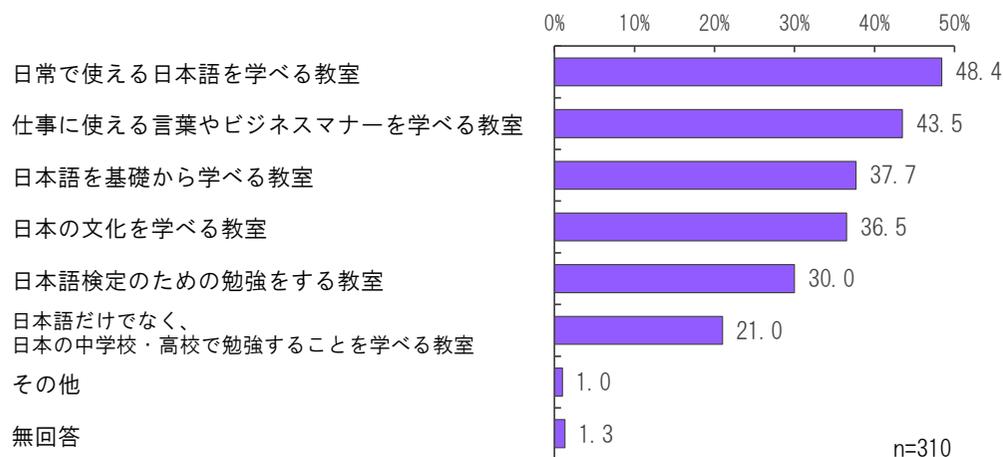
Q.日本語教室・日本語学校に行きたいか。



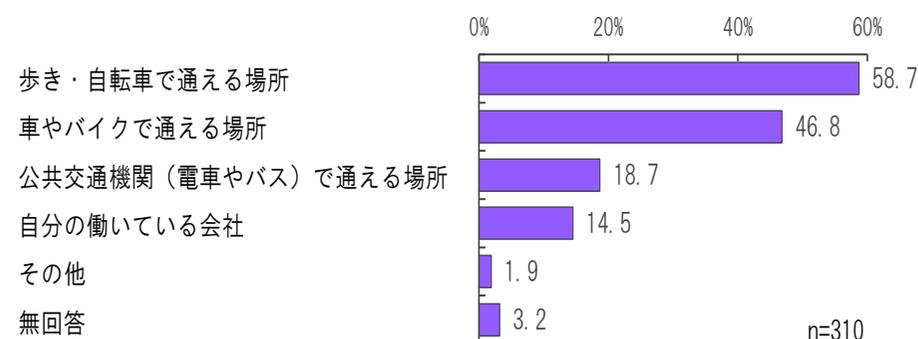
Q.いつ教室・学校があると良いか。（複数回答）



Q.どのような教室・学校に行きたいか。（複数回答）



Q.どこに教室・学校があれば行けるか。（複数回答）



アンケート結果

- ◆ 日本語教室に通っていない外国人の約半数が学習したいと回答している。
- ◆ 日常や仕事、基礎から学ぶことができる日本語など、生活に必要な日本語を学ぶことのできる教室を望む声が多い。
- ◆ 教室は休日に利用でき、歩きや自転車で通える場所での開催希望が多い。

日本語教室の現状とアンケート結果から
山梨県として日本語教育を推進していくために、

これまで日本語教育を受けることのできなかつた
外国人に対し 学習できる機会・場を提供する必要がある。
&
日本語教育の質の向上を図る必要がある。

具体的な取り組み

外国人が気軽に自分で通うことができるよう、
市町村で実施する日本語教室開催の支援を行う。

日本語教育の**専門的な知識を持つ人材**による、
日本語教室の構築及び既存日本語教室への助言を行う。

到達
目標

身近な地域で実施する日本語教室を増やし、時間的・地理的な制約のため
日本語教室に通えていない外国人が質の高い日本語教育を受けられる環境を整える。

地域日本語教育推進会議の設置 (R2~R3)

◇年2回開催

◇内容

本県における日本語教育の方向性に関する協議、取組の検証や評価等



日本語モデル教室の実施 (R2~R3)

◇全市町村から「日本語モデル教室」の開催を募集

市町村財政負担なし

専門家が全面バックアップ



地域日本語教育コーディネーターの配置 (R2~R3)

◇学校法人ユニタス日本語学校
古屋玲子氏

◇役割

市町村や民間支援団体が実施する日本語教室の状況把握、指導や運営に関する助言、日本語教室モデル事業の支援等



日本語学習支援者研修会の開催 (R3)

◇2回開催予定

◇内容

日本語学習支援者に求められること
支援者の役割など

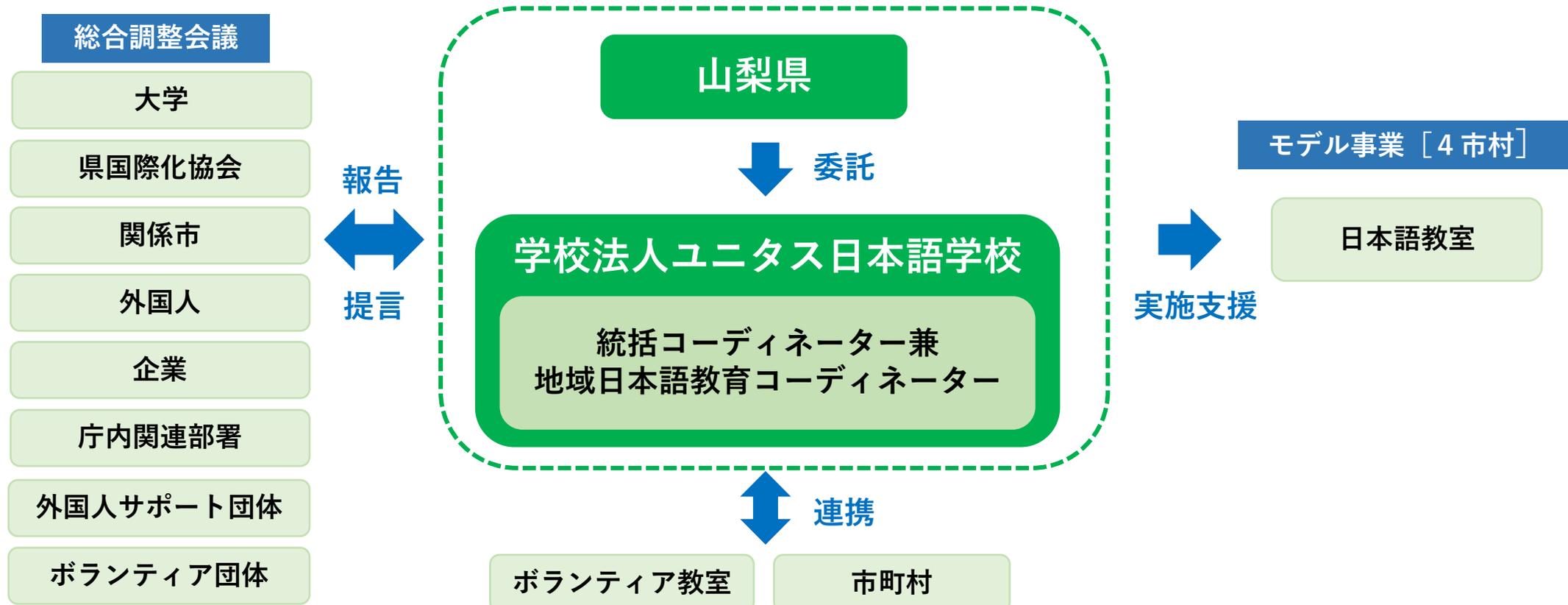
日本語指導団体訪問調査・連携 (R2~R3)

◇県内日本語指導団体訪問調査等

- ・17団体訪問 (NPO法人、市町村等)
- ・県内における日本語教育を取り巻く問題を共有
- ・日本語指導の課題についてアドバイス



実施体制図、スケジュール



	8月 下旬	R 2	R 3
総合調整会議		① ②	③ ④
コーディネーター	各種調整・ 委託先選定	古屋コーディネーター	
モデル事業		R 2 (笛吹市、山梨市)	R 3 (北杜市、忍野村)
既存教室調査		訪問ヒアリング等	
支援者養成		149	① ②

プロポーザル
方式により
毎年選定

ユニタス日本語学校

日本語教育の専門家集団

創立：1983年

業務：留学生、在留外国人への
日本語支援等（毎年20カ国以上からの留学生を受け入れ）

コーディネーター
設置

モデル教室の
企画運営

モデル教室の
質の担保

市町村への啓発

既存日本語教室
との連携

学習支援者の養成

❖ 日本語学校が携わる「ならでは」のこと

① 日本語の専門家が安定的に確保できる

日本語学校はプロの教師集団

- 日本語教師が地域日本語教育コーディネーターになることで、日本語学習の質の向上が期待できる
- 日本語教育を体系的に捉えているため、学習者に合わせた適切で柔軟な対応ができる
- 体系的に捉える中で学習者のレベルを的確に判断できる

日頃から外国人に接しているため、外国人を取り巻く現状や背景理解、異文化理解が基盤として備わっている

② 多言語に迅速に対応できる

「日本語学校」ってどんなところ？

学校法人ユニタス日本語学校（法務省告示校）

◇ 沿革

- 1970年 ユニタス設立
- 1974年 ユニタス外語学院設立
- 1983年 ユニタス日本語学校設立
- 2007年 ユニタス日本語学校東京校設立

◇ 留学生定員 520名

◇ 日本語教師 41名

学校教育機関の要件を
満たす**プロの教師**

「日本語学校」での日常

- ・ 留学生が進路希望を叶えるため日本語を学ぶ
→ 大学院、大学、専門学校、就職、語学スキルアップ等
- ・ 生活者、就労者、子どもも学習者
→ コミュニケーションスキル、ビジネス日本語、進学等

多様性のある社会

国籍
年齢

身分

日本語レベル
ひらがな
～ 研究論文

背景

言語能力の向上

日本語を日本語で教授。
4技能、コミュニケーション能力を伸ばす。

サポート全般

日本での生活・進学をはじめ
とした「情報」、「交流」や
「こころ」のサポート

「地域日本語教室」に集う在住外国人の方は？

国籍
年齢

身分
職業

日本語レベル

背景

学びたい、交流したい、情報を得たい

- ◇ 地域日本語教育コーディネーター
学校法人ユニタス日本語学校 古屋玲子
(山梨出身、在住)

日本語教師歴14年
留学生をはじめ、生活者・高等教育機関における
日本語・就労者（高度人材、特定技能等）・
子どもの日本語コーディネーター業務、
教師育成及び研修業務

日本語モデル教室立ち上げと運営

【実施自治体】 R2：山梨市、笛吹市、 R3：北杜市、忍野村

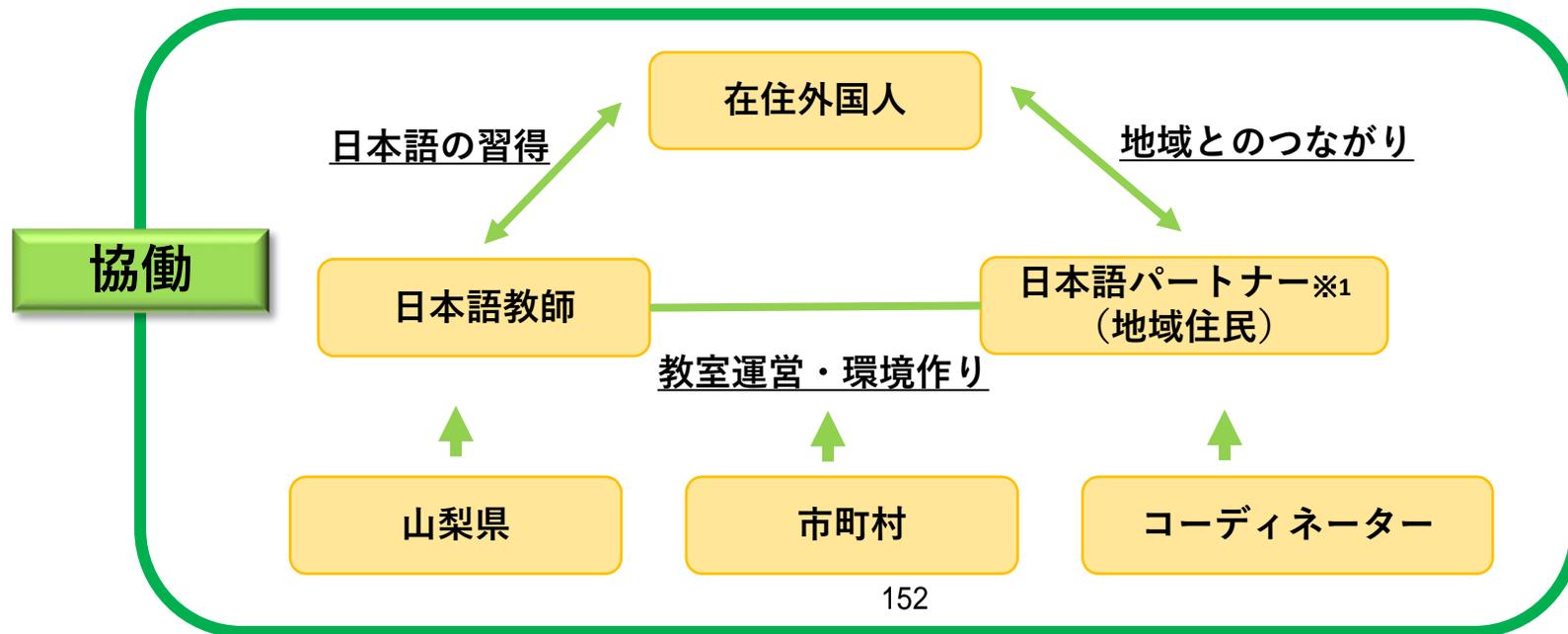
【コーディネーター業務の概要】

- ・ 在住外国人のニーズ調査（在住外国人世帯全戸で実施、多言語による調査 / 教室日程、学習内容）
- ・ 学習者募集（多言語によるサポート）
- ・ 日本語パートナー※1募集と対応、日本語パートナー座談会・研修会
- ・ 教室運営

カリキュラム作成、教材作成、教師指導、市担当課打ち合わせ、日本語パートナー打ち合わせ等全般

- ・ 教室アンケート実施及び集計

【日本語モデル教室形態】



※1日本語学習支援者

教室で扱う内容（1回完結型カリキュラム）

生活の場面の日本語
交流

初期日本語学習

(イメージ図)

教室テーマ

学習文型

広い視野の事柄を表現する

テーマ例：出身地紹介、ごみの出し方、市の防災を知る

難

他者とのやりとりにおいて課題を達成する

テーマ例：予約する、病院に行こう

↑

自分を表現する

テーマ例：私の一日、私の好きなもの

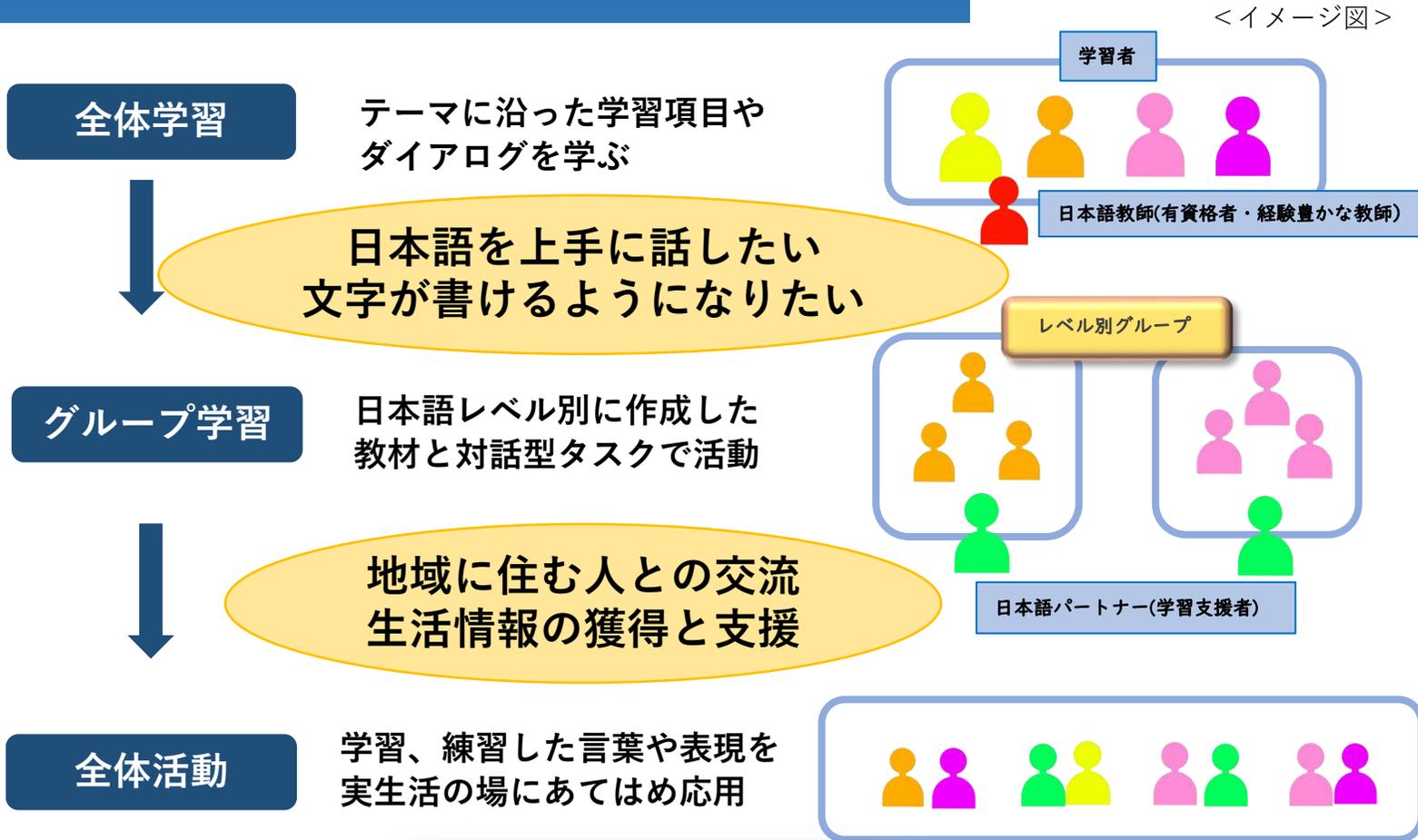
易



学習者

事業内容（日本語モデル教室）③

モデル教室の流れ（120分）〈参考：R2年度教室〉



全体
学習



グループ
学習



教室で病院での流れを再現



全体活動

備蓄の考えを知る・避難場所の確認



① 日本語モデル教室の改善と進展

- 1) 初期学習を必要とする学習者への支援をより厚くしていく
- 2) 生活に密着した場面を扱うカリキュラムパターンを増やしていく
- 3) 学習者、パートナー、自治体の声やニーズを拾い上げ必要とされる教室に

② 日本語パートナー研修

- 1) 基盤となる考え方を全員が共有した上で教室に参加する

(参考) 令和3年度は希望者のみを対象として2回実施

- ・外国人を取り巻く現状を知る、対等な市民として教室に参加する意識を共有
- ・外国人との接し方（伝わる日本語、“聴く”スキル）を知る

③ 地域づくりの日本語教室へ（みんなの居場所としての教室へ）

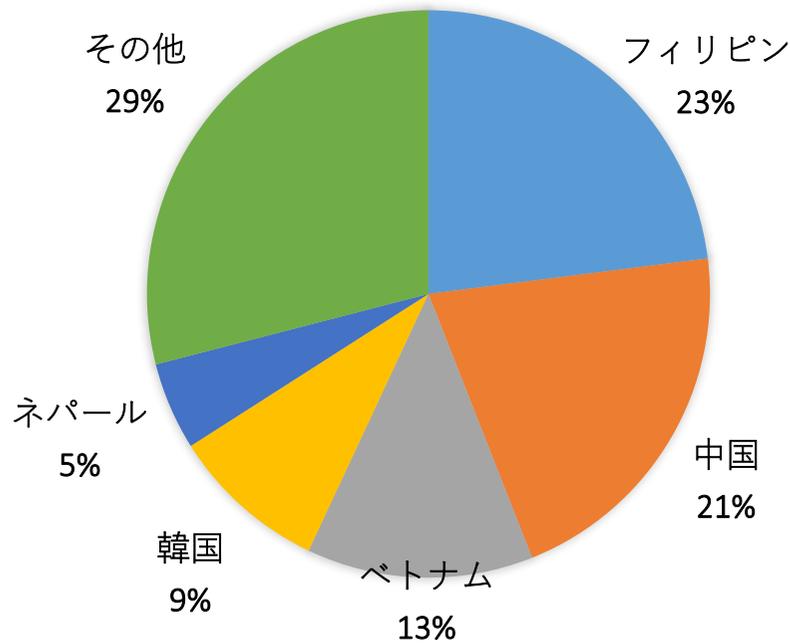
- 1) 既存教室の継続
- 2) 地域の特性を踏まえた問題解決と支援ができる教室へ
- 3) 学習者、地域の方、自治体が協働でつくりあげる教室へ

山梨県 笛吹市

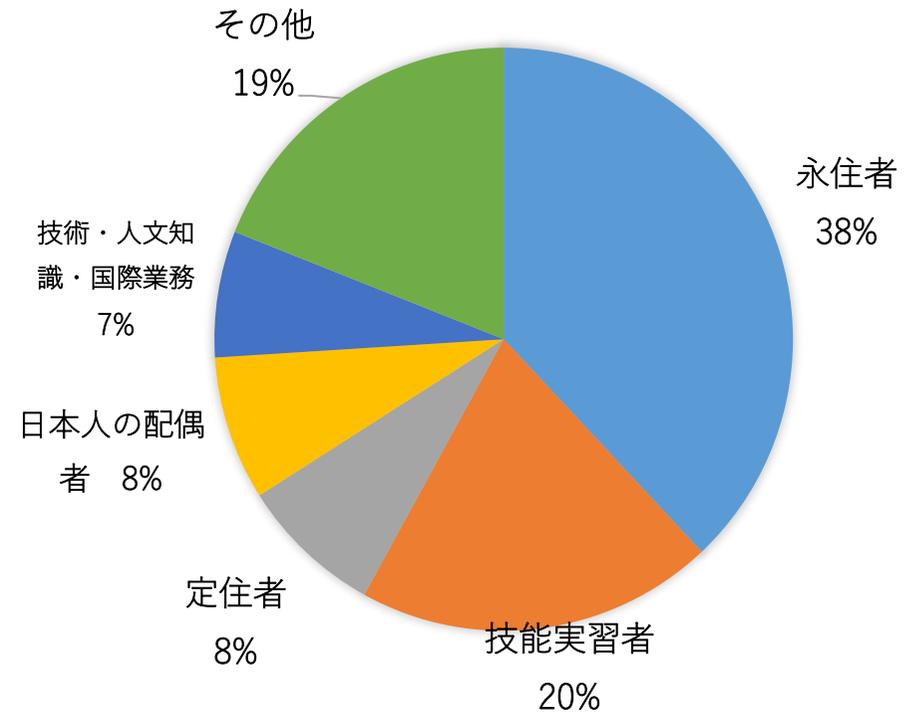
在住外国人数 1,167人 (人口比 1.6%)

令和2年度実施時点

国籍別割合



在留資格別割合



日本語教室開催前の状況

- ◆外国人の方が、どのような問題を抱えて生活しているのか、どのような支援が必要か知る機会がなかった。
- ◆外国人住民コミュニティの把握が出来ていなかったため、外国人住民へのイベントや交流会などの情報発信に苦慮していた。

笛吹市日本語教室

《開催までの流れ》

- 令和2年7月 山梨県より事業の案内を受ける
- 8月 日本語教室モデル事業に応募
- 9月 コーディネーターと教室の進め方を検討
- 10月 ニーズ調査（外国人全世帯） 878世帯
アンケート実施（日本語教室に参加したい外国人を対象） 147人
講師・学習者・パートナー募集
- 11月～2月 日本語教室の開催

- ・ 週1回 1回2時間
 - ・ 2クラス（初級～中級）
 - ・ 各教室13回 延べ26回
- 申込者計 58名

《参加者の国籍》

フィリピン、ベトナムが一番多く、次に台湾・韓国・ネパールなど 計16か国

笛吹市における事業紹介③

《アンケート結果より》

学習したいこと

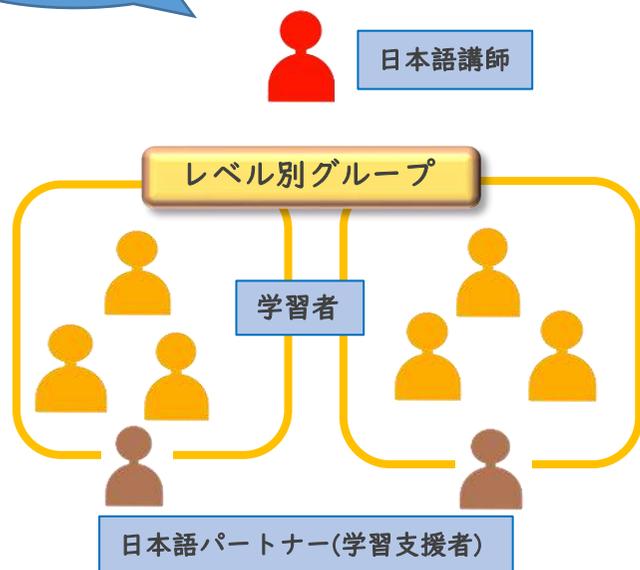
- 1位 生活に必要な会話
- 2位 漢字・ひらがな・カタカナ
- 3位 市役所や病院での会話



《生活に密着したことを中心に学習》

- ・ 時間や曜日の表現
- ・ 予約・注文の仕方
- ・ 病院のかかり方
- ・ 自分の住んでいる地域を知ろう
- ・ ごみの出し方ルール
- ・ 防災ハザードマップ
- ・ ひらがな、カタカナ 他

学習の形態



学習の様子

教室を開催するにあたり苦勞した点

- ・ 日本語講師の選定
- ・ 会場の確保
- ・ 学習者募集（周知方法・翻訳）
- ・ コロナ禍での対応（講師がオンライン、学習者は会場）

今後の課題

- ・ 日本語講師の確保
- ・ 日本語パートナー（ボランティア）の確保
- ・ 会場の確保
- ・ 予算の確保（講師謝礼・委託など）
- ・ 定期的なニーズ調査

事業の成果

～アンケート結果より～

- ・もっと勉強したい。
- ・日本語を勉強することが楽しい。
- ・新しい言葉をたくさん覚えた。
- ・友達が出来た。
- ・笛吹市のことや日本の習慣を知ることが出来た。 など

- * 回を重ねるごとに日本語でコミュニケーションが取れるようになっており、日本語力の向上を感じた。
- * 市から情報発信できる場所となった。
- * 教室が外国人の相談できる場所となった。
- * 外国人同士の交友関係が作れていた。
- * 学習者（外国人）とパートナー（日本人）が繋がれる場所となった。
- * パートナー同士の交友の場になった。



日本語モデル教室を実施して...

- ◆ 企画から運営まで全面的にコーディネーターの支援を受けることにより、ノウハウを学ぶことが出来た。
- ◆ 継続的に日本語教室を開催することにより、在住外国人の日本語支援を行っていく。また、教室が外国人の安心できる場所になり、行政支援が行える場所となることを期待し今後も実施していく予定。

成果

- ✓ 本県における地域日本語教育推進事業の**実施体制の整備**
- ✓ 日本語教室設置市町村数が **7市町** から **11市町村** へ
- ✓ 未設置市町村での設置に向けた**機運の醸成**
- ✓ **学習支援者**（日本語パートナー）数の**増加**
- ✓ 日本語教室の**オンライン実施**

空白地域解消
へ前進

課題

- ✓ 未設置市町村における**財政面、人材面の制約**
- ✓ 日本語を専門的に指導できる**教師の不足**

更なる
空白地域解消
へ向けて